

株式会社Finatextホールディングス

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年11月

FINATEXT

HOLDINGS

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式3,070,200千円(見込額)の募集及び株式16,351,653千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式2,994,348千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年11月16日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社Finatextホールディングス

2021年11月

MISSION

ミッション

「金融を‘サービス’として再発明する」

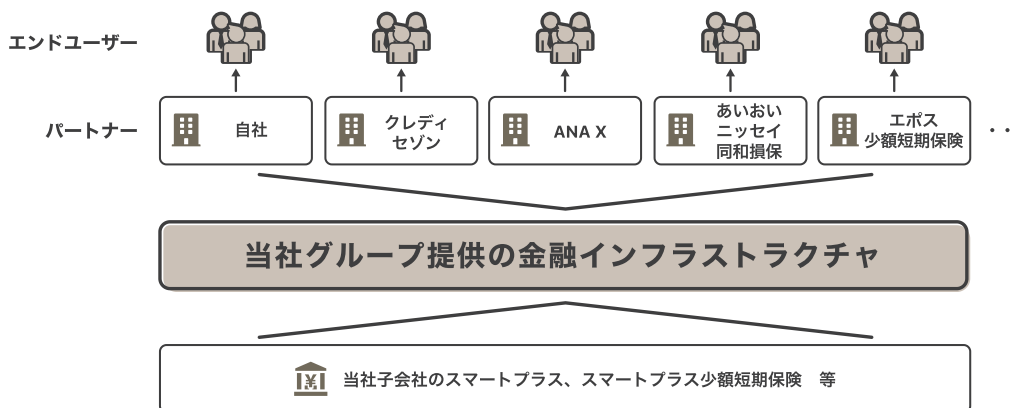
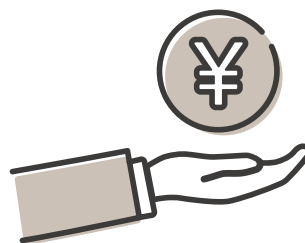


既存金融機関の デジタルトランスフォーメーション

当社グループのビジネスが立脚する金融業界は、非常に大きく歴史ある産業である一方、技術進歩と技術的負債に伴う課題に直面しており、特に顧客体験の向上が重要なテーマとなっております。金融サービスの顧客体験を改善し競争力を高めるためには、事業のデジタルトランスフォーメーションとそれに伴って蓄積されるビッグデータの利活用が求められています。

誰もが金融サービスも提供する時代へ

また、豊富な顧客接点を持つ事業会社が、その顧客接点を活かして、金融業界へ参入する事例が増えています。これまでは、大規模なシステム投資や多くの人員が必要で参入には多額のコストと時間がかかっていましたが、テクノロジーの進化により低コストでスピーディーに金融サービスを提供できるようになってきました。



Finatextグループは、次世代クラウド基幹システム「金融インフラストラクチャ」の提供等を通じて、パートナー企業とともに人々にとって遠い存在である金融サービスを暮らしに寄り添ったものにすることを目指しております。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

BUSINESS

事業

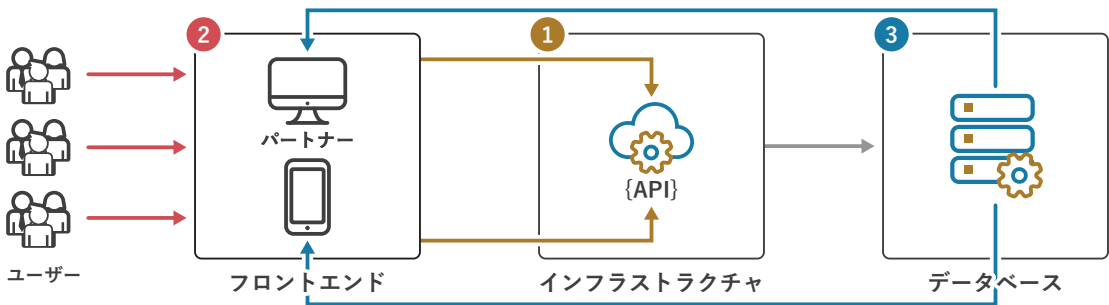
当社グループは、証券・保険ビジネス向け次世代クラウド基幹システム「金融インフラストラクチャ」の提供を中心に、優れた顧客体験を備えたフロントエンドサービスの企画・開発を支援する「フィンテックソリューション」、顧客企業内に蓄積されたデータの利活用を支援する「ビッグデータ解析」サービスを提供しております。

●セグメント概要

フィンテックソリューション	ビッグデータ解析	金融インフラストラクチャ
2014年～ <ul style="list-style-type: none">● 金融機関のDXニーズに対応したフロントエンドサービスの開発やモジュール化されたソリューションを提供● システム開発だけでなく、事業企画やマーケティングの支援まで幅広く行う	2016年～ <ul style="list-style-type: none">● 機関投資家や政府機関に対しオルタナティブデータを提供● POSやクレジットカードデータを集積し、クレンジングや解析に関する知見を有する● データホルダーとのリレーションを構築	2018年～ <ul style="list-style-type: none">● 資産運用・保険サービス向けのクラウドネイティブかつAPIベースの次世代基幹システムを提供● オンライン特化でサービス提供したい既存金融機関や新規参入の事業者へ導入

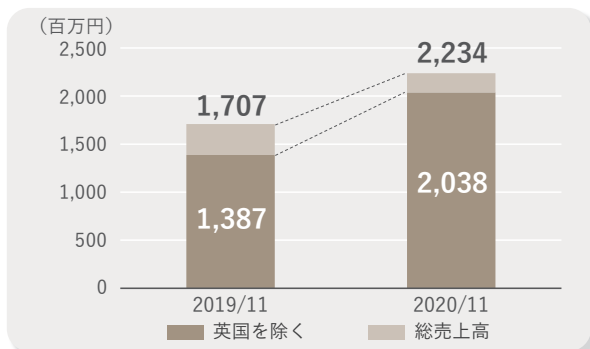
これらが一体となって、お客様のデジタルトランスフォーメーションを実現し、お客様のサービス品質の向上、収益の拡大、効率性の向上を支援しております。

- 1 クラウドネイティブかつAPIベースの金融インフラストラクチャの提供
- 2 優れた顧客体験を実現するフィンテックソリューションの提供
- 3 ビッグデータ解析によるマーケティングとサービスの最適化



当社グループは金融インフラストラクチャ事業及びビッグデータ解析事業が売上高の成長を牽引しており、2020年11月に終了する12ヶ月の売上高（英国法人を除く）は47%成長を達成しております。

●連結売上高の推移



成長率（前年同期比）

総売上高
+31%

英国を除く総売上高

+47%

SERVICE

サービス

金融インフラストラクチャ事業

証券インフラストラクチャビジネス「BaaS」

「BaaS」は証券業務と証券サービスにかかるウェブサイトやモバイルアプリ等のフロントエンドサービスの構築に必要な機能を提供するソフトウェアです。

「BaaS」を利用することで、パートナー企業は、独自開発時に比べて初期投資額を最大80~90%削減することができ、企画からサービス開始までの期間も半分以下に短縮することが可能であることが特徴です。

● 「BaaS」で提供されているサービス

パートナー
自社



コミュニティ型スマホ投資サービス
STREAM

パートナー
(株)クレディセゾン



ポイントで気軽につみたて投資
セゾンポケット

パートナー
ANA X(株)



投資一任による資産運用サービス
Wealth Wing

保険インフラストラクチャビジネス「Inspire」

「Inspire」は保険業務と保険サービスにかかるウェブサイトやモバイルアプリ等のフロントエンドサービスの構築に必要な機能を提供するソフトウェアです。

新しい保険商品を低コスト、短納期で追加することができる他、保険商品の契約から保険金支払いまでの全てのプロセスをオンライン上で完結できることが特徴です。

● 「Inspire」の導入企業

	自社	あいおいニッセイ 同和損害保険(株)	(株)エポス少額短期保険
パートナー企業の ライセンス	少額短期保険	損害保険	少額短期保険
取扱保険商品	妊婦向け母子保険 宿泊予約キャンセル保険	国内旅行保険	生活サポート保険

フィンテックソリューション事業

ソリューションビジネス

金融機関に対して、金融サービスにかかるウェブサイトやモバイルアプリ等のフロントエンドサービスの開発やモジュール化されたソリューションの提供を行っております。お客様の要件に迅速に対応するだけでなく、ニーズに合わせてビジネス企画から開発、マーケティングまで幅広いサービスを通じて、金融機関のデジタルトランスフォーメーションを支援しております。

マーケティングビジネス

金融関連サービスに関心を持つ潜在層ユーザー向けに、金融に関する学習、デモトレーディング等のゲーミフィケーションや金融商品サービスの比較を行うことができるサービスを提供しております。

●提供中のアプリ・ウェブサービス



あすかぶ!



かるFX



Money Freek



トレダビ

機能

・株式デモ取引
・学習コンテンツ

・FXデモ取引
・学習コンテンツ

・保険商品情報

・株式デモ取引
・学習コンテンツ

ビッグデータ解析事業

データライセンスビジネス

企業が保有するPOSデータやクレジットカードデータ等のビッグデータを解析し、解析結果をライセンスデータとして官公庁や国内外の金融機関に販売しております。

●データライセンスサービス

AlternaData



日経CPINOW



JCB消費NOW

概要	<ul style="list-style-type: none">データクレンジングとモデリングにより、機関投資家にとって意味のある形に指数化個別企業の売上や価格設定、顧客単価等の分析を提供	<ul style="list-style-type: none">POSデータを使用した日次の消費者物価指数を提供日本のインフレ率のモニタリング等に使用	<ul style="list-style-type: none">隔週の消費指数を提供データは小売、サービス業の業界、所在地、消費者の属性によって分類
データパートナー	<ul style="list-style-type: none">(株)日本経済新聞社(株)True DataKDDI(株)CCCマーケティング(株)(株)BCN 等	<ul style="list-style-type: none">(株)日本経済新聞社	<ul style="list-style-type: none">(株)ジェーシービー
データ	<ul style="list-style-type: none">POSデータ人流データポイントカードデータクレジットカードデータ	<ul style="list-style-type: none">POSデータ	<ul style="list-style-type: none">クレジットカードデータ

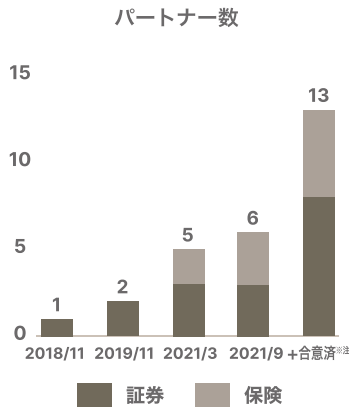
STRATEGY

今後の戦略

3つの成長戦略

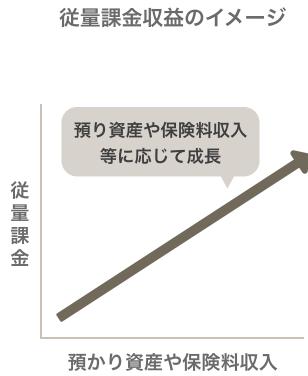
短期的成長

金融インフラストラクチャの
パートナー数の増加



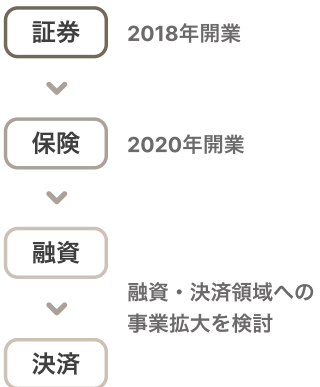
中期的成長

金融インフラストラクチャの
従量課金収益の拡大



長期的成長

新たな金融事業領域への参入



※注：うち1件はサービス導入の是非を検討する基本合意

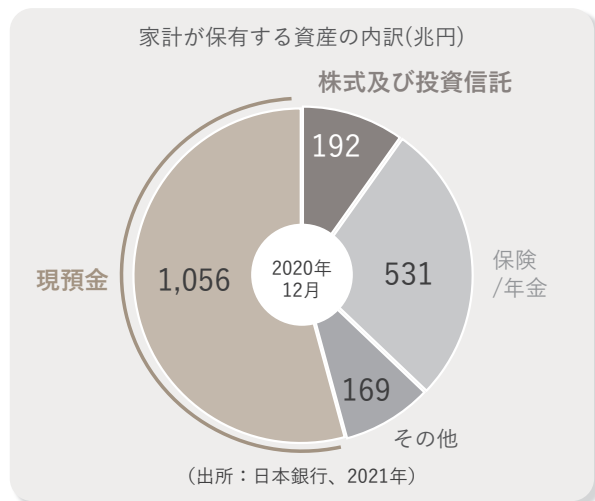
MARKET

市場規模

当社グループが立脚する金融業、特に国内の資産運用領域及び保険領域の市場規模は非常に大きく、数パーセントのシェアを獲得できれば非常に大きな収益インパクトがあります。

既存金融機関のデジタルトランスフォーメーションや多くの顧客基盤を有する事業会社による金融領域への参入のニーズは豊富であり、金融インフラストラクチャの提供余地は大きいものと考えております。

資産運用領域の市場規模



保険領域の市場規模

正味収入損害保険料総額

8.7兆円

(出所：日本損害保険協会、2021年)

少額短期保険料総額

1,178億円

(出所：日本少額短期保険協会、2021年)

業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回数 決算年月		第6期	第7期	第8期
		2019年11月	2021年3月	第2四半期 2021年9月
売上高	(千円)	1,707,470	2,751,375	897,016
経常損失(△)	(千円)	△766,711	△757,610	△488,912
親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失(△)	(千円)	△1,566,803	△1,012,561	△474,257
包括利益	(千円)	△1,753,746	△1,109,583	△550,645
純資産額	(千円)	7,352,538	6,485,951	6,085,305
総資産額	(千円)	11,027,879	12,655,096	12,800,228
1株当たり純資産額	(円)	△37.02	△62.58	—
1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)	(円)	△55.36	△35.78	△13.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	58.74	45.47	42.5
自己資本利益率	(%)	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,008,018	△1,751,936	△1,010,584
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△313,379	△325,269	△106,030
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,311,508	172,149	462,500
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	6,138,307	4,318,706	3,666,940
従業員数	(名)	157	152	181
(ほか、平均臨時雇用人員)		(1)	(4)	(8)

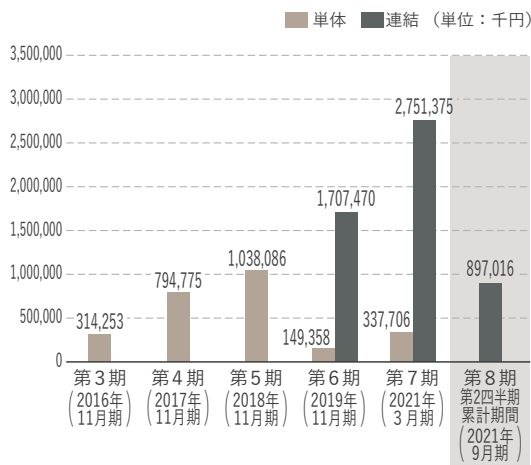
- (注) 1. 当社は第6期より連結財務諸表を作成しております。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 過年度における業績については、第6期より金融インフラストラクチャ事業の開始に伴う先行投資等から経常損失及び当期純損失を計上しております。また、投資活動によるキャッシュ・フローについても金融インフラストラクチャ事業のシステム投資や子会社立上げに伴う投資等によりマイナスとなっております。
 4. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
 5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、1株当たり当期(四半期)純損失であることから記載しておりません。
 6. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失が計上されているため記載しておりません。
 7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 8. 従業員数は就業人員(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
 9. 第6期、第7期及び第8期第2四半期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
 10. 当社は、2020年6月5日開催の臨時株主総会により、決算期を11月末から3月末に変更しております。従って、第7期は2019年12月1日から2021年3月31日までの16ヶ月間となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

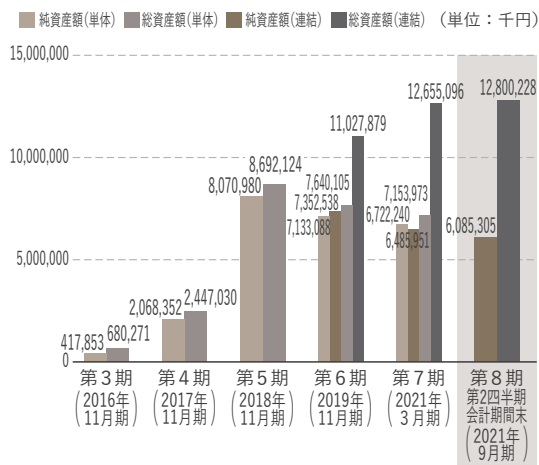
回数 決算年月		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
		2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2021年3月
売上高	(千円)	314,253	794,775	1,038,086	149,358	337,706
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	77,913	337,793	315,532	△39,126	△25,328
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	54,086	221,286	209,084	△921,975	△411,067
資本金	(千円)	31,280	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数						
普通株式		29,494,080	29,494,080	28,300,641	28,300,641	28,300,641
A種優先株式	(株)	1,866,816	1,866,816	1,866,816	1,866,816	1,866,816
B種優先株式			5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
C種優先株式				8,356,546	8,356,546	8,356,546
純資産額	(千円)	417,853	2,068,352	8,070,980	7,133,088	6,722,240
総資産額	(千円)	680,271	2,447,030	8,692,124	7,640,105	7,153,973
1株当たり純資産額	(円)	10.67	18.17	18.99	△14.15	△28.67
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	1.94	7.50	7.24	△32.58	△14.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	60.97	84.23	92.76	93.25	93.85
自己資本利益率	(%)	13.04	10.74	2.59	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(名)	9	15	22	3	12
(ほか、平均臨時雇用人員)		(—)	(—)	(—)	(—)	(1)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 2018年12月3日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、第6期の提出会社の主な経営指標等は、第5期以前と比較して大きく変動しております。
 3. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、第6期及び第7期は1株当たり当期純損失であることから記載しておりません。
 5. 第6期及び第7期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 6. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
 7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 8. 従業員数は就業人員(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
 9. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。第3期、第4期及び第5期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値は、PwCあらた有限責任監査法人による金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査を受けておりません。
 10. 当社は、2020年6月5日開催の臨時株主総会により、決算期を11月末から3月末に変更しております。従って、第7期は2019年12月1日から2021年3月31日までの16ヶ月間となっております。

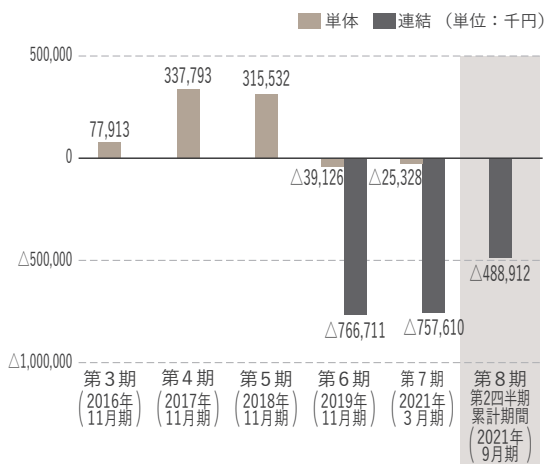
売上高



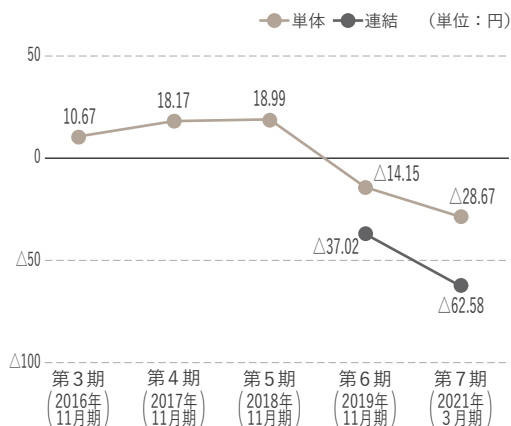
純資産額／総資産額



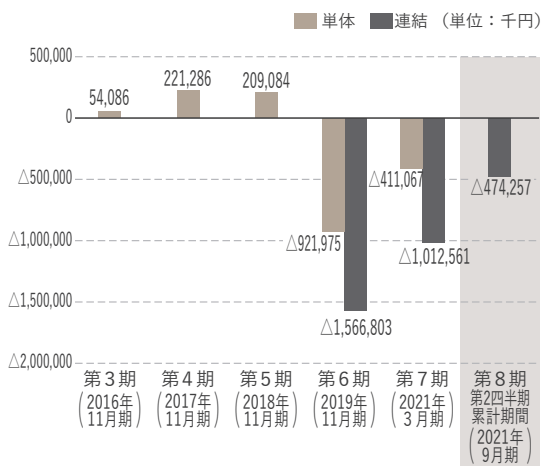
経常利益又は経常損失(△)



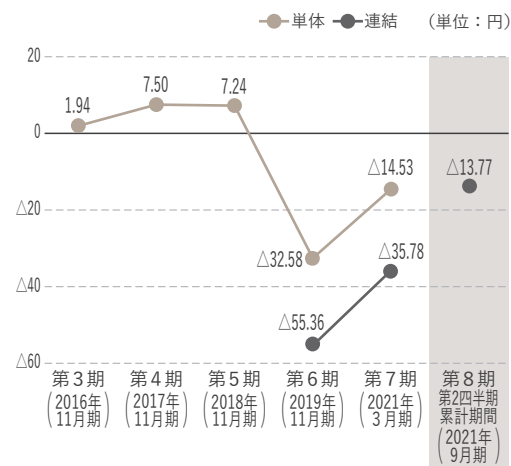
1株当たり純資産額



当期純利益又は当期純損失(△)及び親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失(△)



1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)



目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	9
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	11
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	12
第二部 【企業情報】	15
第1 【企業の概況】	15
1 【主要な経営指標等の推移】	15
2 【沿革】	18
3 【事業の内容】	20
4 【関係会社の状況】	28
5 【従業員の状況】	29
第2 【事業の状況】	30
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	30
2 【事業等のリスク】	33
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	39
4 【経営上の重要な契約等】	46
5 【研究開発活動】	46
第3 【設備の状況】	47
1 【設備投資等の概要】	47
2 【主要な設備の状況】	47
3 【設備の新設、除却等の計画】	48

第4	【提出会社の状況】	49
1	【株式等の状況】	49
2	【自己株式の取得等の状況】	64
3	【配当政策】	66
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	66
第5	【経理の状況】	78
1	【連結財務諸表等】	79
2	【財務諸表等】	139
第6	【提出会社の株式事務の概要】	151
第7	【提出会社の参考情報】	152
1	【提出会社の親会社等の情報】	152
2	【その他の参考情報】	152
第四部	【株式公開情報】	153
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	153
第2	【第三者割当等の概況】	156
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	156
2	【取得者の概況】	156
3	【取得者の株式等の移動状況】	156
第3	【株主の状況】	157
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月16日
【会社名】	株式会社F i n a t e x tホールディングス
【英訳名】	Finatext Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 林 良太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北三丁目2番地11号 住友不動産九段北ビル 4階
【電話番号】	03(6265)6828(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 伊藤 祐一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北三丁目2番地11号 住友不動産九段北ビル 4階
【電話番号】	03(6265)6828(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 伊藤 祐一郎
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 3,070,200,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 16,351,653,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,994,348,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をご参照下さい。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	2,800,000(注)3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 2021年11月16日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 3 発行数については、2021年12月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2021年11月16日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資、グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2021年12月13日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2021年12月3日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	2,800,000	3,070,200,000	1,806,000,000
計(総発行株式)	2,800,000	3,070,200,000	1,806,000,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,290円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,290円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は3,612,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2021年12月15日(水) 至 2021年12月20日(月)	未定 (注) 4	2021年12月21日(火)

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、2021年12月3日に仮条件を決定する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年12月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 2021年12月3日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2021年12月13日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 2021年11月16日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2021年12月13日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、2021年12月22日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込みに先立ち、2021年12月6日から2021年12月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,800,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2021年12月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	2,800,000	—

(注) 1 引受株式数は、2021年12月3日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(2021年12月13日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,612,000,000	31,000,000	3,581,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,290円)を基礎として算出した見込額であります。2021年12月3日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額3,581百万円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,490百万円については、①事業拡大に係る運転資金、②関連会社投融資資金、③借入金の返済、④設備資金に充当する予定であり、その具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

①事業拡大に係る運転資金

「金融を‘サービス’として再発明する」という経営理念の下、金融サービス提供者向けの次世代クラウド基幹システムの提供を中心に、ビッグデータ解析支援や金融サービスの企画・開発支援による事業拡大のためには、優秀なシステム開発及び営業の人員の採用・育成による体制強化を目的とした人件費、システム開発にかかる業務委託費、新規顧客獲得促進のためのネット広告やキャンペーンに要する広告宣伝費及び事業拡大に係るパートナー企業へのレバニューシェア等の運転資金の拡大が必要であります。当該運転資金の増加に対応する資金として2,556百万円(2022年3月期:244百万円、2023年3月期:918百万円、2024年3月期:1,394百万円)を充当する予定です。

②関連会社投融資資金

連結子会社である株式会社スマートプラスの商品・サービスの拡充に伴って必要となる準備金等のための資本増強及びスマートプラス少額短期保険株式会社の保険準備金確保のための資本増強等に係る投融資資金として1,848百万円(2022年3月期:13百万円、2023年3月期:1,468百万円、2024年3月期:367百万円)を充当する予定です。

③借入金の返済

財務基盤の更なる強化に向けた金融機関からの借入金の返済として213百万円(2022年3月期:75百万円、2023年3月期:100百万円、2024年3月期:37百万円)を充当する予定です。

④設備資金

金融インフラストラクチャ事業の収益拡大を目的に、ソフトウェアへの投資を中心とした設備資金として147百万円(2022年3月期:107百万円、2023年3月期:20百万円、2024年3月期:20百万円)を充当する予定です。

なお、上記使途以外の残額は、将来における当社の成長に寄与する支出又は投資に充当する方針であります。当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2021年12月13日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	12,675,700	16,351,653,000	東京都文京区本郷七丁目3番1号 UTEK3号投資事業有限責任組合 3,863,100株
				東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 3,239,300株
				東京都中央区日本橋一丁目19番1号 auフィナンシャルホールディングス株式会社 3,203,300株
				東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 809,300株
				東京都江東区 渡辺 広太 400,000株
				東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 (特定運用金外信託口 契約番号12100440) 348,200株
				東京都町田市 渡辺 努 300,000株
				東京都港区 齋藤 祐輝 150,000株
				東京都千代田区大手町二丁目6番4号 株式会社GCIキャピタル 143,100株
				神奈川県大和市 保田 容之介 90,000株
				東京都西東京市 今井 聡 50,400株
東京都板橋区 高橋 充 39,000株				
東京都台東区 石橋 淳志 30,000株				
東京都江東区 辻中 仁士 10,000株				
計(総売出株式)	—	12,675,700	16,351,653,000	—

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式12,675,700株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売

(以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。)されることがあります。上記売出数は、日本国内において販売(以下、「国内販売」という。)される株数(以下、「国内販売株数」という。)と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2021年12月13日)に決定されます。海外販売株数は引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出数については、今後変更される可能性があります。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

- 3 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,290円)で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
- 6 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 7 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 8 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2021年 12月15日(水) 至 2021年 12月20日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目4番地 松井証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8番1号 あかつき証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2021年12月13日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と2021年12月13日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2021年12月22日(水))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	2,321,200	2,994,348,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	2,321,200	2,994,348,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2021年12月22日から2022年1月19日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資、グリーンシュエオープンオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 本株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,290円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1	自 2021年 12月15日(水) 至 2021年 12月20日(月)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及 びその委託販売先金 融商品取引業者の本 支店及び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(2021年12月13日)において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2021年12月22日(水))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社(以下、「共同主幹事会社」という。)として、2021年12月22日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の売出数(海外販売株数)

未定

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2021年12月13日)に決定されますが、海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。

(3) 海外販売の売出価格

未定

(注) 1 海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

(4) 海外販売の引受価額

未定

(注) 海外販売の引受価額は、本募集における引受価額と同一といたします。

(5) 海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

また、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

- (9) 売出しを行う者の氏名又は名称
前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人
- (10) 売出しを行う地域
欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)
- (11) 海外販売の受渡年月日
2021年12月22日(水)
- (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

3. 第三者割当増資、グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2021年11月16日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 1,160,600株
募集株式の払込金額	未定(本募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(本募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2022年1月24日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 株式会社三井住友銀行 日本橋支店

また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社が当社株主より借受ける株式の返還に必要な株式の一部を取得するために、大和証券株式会社は1,160,600株を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエアプション」という。)を、2022年1月19日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

大和証券株式会社は、上場(売買開始)日から2022年1月19日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、当社株主より借受ける株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を減じた株式数については、グリーンシュエアプションの行使により取得する株式数と、本件第三者割当増資による株式の割当株式数を等しくして、グリーンシュエアプションの行使及び本件第三者割当増資の割当てに応じる予定であります。したがって、本件第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社代表取締役かつ貸株人である林良太、売出人である UTEC 3 号投資事業有限責任組合、ジャフコSV 5 共有投資事業有限責任組合、auフィナンシャルホールディングス株式会社、ジャフコSV 5 スター投資事業有限責任組合、渡辺広太、株式会社SMBC信託銀行（特定運用金外信託口 契約番号12100440）、渡辺努、齋藤祐輝、株式会社GCIキャピタル、保田容之介、今井聡、高橋充、石橋淳志及び辻中仁士、当社取締役かつ当社の株主である伊藤祐一郎及び戸田真史、並びに当社の株主である株式会社日本経済新聞社、西村清彦、F i n a t e x t 従業員持株会、染原友博及び赤井厚雄は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目(2022年6月19日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおけるオーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に対して当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を大和証券株式会社が取得することを除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する林良太、伊藤祐一郎、伊藤英佑及び戸田真史は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、引受人の買取引受による売出しにおいて、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を引受人に要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載の通りです。下表に記載のGICプライベート・リミテッド（GIC Private Limited）への販売に係る株式数は、前記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」に記載の海外販売の売出数(海外販売株数)に含まれます。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）について、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、共同主幹事会社は売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を親引け予定先から書面により取り付けます。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
GICプライベート・リミテッド (GIC Private Limited)	「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株数のうち、取得金額2,300百万円に相当する株式数を上限	当社株主への参画によって、当社のコーポレート・ガバナンス及び企業価値向上に資することを目的とするため

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第6期	第7期
決算年月		2019年11月	2021年3月
売上高	(千円)	1,707,470	2,751,375
経常損失(△)	(千円)	△766,711	△757,610
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(千円)	△1,566,803	△1,012,561
包括利益	(千円)	△1,753,746	△1,109,583
純資産額	(千円)	7,352,538	6,485,951
総資産額	(千円)	11,027,879	12,655,096
1株当たり純資産額	(円)	△37.02	△62.58
1株当たり当期純損失金額 (△)	(円)	△55.36	△35.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	58.74	45.47
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△2,008,018	△1,751,936
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△313,379	△325,269
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,311,508	172,149
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	6,138,307	4,318,706
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	157 〔1〕	152 〔4〕

- (注) 1. 当社は第6期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 過年度における業績については、第6期より金融インフラストラクチャ事業の開始に伴う先行投資等から経常損失及び当期純損失を計上しております。また、投資活動によるキャッシュ・フローについても金融インフラストラクチャ事業のシステム投資や子会社立上げに伴う投資等によりマイナスとなっております。
4. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、1株当たり当期純損失であることから記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への意向者を除く)であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
9. 第6期及び第7期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあたら有限責任監査法人により監査を受けております。
10. 当社は、2020年6月5日開催の臨時株主総会により、決算期を11月末から3月末に変更しております。従って、第7期は2019年12月1日から2021年3月31日までの16ヶ月間となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2021年3月
売上高 (千円)	314,253	794,775	1,038,086	149,358	337,706
経常利益又は経常損失(△) (千円)	77,913	337,793	315,532	△39,126	△25,328
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	54,086	221,286	209,084	△921,975	△411,067
資本金 (千円)	31,280	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式	29,494,080	29,494,080	28,300,641	28,300,641	28,300,641
A種優先株式 (株)	1,866,816	1,866,816	1,866,816	1,866,816	1,866,816
B種優先株式		5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
C種優先株式			8,356,546	8,356,546	8,356,546
純資産額 (千円)	417,853	2,068,352	8,070,980	7,133,088	6,722,240
総資産額 (千円)	680,271	2,447,030	8,692,124	7,640,105	7,153,973
1株当たり純資産額 (円)	10.67	18.17	18.99	△14.15	△28.67
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	1.94	7.50	7.24	△32.58	△14.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.97	84.23	92.76	93.25	93.85
自己資本利益率 (%)	13.04	10.74	2.59	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	9 〔—〕	15 〔—〕	22 〔—〕	3 〔—〕	12 〔1〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 2018年12月3日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、第6期の提出会社の主な経営指標等は、第5期以前と比較して大きく変動しております。
3. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、第6期及び第7期は1株当たり当期純損失であることから記載しておりません。
5. 第6期及び第7期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
9. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。第3期、第4期及び第5期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値は、PwCあらた有限責任監査法人による金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
10. 当社は、2020年6月5日開催の臨時株主総会により、決算期を11月末から3月末に変更しております。従って、第7期は2019年12月1日から2021年3月31日までの16ヶ月間となっております。

(参考情報)

当社は、2020年6月に臨時株主総会にて決算期変更を決議し、第7期より11月決算から3月決算へ変更しております。

そのため、参考情報として、当社グループの2019年4月1日から2020年3月31日及び2020年4月1日から2021年3月31日のそれぞれ1年間並びに2020年4月1日から2020年9月30日の6ヶ月間に係る主要な連結経営指標等の推移を記載しております。なお、いずれもPwCあらた有限責任監査法人による金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は受けておりません。

		自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日
売上高	(千円)	2,179,167	1,811,909	702,262
(うち初期導入収益)	(千円)	1,086,891	651,212	125,332
(うち月額固定収益)	(千円)	538,921	858,905	377,198
(うち従量課金収益)	(千円)	553,354	301,790	199,731
営業損失(△)	(千円)	△315,467	△702,669	△482,648
経常損失(△)	(千円)	△370,476	△806,249	△462,129
親会社株主に帰属する 当期(四半期)純損失(△)	(千円)	△1,156,026	△1,021,811	△442,920
純資産額	(千円)	7,369,215	6,485,951	7,491,059
総資産額	(千円)	11,752,645	12,655,096	12,292,642
1株当たり純資産額	(円)	△35.66	△62.58	△31.25
1株当たり当期(四半期) 純損失金額(△)	(円)	△40.85	△36.11	△15.65
潜在株式調整後1株当たり当 期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	55.44	45.47	54.02
自己資本利益率	(%)	—	—	—

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、1株当たり当期(四半期)純損失であることから記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 2019年4月1日から2020年3月31日の12ヶ月間と比較して、2020年4月1日から2021年3月31日の12ヶ月間の売上高は減収となっておりますが、2020年3月に大規模なプロジェクトの納品があり、多額の初期導入収益を計上したことによるものです。参考として、第6期(2018年12月1日から2019年11月30日)に合わせた直近の12ヶ月間(2019年12月1日から2020年11月30日)の売上高は、2,234百万円と30.8%の増収となっております。

6. 初期導入収益、月額固定収益、従量課金収益の定義は以下のとおりとなります。

	主なサービス内容
初期導入収益	金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャ「BaaS」及び保険インフラストラクチャ「Inspire」、フィンテックソリューション事業の「ソリューションビジネス」における新規導入に係る開発費及びビッグデータ解析事業の「データ解析支援ビジネス」から生じる一時収益を計上しております。
月額固定収益	金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャ「BaaS」及び保険インフラストラクチャ「Inspire」のインフラ利用料、フィンテックソリューション事業の「ソリューションビジネス」におけるサービス運営費及びビッグデータ解析事業の「データライセンスビジネス」から生じるライセンス料を計上しております。
従量課金収益	金融インフラストラクチャ事業の証券ビジネス及び保険ビジネス、フィンテックソリューション事業の「マーケティングビジネス」及び「オーダーフローシェアビジネス」から生じる、取引量に連動する収益を計上しております。

2 【沿革】

当社の設立以降の沿革は以下の通りであります。

年月	概要
2013年12月	東京都千代田区西神田に「株式会社F i n a t e x t（現・当社）」を設立
2014年11月	株式投資教育アプリ「あすかぶ！（注1）」をリリース
2015年12月	FX投資教育アプリ「かるFX（注2）」をリリース
2015年12月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）と提携し、投資信託教育アプリ「FUNDECT（注3）」をリリース（現在はサービス終了）
2016年3月	オフショア開発を目的として、子会社株式会社T e q n o l o g i c a lを設立
2016年8月	株式会社ナウキャストを株式交換により完全子会社化し、機関投資家に対するビッグデータ解析事業へ参入
2016年8月	本社を東京都千代田区麹町に移転
2016年11月	株式会社日本経済新聞社と提携し、金融機関向けビッグデータライセンスの販売を開始
2016年12月	英国における金融サービスの開発・運営を目的として、子会社Finatext UK Ltd.を設立
2017年3月	証券プラットフォームサービスの開発・運営準備を目的として、子会社株式会社スマートプラスを設立
2017年5月	株式会社ジェーシービーと提携し、「JCB消費NOW（注4）」をリリース
2017年11月	株式会社大和証券グループ本社及び大和証券株式会社と資本業務提携を締結。株式会社大和証券グループ本社が子会社株式会社スマートプラスに出資
2017年12月	株式会社スマートプラスが第一種金融商品取引業者に登録
2018年4月	株式会社True Dataと提携し、金融機関向けビッグデータライセンスの販売を開始
2018年7月	株式会社スマートプラスが証券インフラストラクチャ「BaaS」（パース：Brokerage as a Service）（注5）の第1号案件となる従来型取引手数料無料のコミュニティ型証券アプリ「STREAM」の現物取引サービスを開始
2018年7月	金融デジタル接点の強化及びビッグデータを活用した金融サービスの提供のため、KDDI株式会社と資本業務提携
2018年8月	Travel FX Ltd.を株式取得により子会社化し、英国における個人向け外貨両替事業に参入
2018年8月	Mortgage FX Ltd.を株式取得により子会社化し、英国における法人向け外国為替送金事業に参入
2018年9月	「STREAM」の信用取引サービスを開始
2018年12月	株式会社F i n a t e x tホールディングスへの商号変更とともに、新設分割により株式会社F i n a t e x tを設立して持株会社体制へ移行
2019年4月	保険プラットフォームサービスの開発・運営準備を目的として、子会社スマートプラス少額短期準備株式会社（現・スマートプラス少額短期保険株式会社）を設立
2019年8月	株式会社K-ZONEを株式取得により子会社化し、投資関連アプリの開発・運営を拡充
2019年8月	提携先であるKDDI株式会社の「au WALLET アプリ」のリニューアルを支援
2019年8月	CCCマーケティング株式会社と提携し、金融機関向けビッグデータライセンスの販売を開始
2019年10月	株式会社東京証券取引所とオルタナティブデータ（注6）を活用した英文中小型株レポート配信の限定公開実証実験を実施
2019年11月	株式会社クレディセゾンと協業し、証券インフラストラクチャBaaS（パース：Brokerage as a Service）の第2号案件となる「セゾンポケット」をリリース
2019年12月	本社を東京都千代田区九段北に移転
2020年8月	子会社スマートプラス少額短期保険株式会社が少額短期保険業者に登録
2020年8月	保険インフラストラクチャInspire（注7）の第1号案件となる、子会社スマートプラス少額短期保険株式会社による「母子保険はぐ」をリリース
2020年9月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と資本業務提携を締結。あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が子会社スマートプラス少額短期保険株式会社に投資
2020年11月	株式会社スマートプラスが投資運用業者に登録
2020年11月	ANA X株式会社と協業し、「BaaS」（パース：Brokerage as a Service）の第3号案件となる「Wealth Wing」をリリース
2020年11月	経営資源の集中のため、Travel FX Ltd.の全株式を売却
2020年11月	経営資源の集中のため、Mortgage FX Ltd.の全株式を売却

年月	概要
2021年1月	保険インフラストラクチャInspireの第2号案件として、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社へシステム提供を開始
2021年5月	保険インフラストラクチャInspireの第3号案件として、丸井グループの株式会社エポス少額短期保険へシステム提供を開始
2021年8月	「STREAM」の米国株式取引サービスを開始
2021年9月	子会社スマートプラス少額短期保険株式会社が「宿泊予約キャンセル保険」をリリース

- (注) 1. 株式投資のデモトレ及び学習コンテンツを提供するモバイルアプリ
2. FX投資のデモトレ及び学習コンテンツを提供するモバイルアプリ
3. 投資信託の情報及び学習コンテンツを提供するモバイルアプリ
4. クレジットカードの決済データから算出される消費指数
5. 証券サービス向けクラウド基幹システム
6. 経済分析や投資判断等で伝統的に用いられてきた公的統計や決算開示以外のデータの総称
7. 保険サービス向けクラウド基幹システム

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「金融を‘サービス’として再発明する」をミッションに掲げております。このミッションのもと、金融サービス提供者向けの次世代クラウド基幹システムの提供等を通じて、パートナー企業とともに人々にとって遠い存在である金融サービスを暮らしに寄り添ったものにするを指しております。

当社グループのビジネスが深く関連する金融業界は、非常に大きく歴史ある産業である一方、技術進歩と技術的負債に伴う課題に直面しており、特に顧客体験の向上が重要な課題となっております。金融サービスの顧客体験を改善し競争力を高めるためには、事業のデジタルトランスフォーメーションとそれに伴って蓄積されるビッグデータの利活用が求められています。他方、既に豊富な顧客接点を持つリテール企業が、その顧客接点を活かしたよりよい顧客体験を強みとして、新たに金融業界へ参入する事例が増えています。

上記のミッションと金融業界の事業環境を背景に、当社グループは、金融サービス提供者向けの次世代クラウド基幹システムの提供を行っております。これまでのパッケージソフトウェア型の基幹システムは、導入にかかる初期費用や運用にかかる固定費、時間、人員が必要となっていたことに加え、外部サービスとの連携に制約がありました。当社が運営する次世代クラウド基幹システムは、クラウドベースでSaaS型にすることにより、導入及び運用の低コスト化、短期間化、少人数化を実現するとともに、APIにより外部サービスとの連携を容易にしております。

当社グループは、次世代クラウド基幹システムを提供するだけでなく、優れた顧客体験を備えたウェブサイトやモバイルアプリといったフロントエンドサービスの企画・開発を支援する「フィンテックソリューション」や、顧客企業内に蓄積されたデータの利活用を支援する「ビッグデータ解析」サービスも提供しております。これらが一体となって、お客様のデジタルトランスフォーメーションを実現し、お客様のサービス品質の向上、収益の増加、効率性の向上に貢献してまいります。

具体的には、当社グループは、当社及び連結子会社7社で構成しており、以下の3つの事業を展開しております。なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

セグメント名	ビジネス
(1) 金融インフラストラクチャ事業	・証券インフラストラクチャビジネス ・保険インフラストラクチャビジネス
(2) フィンテックソリューション事業	・ソリューションビジネス ・マーケティングビジネス
(3) ビッグデータ解析事業	・データライセンスビジネス ・データ解析支援ビジネス

(1) 金融インフラストラクチャ事業

金融インフラストラクチャ事業は、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして、顧客に提供するものであります。株式会社F i n a t e x t、株式会社スマートプラス及びスマートプラス少額短期保険株式会社が本事業を行っております。

従来型のパッケージ型のシステムと比較し、当社グループの次世代クラウド基幹システムには4つの特徴があります。

1. 安価な初期導入費
2. 短い導入期間
3. エンドユーザーのニーズに沿ったサービスをテラーメイドで開発可能
4. 既存サービスとの接続によるシームレスなサービス体験

これらの特徴を活かして、以下のようなお客様に当社グループのサービスを導入いただいております。

1. B to Cサービスを運営しており、その既存ユーザー向けに金融サービスも提供したいと考える新規参入の事業者
2. デジタル特化の新サービスを立ち上げる際に、新しい基幹システムを採用したいと考える既存金融機関

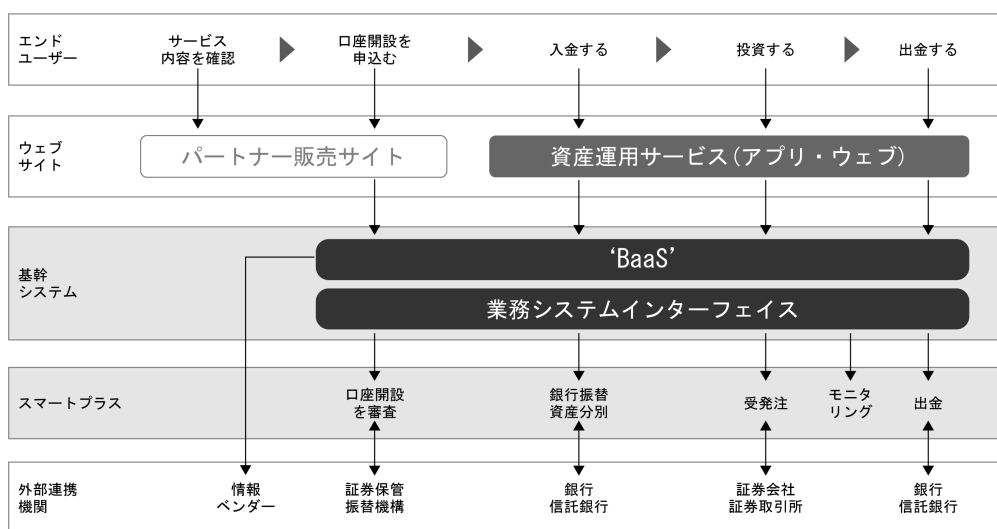
現在は、金融インフラストラクチャを証券ビジネス及び保険ビジネス向けに展開しております。

① 証券インフラストラクチャビジネス

本ビジネスは、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者である株式会社スマートプラスが、証券インフラストラクチャ「BaaS」の運営及びパートナー企業への提供を行っており、初期導入時のシステム開発費、月次の定額利用料、証券売買取引に伴う従量課金収益を基本収益として受領しております。

証券インフラストラクチャ「BaaS」は、証券サービスの構築に必要な多様な外部連携を全てクラウド上で管理することで、パートナー企業は、独自開発時に比べ、初期投資額を最大80～90%削減することができ、企画からサービス開始までの期間も半分以下に短縮することが可能である点が特徴です（注1）。当社グループはクラウドサーバーや最新の開発言語及び開発手法を活用することで、複雑なシステムを低コストで効率的に開発することが可能な体制となっております。

（注）1. 第1種業金融商品取引業者として証券会社を立ち上げる場合における、システム開発（証券業務ミドルバックシステム、証券フロントシステム、ウェブ・モバイルアプリケーション）と体制整備にかかる費用の当社試算値との比較。



証券インフラストラクチャ「BaaS」が現在提供している金融商品及び機能は下記のとおりです。

金融商品	機能
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証上場株式現物取引 ・ 東証上場株式信用取引（制度信用、一般信用） ・ 米国株式現物取引 ・ 投資信託 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動積立て（事前に金額を指定すると、毎月指定した金額分の株式や投資信託を自動的に購入することができる機能） ・ カード決済（株式や投資信託の積立てをクレジットカードで決済することができる機能） ・ ポイント決済（連携サービスのポイントを用いて株式や投資信託を購入することができる機能） ・ 投資一任契約の運用（投資家から投資判断を一任されその投資判断に基づき投資を行う、投資一任契約に従って自動的に株式の購入売却をすることができる機能）

株式会社スマートプラスは、2017年11月より、株式会社大和証券グループ本社及び大和証券株式会社と資本業務提携を締結し、同社からノウハウや一部システムの提供を受けることで、金融機関として安定した運営の実現を図っております。

現在は、自社サービスである「STREAM」に加え、株式会社クレディセゾンをパートナーとする「セゾンポケット」やANA X株式会社をパートナーとする「Wealth Wing」が「BaaS」上で稼働しております。

	サービス名	パートナー	商品／機能	特徴
1	STREAM	自社サービス	東証上場株式現物取引 東証上場株式信用取引 米国株式現物取引	・日本初の従来型売買手数料無料の株取引サービス（注2） ・コミュニティ機能付き
2	セゾンポケット	株式会社クレディセゾン (金融商品仲介業)	東証上場株式現物取引 投資信託	・かんたん積立て投資サービス ・クレカ、ポイント決済可能
3	Wealth Wing	ANA X株式会社 (広告パートナー)	投資一任	・アクティブ投資戦略をベースとする新しいロボアドバイザー ・AUMに応じてマイルが貯まる

(注) 2. 東京証券取引所立会外で約定した場合のみ東京証券取引所気配と比べて有利となった差額の半額相当を手数料として徴収。東京証券取引所で約定が成立した場合には売買手数料は無料。

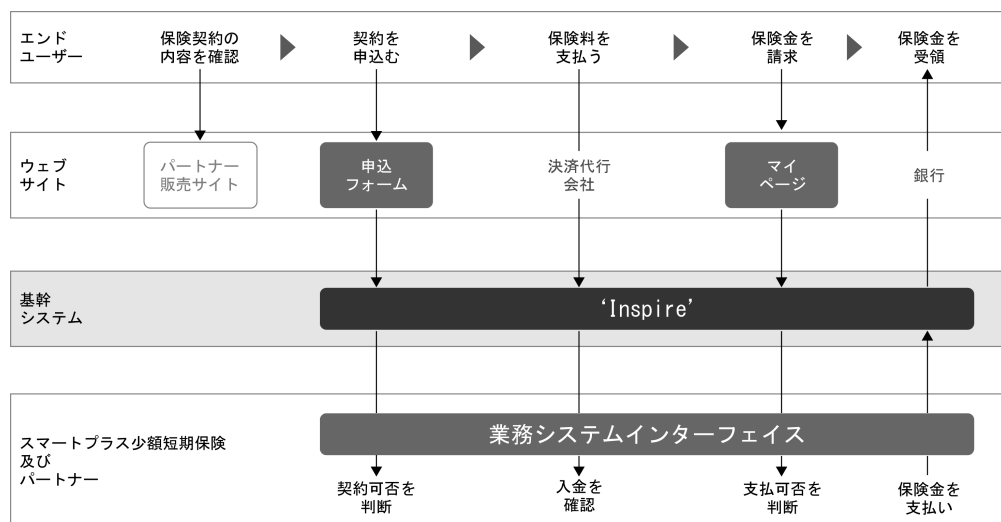
稼働中の上記3サービスに加えて、以下の企業と当社グループのサービスにかかる基本合意契約または業務委託契約を締結しております。

	パートナー	提携方式	概要
1	株式会社 Japan Asset Management	金融商品仲介業	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFA (Independent Financial Advisor) 法人である同社のブランドで提供する、ファンドラップ(「JAMラップ」)のサービス構築及び運用を支援 ・ 投資助言業者である同社が株式会社スマートプラスに投資助言・指図を行うことでポートフォリオの構築を行い、投資運用業者である株式会社スマートプラスが運用を行う予定
2	ニッセイアセットマネジメント 株式会社	金融商品仲介業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内大手運用会社である同社のブランドで提供する、個人向けファンドラップサービス「Goal Navi」のサービス構築及び運用を支援 ・ お客様のライフステージに応じた複数のタッチポイントの提供、ライフプランに応じた資金使途ごとに分割した口座設定及び口座ごとの運用プランの提供等、人生百年時代のお客様ニーズに寄り添うサービスの提供を目的としたサービスを提供予定
3	株式会社 GCIキャピタル	金融商品仲介業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内独立系運用会社である同社の投資助言に基づいた、デジタル完結のリテール向けロボアドバイザーサービスの構築及び運用を支援 ・ 同社はエンダウメント投資戦略という手法を用いて、個人投資家向けに公募投信を提供してきたが、その投資戦略をベースにテクノロジーを活用してロボアドバイザーを構築し、より個人投資家のニーズにきめ細かに対応したサービスを提供予定
4	トヨタファイナンシャルサービス 株式会社	金融商品仲介業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同社が運営する金融アプリ上での独自の投資サービスの構築・運用を支援 ・ サービス導入の是非を検討する基本合意
5	あかつき証券株式会社	金融商品仲介業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内証券会社である同社による独自のデジタル投資一任プラットフォームサービスの構築・運用を支援 ・ 同社の投資助言子会社のトレードサイエンス株式会社がアルゴリズム運用の経験を活かして独自の運用戦略を構築し、同社及び子会社の IFA (Independent Financial Advisor) 法人であるジャパンウェルズアドバイザーズ株式会社がマーケティング・販売を行う予定

② 保険インフラストラクチャビジネス

本ビジネスは、株式会社F i n a t e x t が、保険インフラストラクチャ「Inspire」の開発及び保守を行い、初期導入時のシステム開発費用、月次の定額利用料、保険料収入に伴う従量課金収益を基本収益として受領しております。また、少額短期保険業者であるスマートプラス少額短期保険株式会社が、保険インフラストラクチャ「Inspire」を利用してパートナー企業とともに少額短期保険を提供し、保険料収入を受領しております。

保険インフラストラクチャ「Inspire」は、新規保険商品の導入を短時間で実現できること、そして保険商品を購入から保険金支払いまでの全てのプロセスをオンライン上で行うことができるのが特徴です。



現在は、スマートプラス少額短期保険株式会社以外にも、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び株式会社エポス少額短期保険が保険インフラストラクチャ「Inspire」を利用しております。

	導入企業	概要
1	スマートプラス少額短期保険株式会社	・当社グループ会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社の基幹システムとして導入
2	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	・同社のパートナー企業が自社のウェブサイトやアプリ上で保険商品を提供するためのシステム基盤として導入
3	株式会社エポス少額短期保険	・同社の「エポス少短 生活サポート保険」をオンラインで販売するためにシステムとして導入 ・「エポス少短 生活サポート保険」は、エポスカードの会員専用の病気やケガによる入院に備える医療保険で、所定の入院をした場合に入院一時金が支払われる保険

稼働中の上記3社に加えて、以下の企業と当社グループのサービスを導入いただく方針で合意しております。

	導入企業	概要
1	ニッセイ少額短期設立準備株式会社	・新設する少額短期保険会社において、お客様の保障ニーズにきめ細かく応える保険商品を開発・提供するための基幹システムとして導入
2	エムエステイ保険サービス株式会社	・当社によるスタートアップ及び中小企業向けのオンライン損害保険プラットフォームの構築を目的として導入

スマートプラス少額短期保険株式会社は、2020年9月より、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と資本業務提携を締結し、同社からノウハウの提供を受けることで、金融機関として安定した運営の実現を図っております。現在は、「母子保険はぐ」と「宿泊予約キャンセル保険」の販売を行っております。

	サービス名	保険商品	特徴
1	母子保険はぐ	医療保険 (第三分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠19週目までの妊娠している女性を対象として、妊娠医療特約を付帯して、妊娠・出産にかかわる入院や手術及び妊娠中の病気やケガによる入院等を保障する保険商品 ・被保険者が出産した後は、妊娠医療特約をこども医療特約に切り替えて、子の病気やケガによる入院及び手術等を保障 ・産後・育児期精神障害保障特約、女性医療特約を付加することにより、産後の女性の病気やケガを保障することが可能
2	宿泊予約キャンセル保険	費用保険 (第二分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの予約の代表者を被保険者とし、被保険者が予約の全部又は一部をやむを得ずにキャンセルした場合に負担するキャンセル費用を補償する保険商品 ・保険の対象とするサービスは、宿泊やチケットに特化している訳ではなく、様々なサービスに適用可能

(2) フィンテックソリューション事業

フィンテックソリューション事業は、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援を行っております。「① ソリューションビジネス」と「② マーケティングビジネス」で構成されております。

なお、当社グループは、PCやスマートフォンを通じて、顕在層ユーザーにアクセスしたい金融機関に対してオーダーを提供することで収益を獲得する「オーダーフローシェアビジネス」を展開しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け取扱高が大幅に減少したため、2020年11月をもって本ビジネスから撤退しております。

① ソリューションビジネス

金融機関に対して、デジタルトランスフォーメーションの支援を行うことで、主に開発委託費やサービス維持運営費を受領しております。モジュール化されたソリューションを用いてお客様の要件に迅速に対応するだけでなく、お客様のニーズに合わせて、ビジネス企画から開発、マーケティングまでEnd-to-Endのソリューションを提供しております。

例えば、直近の案件事例として、株式会社三菱UFJ銀行による新しい金融デジタルサービスである「Money Canvas」のシステム開発支援を行っております。当該サービスでは、当社グループが保有するデジタル金融の統合基盤技術が採用されております。同技術を用いると、資産運用サービスや保険商品といった様々な金融サービスをラインナップに揃えたプラットフォーム上でアカウントを一元化でき、1つのアカウントで複数の金融機関のサービスを利用することが可能になります。

② マーケティングビジネス

PCやスマートフォンを通じて、潜在層ユーザーにアクセスしたい金融機関の販促活動を支援することで、送客ユーザー数等に応じて広告掲載料を受領しております。様々な金融関連サービスに関心を有する潜在層ユーザー向けに、当社のウェブサイトやスマートフォンアプリを通じて、金融に関する学習、デモトレーディング等のゲーミフィケーションや金融商品サービスの比較を行うことができるサービスを提供し、潜在層ユーザーを集客しております。

当社グループで開発・運営するサービスは主に下記のとおりです。

サービス名	運営企業	概要
あすかぶ!	株式会社F i n a t e x t	・株式投資のデモトレ及び学習コンテンツの提供
かるFX	株式会社F i n a t e x t	・FX投資のデモトレ及び学習コンテンツの提供
Money Freek	株式会社F i n a t e x t	・保険商品に関する情報の提供
トレダビ	株式会社K-ZONE	・株式投資のデモトレ及び学習コンテンツの提供

(3) ビッグデータ解析事業

ビッグデータ解析事業は、ビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援しており、「① データライセンスビジネス」と「② データ解析支援ビジネス」で構成されております。

① データライセンスビジネス

ビッグデータを保有する企業のデータを解析し、解析結果をライセンスとして外部に販売することでデータライセンス料を受領しております。現在はPOSデータやクレジットカードデータ等のデータを中心に、データホルダーとレベニューシェア契約を結び、解析されたデータを官公庁や国内外の機関投資家に提供しております。

データホルダー及び提供しているサービスは主に下記のとおりです。

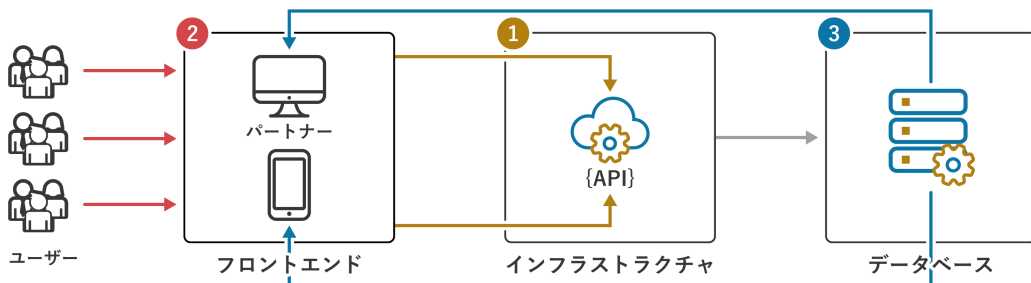
サービス	概要	データホルダー
Alterna Data	<ul style="list-style-type: none"> ・データ加工とモデルの構築により、機関投資家にとって意味のある形に指数化 ・個別企業の売上や価格設定、顧客単価等の分析を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本経済新聞社 ・株式会社True Data ・KDDI株式会社 ・CCCマーケティング株式会社 ・株式会社BCN 等
日経CPINow	<ul style="list-style-type: none"> ・POSデータを使用した日次の消費者物価指数を提供 ・日本のインフレ率のモニタリング等に使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本経済新聞社
JCB消費NOW	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードデータを使用した隔週の消費指数を提供 ・データは小売、サービス業の業界、所在地、消費者の属性によって分類 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ジェーシービー

② データ解析支援ビジネス

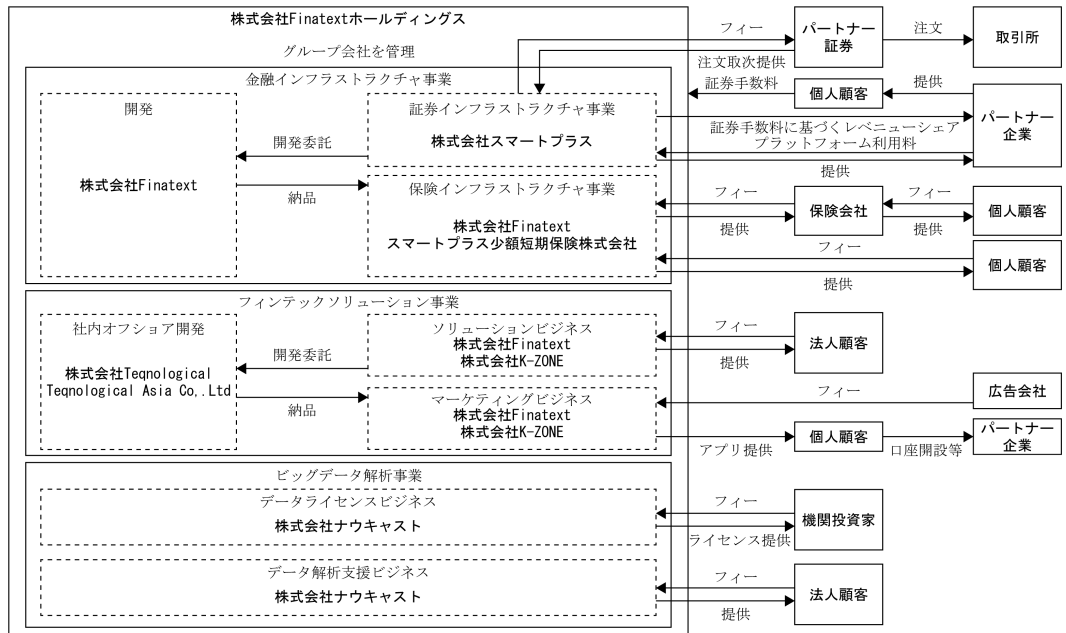
金融機関や事業会社に対して、保有するビッグデータを活用したマーケティングやサービス改善、業務効率向上の支援を行い、開発委託費等を受領しております。

当社グループは、3つのセグメントの事業提供を行う子会社が存在することで、金融インフラストラクチャの開発・運用のみならず、ウェブ・モバイルサービスの企画・開発及びデータ解析も組み合わせて提供することが可能な体制となっております。

- 1 クラウドネイティブかつAPIベースの金融インフラストラクチャの提供
- 2 優れた顧客体験を実現するフィンテックソリューションの提供
- 3 ビッグデータ解析によるマーケティングとサービスの最適化



当社グループの事業系統図は、次の通りです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社Finatext (注) 4、5	東京都千代田区	10,000千円	フィンテックソリューション事業、ビッグデータ解析事業、金融インフラストラクチャ事業	100.0	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 経理業務の受託 採用業務の受託
株式会社ナウキャスト (注) 4	東京都千代田区	70,004千円	ビッグデータ解析事業	100.0	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 経理業務の受託 採用業務の受託
株式会社スマートプラス (注) 4、6	東京都千代田区	100,000千円	金融インフラストラクチャ事業	85.0	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 採用業務の受託 借入枠に対する債務保証
スマートプラス少額短期保険株式会社(注) 4	東京都千代田区	194,992千円	金融インフラストラクチャ事業	90.0	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 採用業務の受託
株式会社 Technological	東京都千代田区	5,000千円	フィンテックソリューション事業	70.0	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 経理業務の受託 採用業務の受託
株式会社K-ZONE(注) 4	東京都千代田区	99,200千円	フィンテックソリューション事業	50.1	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 経理業務の受託 採用業務の受託
Technological Asia Co., Ltd	ベトナム ホーチミン	1,134,000千ベトナムドン	フィンテックソリューション事業	50.4 (50.4)	

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 特定子会社であります。

5. 株式会社Finatextについては、2021年3月期における売上高(連結相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等

(1) 売上高	1,732,518千円
(2) 経常利益	230,946千円
(3) 当期純利益	145,616千円
(4) 総資産額	1,075,058千円
(5) 純資産額	864,993千円

6. 株式会社スマートプラスについては、2021年3月期における売上高(連結相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等

(1) 売上高	815,581千円
(2) 経常損失	614,122千円
(3) 当期純損失	709,502千円
(4) 総資産額	9,584,898千円
(5) 純資産額	4,059,472千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
フィンテックソリューション事業	112	
ビッグデータ解析事業	22	[1]
金融インフラストラクチャ事業	28	[5]
報告セグメント計	162	[6]
全社(共通)	19	[2]
合計	181	[8]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は当該連結累計期間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、当社グループの管理機能を担っている持株会社である当社と、各子会社の管理部門の従業員であります。
3. 最近日までの1年間において従業員数が35名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
13 [1]	45.5	2.8	6,404

- (注) 1. 従業員数は就業人員(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は当該連結累計期間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、年間完全在籍者の平均で算出しております。
3. 平均勤続年数は株式会社F i n a t e x tでの勤続年数を引き継いで算出しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社は持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、以下の経営理念を掲げております。

ミッション

「金融を‘サービス’として再発明する」

この経営理念の下、金融サービス提供者向けの次世代クラウド基幹システムの提供を中心に、ビッグデータ解析支援や金融サービスの企画・開発支援も行いながら、パートナー企業とともに人々にとって遠い存在である金融サービスを暮らしに寄り添ったものにするを旨としております。また、証券業及び保険業における社会的責任と公共的使命を深く認識し、正しい倫理的価値観を持った上で、多くのお客様に安心をお届けすることを旨とし事業活動を行っており、これらの活動が当社グループの中長期的な株主価値及び企業価値の最大化につながると考えております。

(2) 経営環境

当社グループのビジネスは、国内金融業、特に証券業及び保険業に深く関連しております。

国内の証券業の市場規模については、2020年12月末の家計が保有する上場株式及び投資信託の資産残高が192兆円、その過去10年間の年平均成長率は4.5%となっております（出所：日本銀行、2021年）。

国内の損害保険業及び少額短期保険業の市場規模については、2020年度の年間保険料収入が、損害保険は8兆6,927億円で過去10年間の年平均成長率は2.2%、少額短期保険は1,178億円で過去10年間の年平均成長率は9.6%となっております（出所：日本損害保険協会及び日本少額短期保険協会、2021年）。加えて、日本の損害保険業の市場規模は、世界と比較しても4番目に大きい市場となっております（出所：sigma No 3/2021 Swiss Re Insurance）。

また、国内金融業界におけるIT投資の市場規模については、2021年の国内IT支出額の予測は27兆9,730億円、そのうち銀行・証券向けが5兆22億円、保険向けが1兆5,063億円となっており、金融業界向けは国内IT支出の中でトップクラスの規模となっております（出所：ガートナー社、2021年）。

上記のとおり当社グループのビジネスが深く関連する金融業界は、非常に大きく歴史ある産業である一方、モバイルテクノロジーの普及やデータ利活用等の技術進歩により、エンドユーザーはより質の高いサービスを求める傾向が高まり、特に顧客体験の向上が重要な課題となっております。金融庁が2019年8月に公表した「リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査」によると、金融機関の顧客推奨度（利用者が友人、知人に勧めたいと思うか否かを指数化したもの）は、保険、証券、銀行、消費者金融いずれも、他の業種より低く、十分な顧客体験を提供できていないと言えます。

金融サービスの顧客体験を改善し競争力を高めるためには、事業のデジタルトランスフォーメーションとそれに伴って蓄積されるビッグデータの利活用が求められています。これらを成功させるには、金融業界の専門知識と高度なテクノロジーを融合させなくてはなりません。

こうした状況に対応すべく、既存金融機関は、多額の投資を行っております。IDC Japan株式会社によれば、日本におけるFintech向けIT支出額は、2018年から2023年までの5年間に於いて国内金融機関全体で30.2%拡大することが見込まれております。その一方で、多くの金融機関にとっては、単独でこのような大規模な長期投資を継続することは難しいため、外部のソリューションを活用した効率的な変革が期待されるものと当社グループは考えております。

他方で、新たなプレイヤーによる金融事業への参入も増加傾向にあります。「Embedded Finance（組込型金融）」と呼ばれ、金融以外のサービスを提供する事業者が金融サービスを既存サービスに組み込んで金融サービスも提供することで、既存サービスの利便性の向上と収益の拡大を図る取組みが増加しております。高度なテクノロジーを有する複数の大手企業が、通信・配送・小売といった大規模な個人ユーザーを抱える既存事業を基盤として、金融事業への参入を決定しており、実際に証券仲介業者として既存事業のユーザーを対象とした資産運用サービスを提供する会社も現れております。

更に、日本政府が2018年6月に公表した「未来投資戦略2018」においては、「FinTech／キャッシュレス化の推進」が重点分野として位置づけられており、2020年6月には「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立する等、金融事業への新規参入を支援する法環境の整備も進んでおります。特に、利用者と金融機関との間に介在する仲介業者は、現行規制では金融商品取引法における金融商品仲介業者、保険業法における保険募集人や保険仲立人というように「機能」ごとに分かれており、事業者が「機能」をまたいで商品やサービスを取り扱う場合には、複数の登録等が必要となっております。その結果、銀行、証券、保険すべてのサービスをワンストップで提供できる仲介業者は数社しかおらず、利用者の利便性の点からは十分とはいえない状況でした。そのような中、今回の法改正により、「金融サービス仲介業」が創設され、仲介業者が少ない負担で複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品やサービスをワンストップで提供できるようになりました。

これまでの金融業界は、各金融機関が金融商品の組成からエンドユーザーへの販売、それらをつなぐシステムまで多くの機能を自社で担う垂直統合的な産業構造をなしていました。当社グループは、当社グループが提供する金融インフラストラクチャが横串となり、多数の金融商品とエンドユーザーへの販売を担う企業を1つのプラットフォームでつなぐことで、水平統合的な産業構造への転換を目指しております。

(3) 経営戦略

当社グループの事業及び事業領域には次のような特徴があり、これらの特徴と上記の経営環境を踏まえて、中長期的な経営戦略を立案しております。

① ユニークな提供価値と市場機会

金融業界において、技術的負債に纏わる課題は広く認識されておりますが、新しいテクノロジーをベースにした基幹システムやソリューションを提供するプレイヤーは非常に少ない状況にあります。こうしたテクノロジーの導入は、既存金融機関の基幹システムを刷新するには非常に長い時間を要する一方で、新規参入や既存金融機関の新規事業の立上げにおいては、比較的導入されやすい傾向にあります。また、導入先企業のオペレーションに深く組み込まれたサービスであるため、一度導入されると解約が生じにくいという特徴があります。

② 安定性と成長性を併せ持つ収益モデル

当社グループの金融インフラストラクチャ事業の収益は、初期導入収益、月額固定収益、従量課金収益の3つから構成されております。初期導入収益は顧客にとっては新規に自前で立ち上げる場合と比較して安価であり、中長期的には月額固定収益と従量課金収益が収益の中心になることから、安定的かつ継続的な事業進捗が見込める収益モデルであります。「(2) 経営環境」に記載のとおり、証券、保険ともに個人における市場規模の拡大が見込まれる中で、当社グループの金融インフラストラクチャ事業で提供する各パートナー企業のサービスにおいても取引高が拡大して、従量課金収益が今後拡大するものと考えております。また、導入先企業がその顧客に対して金融サービスの基盤となるインフラストラクチャを提供するという性質上、解約率は低い傾向にあり、顧客LTV（Life Time Value：1顧客あたりの生涯に生み出す収益）の最大化を推進しやすいモデルであります。

③ データ蓄積によるインフラストラクチャの価値向上

当社グループの金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャビジネスにおいては、パートナー企業が仲介業者やマーケティングパートナーとなり、当社グループがエンドユーザーである一般顧客と契約を締結するため、当社グループにも顧客情報が蓄積されることとなります。こうした顧客の属性情報や行動情報を分析可能な形で蓄積することで、サービスやマーケティングの最適化に活用することが可能になります。

具体的な当社グループの経営戦略は、以下の通りであります。

① 金融インフラストラクチャの機能拡充とパートナー数の拡大

近年、個人向けサービスを展開して大規模な顧客基盤を有する企業を中心に、様々な企業が金融事業へ参入しております。更に、こうした動きに対して、既存金融機関も新規事業としてデジタル特化の新たなサービスの向上を行っており、新しいテクノロジーが導入されやすい環境にあると捉えております。

当社グループは、これまでインフラストラクチャの安定稼働と業務プロセスの確立を優先し安定的な成長を続けておりましたが、様々なニーズに応えられるよう金融インフラストラクチャの機能拡充を図るとともに、大企業向けの事業開発チームを確立し、パートナー数の拡大に取り組み始めております。

既存事業で個人ユーザーを有している企業は、当該個人ユーザーをターゲットとした証券・保険等の金融サービスを提供するニーズが高いと当社は考えており、実際に金融事業へ参入している企業が複数現れております。主な業界としては、銀行、クレジットカード、Eコマース、小売店、運輸、通信、コンシューマー向けアプリ等が挙げられ、各企業が自身の既存事業における顧客を開拓することでARPU（Average Revenue Per User：ユーザー1人あたりの平均売上高）を継続的に拡大し、結果としてLTVの拡大が実現されると当社は考えております。したがって、当社グループは、これらの業種に属する企業を中心に営業活動を行うことにより、当社グループの金融インフラストラクチャを活用したパートナー企業の拡大を図ってまいります。

また、当社グループの金融インフラストラクチャ事業は、各パートナー企業において提供される金融サービスの顧客数、取引の増加により当社が獲得する収益は拡大するものの、かかる金融サービスの顧客（エンドユーザー）開拓はパートナー企業自身が既存事業の顧客に対して行うため、当社グループには顧客開拓コストが発生しにくい特徴があります。したがって、収益の増加に対して発生するマーケティング費用等が押さえられるというビジネス構造であるため、顧客数や取引数の増加に伴い、中長期的に利益率が向上すると考えております。

② データ解析にかかる技術力の向上

現在は、テクノロジーの先進性やコスト競争力によって差別化を図っておりますが、将来的には競合他社が現れる可能性もあると考えております。そのため、当該インフラストラクチャに蓄積されるデータを活用したサービス改善やマーケティングの最適化を行うことにより、持続的な競争優位性を生み出すことが重要と考えております。このため、中長期的な視点に立ちデータ解析の知見と技術力の向上に努めてまいります。

③ 事業領域・地域の拡大

当社グループは、「金融を「サービス」として再発明する」というミッションのもと、金融サービス提供者向けの次世代クラウド基幹システムの提供を行い、パートナー企業とともに新しい事業やサービスを創出することで、事業成長を実現してきました。現在は、証券インフラストラクチャ「BaaS」、保険インフラストラクチャ「Inspire」を提供しておりますが、更なる成長に向けて、短期的にはレンディング、中長期的には送金/決済等についても、必要な許認可等を取得した上で、参入することを目指しております。当社グループは、今後も他の金融事業領域や日本にとどまらず海外での展開も視野に入れて、事業拡大を進めてまいります。

(4) 目標とする経営指標

金融インフラストラクチャ事業においては、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、パートナー数を重要指数としております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後当社グループが成長を遂げていくために優先的に対処すべき事業上の課題は以下の通りです。なお、優先的に対処すべき財務上の課題は、現在ありません。

① 金融インフラストラクチャ事業の収益拡大

当社グループは、上記「(3) 経営戦略」で記載したように、「BaaS」や「Inspire」等の金融インフラストラクチャを導入いただく企業を拡大することが重要であると考えております。当社グループが提供する金融インフラストラクチャは、個人顧客を数多く有する企業が顧客対象となるため、主に大企業をターゲットとしたセールス体制となっております。当社グループは、これまでの実績を通じたPR等により、大手金融機関や金融サービスに関心を有する大企業とのネットワークを構築し、当該ネットワークを活用して潜在顧客の意思決定層へアプローチし、事業開発チームが顧客とともにビジネスプランニングを行うところから支援することで受注までつなげる体制を構築しております。今後更に大企業向けの事業開発チームを拡充し、パートナー数の拡大に取り組んで

まいります。

また、2021年8月には当社子会社の株式会社スマートプラスと三菱UFJ信託銀行株式会社の間で「BaaS」を活用した運用商品をオンライン上で開発・提供していくための、業務提携検討に関する基本合意書を締結しております。「BaaS」で提供されるサービスにおいて、これまで取り扱ってきた株式、投資信託に加えて、金銭信託の販売も可能になるように準備を進めており、当該取扱い開始のために株式会社スマートプラスでは第二種金融商品取引業の登録を予定しております。パートナー企業の希望に沿えるように今後も必要に応じて「BaaS」で取り扱える商品を拡充して、パートナー数の拡大に努めてまいります。

② 売上の拡大並びに利益及びキャッシュ・フローの定期的な創出

当社グループは、事業拡大を目指して開発投資や人件費・採用費を中心に積極的な先行投資を進めており、2021年3月期までの経営成績は営業損失を計上しております。当社の成長事業である金融インフラストラクチャ事業は、原則としてパートナー企業がマーケティングを行なうため、サービス数が増加しても当社グループの広告宣伝費は著しく増加せず、機能拡充のための開発費もパートナー数が増加するほど1社あたりの費用負担は低減する傾向にあるため、収益性については新たなパートナー企業の獲得及びエンドユーザー増加に伴うトランザクションの増加による売上高の拡大が重要となります。パートナー企業については、金融インフラストラクチャのサービスに興味を有する顧客候補は多く、交渉中、契約締結済みのパイプラインは複数存在している状況であります。連結売上高は2019年11月期が前期比+45%（英国子会社を除く売上高は+31%）、2020年11月（注）に終了する12ヶ月が前期比+31%（英国子会社を除く売上高は+47%）と成長した結果、各種費用の連結売上高に占める割合は着実に低減しております。今後も開発投資や採用等の先行投資を進めつつ、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

（注）当社は決算期変更により第7期（2021年3月期）より11月決算から3月決算へ変更しているため、2019年12月1日から2020年11月30日の1年間に係る数値（未監査）を使用しております。

③ 優秀な人材の採用及び育成

当社グループは、継続的な事業成長の実現に向けて、テクノロジーと金融の双方に明るい優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると考えております。現在のプロダクト開発に関わる人員の割合は、グループ全体で70%（エンジニア、プロジェクトマネージャー、デザイナー、ウェブディレクターの合計）を占めており、顧客に対して質の高い金融サービスの開発・運用を提供できる体制が構築されております。今後も積極的な採用活動を推進していく一方で、各種社内勉強会の開催をはじめ、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やカルチャーの推進等を進めてまいります。

④ 情報管理体制の継続的な強化

当社グループは、提供するサービスに関連して多くの個人情報を取り扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。これらを保護するため、情報セキュリティポリシーを定め、この方針に従って適切に管理しておりますが、今後も社内研修の実施をはじめ、社内体制や管理方法の強化を行ってまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上、リスク要因となり得る主な事項を記載しております。

また、当社グループは、当社グループでコントロールできない外部要因や、事業上のリスクとして具体化する可能性が必ずしも高くないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示することとしておりますが、これらは当社グループの全てのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見できないリスクも存在します。このようなリスクが現実化した場合には、当社グループの事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努める方針であります。当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(特に重要なリスク)

① 許認可の取消しについて

当社グループにおいて、当社は保険業法に基づく「少額短期保険持株会社」、当社子会社の株式会社スマートプラスは金融商品取引法に基づく「第一種金融商品取引業者」及び「投資運用業者」、当社子会社のスマートプラス少額短期保険株式会社は保険業法に基づく「少額短期保険業者」の登録を受けており、かかる許認可（登録）及び各規制法の遵守は、当社グループの事業運営上、重要な事項となっております。また、2021年8月には当社子会社の株式会社スマートプラスと三菱UFJ信託銀行株式会社の間で「BaaS」を活用した運用商品をオンライン上で開発・提供していくための、業務提携検討に関する基本合意書を締結しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が提供する金銭信託を「BaaS」上のサービスで取り扱うことを可能とするため、株式会社スマートプラスは第二種金融商品取引業の登録を予定しております。

当社グループが取得している許認可（登録）につき、本書提出日現在において、事業主として欠格事由及びこれらの許認可（登録）の取消事由に該当する事実はないと認識しております。しかし、今後、欠格事由又は取消事由に該当する事実が発生し、許認可（登録）取消等の事態が発生した場合には、当社グループの業務に支障をきたすとともに、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるため、特に重要なリスクと認識しております。

また、当社グループは、事業活動を行う上で、上記を含む様々な法律、規制、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の法令諸規則を遵守して業務を行っておりますが、これらの法令諸規則は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、当社グループのサービスの提供が制限される、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 金融庁からの処分について

当社子会社の株式会社スマートプラスは、関東財務局から金融商品取引法第29条に基づく第一種金融商品取引業の登録を受け、金融商品取引法等の法令・規制等を遵守し事業を行っております。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項及び第4項若しくは同法第53条第3項、同法第54条により登録の取消しとなる要件が定められており、万が一、これらに該当した場合、登録の取消しを含む行政処分が下されます。

当社グループにおいて何らかの事由により諸法令等に違反する事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

③ システムトラブルについて

当社グループの事業は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムの安定稼働が、業務遂行上、非常に重要であります。そのため、ネットワーク監視やシステム管理体制の構築等、継続的なシステム障害に対する取組みを実施しております。

しかしながら、プログラムの不具合、人為的ミス、不正アクセス、自然災害等の諸要因により、システム障害や情報漏洩が発生した場合には、当社グループへの信頼や企業イメージの低下や相当な費用負担により、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報保護について

当社グループは、金融インフラストラクチャ事業等を通して各種の個人情報を保有しております。当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護基本規程及び情報システム管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、万が一、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等により個人情報が外部に流出した場合や不適切な利用、改ざん等が発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や対応に多額の費用を要するほか、社会的信用の失墜により、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(その他のリスク)

⑤ 金融業界の市況変動について

当社グループは、主に金融機関を対象に事業を展開しているため、景気の減速や急激な市況変動等の事態が発生した際には、金融機関による当社グループサービスへの支出等の事業活動が大きく減退する可能性があります。

万が一、金融業界の市況が大きく悪化した場合には、金融機関からの受注量等が減少し、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 金融商品にかかるマーケット変動について

当社グループが提供する証券インフラストラクチャ「BaaS」は、株式流通市場を用いたものであります。株式相場の下落又は低迷により、流通市場の市場参加者が減少し、株券等の売買高が縮小する場合には、委託手数料から生じるレベニューシェアが減少する可能性があります。また、当社グループの株式会社スマートプラスは第一種金融商品取引業者であり、個人向けの証券サービスを運営しております。当該サービスについても、株式相場の下落又は低迷により、流通市場の市場参加者が減少し、株券等の売買高が縮小する場合には、委託手数料の減少等が発生する可能性があります。このような場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 競合による事業環境変動について

当社グループは、今後においても顧客ニーズへの対応を図り、事業拡大に結び付けていく方針であります。しかしながら、これらの取組みが予測通りの成果をあげられない可能性や、画期的なサービスを展開する競合他社の出現、その他の競合等の結果、当社グループ及びそのサービスの競争優位性が失われ、当社グループの売上高が低下する可能性があるほか、サービス価格の低下や利用者獲得のための広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる可能性もあり、そのような場合には当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 技術革新等による事業環境変動について

当社グループが事業展開している金融業界では、技術革新や顧客及びエンドユーザーのニーズや嗜好の変化のスピードが非常に早く、金融関連事業者はその変化に柔軟に対応する必要があります。そのため当社グループは、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけでなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。

しかしながら、当社グループが技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、又は、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ サービスの信頼性低下リスク

当社グループが提供するサービスに関わる関係者には、法令遵守の徹底に加え、所定のルールに従い掲載前にウェブサイト上のコンテンツや広告の内容についてコンプライアンス部による入念なチェックを実施する等、コンプライアンスの遵守を徹底しております。また、各領域における関連法令に抵触することがないよう、加えてサービスの信頼性を確保できるよう、専門家と連携を図りながら監修体制を導入しております。しかしながら、何らかの理由により正確性、公平性に欠けたサービスが提供された場合、当社グループの事業、経営成績及び社会的信用に影響を与える可能性があります。

⑩ 金融インフラストラクチャの導入の遅延又は解消に関するリスク

当社グループが提供する金融インフラストラクチャは、大型のエンタープライズ向けSaaSビジネスであるため1件の導入が収益に大きく影響するという特徴があります。各プロジェクトにおいて想定以上に工数がかかった場合、納期の月ずれ、期ずれが発生する可能性があるほか、想定したパートナー企業や取引先との契約が締結されない、サービスの提供に至らない、パートナー企業や取引先との取引が様々な事情又は要因により解消される可能性があり、当該状況が発生した場合には当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 特定の提携先・取引先への依存リスク

当社グループは、当社子会社の第一種金融商品取引業者である株式会社スマートプラスが東京証券取引所への株式等の注文取次業務を行うために、東京証券取引所の総合取引参加者資格を有する大和証券株式会社と注文取次に関する提携を行っております。当該提携先が、財務面等事業上の問題に直面した場合、(業界再編等によって)戦略的志向を変更した場合又は当社グループが魅力的な提携相手でなくなったと判断した場合には、当社グループとの業務提携を望まなくなる、若しくは当該提携が解消される可能性があり、その場合には別の総合取引参加者である証券会社との提携を模索する必要があります。

万が一、当社グループが当該業務提携を継続できず、速やかに他の代替先に切り替えられない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 事業領域の拡大にかかる潜在的リスク

当社グループは、「金融を‘サービス’として再発明する」というミッションのもと、新しい事業やサービスを創出し、新たな事業領域にスピード感をもって参入することにより事業成長を続けております。一方でこのような事業展開を実現するためには、その事業固有のリスク要因が加わることとなり、本項に記載されていないリスク要因が当社グループのリスク要因となる可能性があります。そして、新規事業の参入のため、新たな人材の採用、システムの開発、営業体制の強化等追加的な投資が必要とされ、新規事業が安定的な収益を生み出すには長期的な時間が必要とされることがあります。また、新規に参入した事業の市場の拡大スピードや成長規模によっては、当初想定していた成果を挙げることができないことがあり、事業の停止、撤退等を余儀なくされ、当該事業用資産の処分や減損により損失が生じる可能性があります。

このような場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ M&Aにかかる潜在的リスク

当社グループは新規事業やサービスの拡大のため、M&Aをその有効な手段のひとつとして位置付けており、今後にも必要に応じてM&Aを実施する方針です。当社グループは、M&Aに際して、対象企業のビジネス、財務内容及び法務等について詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図る方針であります。

しかしながら、これらの調査の段階で確認又は想定されなかった事象がM&Aの実行後に発生又は判明する場合や、M&A実施後の統合や事業展開が計画通りに進まない場合には、当初期待した業績への寄与の効果が得られない可能性や、対象企業の投資価値の減損処理が必要になることも考えられ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 自己資本規制比率を維持できないリスク

金融商品取引業者には、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率維持の規制が課されており、自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにする必要があります。本書提出日時点では、当社子会社の株式会社スマートプラスにおいて同比率が120%を下回る事実はないと認識しております。

しかしながら、将来何らかの事由により定められた自己資本規制比率を維持できない場合は、業務停止や金融商品取引業者の登録の取消しを命じられる可能性があります。また、経営環境の悪化による損失計上等の要因により自己資本規制比率が著しく低下した場合には、比率を維持する観点から積極的にリスクをとり収益を追求することが困難となり、収益機会を逸する可能性が高まります。その結果、当社グループの営業活動に影響を与え、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 顧客資産の区分管理ができないリスク

金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるように顧客から預託を受けた金銭を自己の固有財産と区分して管理し、金銭信託に一本化することが義務付けられております。当社子会社の株式会社スマートプラスでは、複数の信託銀行と顧客区分管理信託契約を締結し、顧客資産の保全体制を整えております。

しかしながら、何らかの事由により当社グループにおいて金銭信託を実施できない事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

⑯ 金商業者の禁止行為に該当するリスク

金融商品取引業者は、金融商品取引法第38条により、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為や、顧客に対し不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結を勧誘する行為等、様々な禁止行為が定められております。

当社グループでは、コンプライアンス規程等に禁止行為を織り込み役員に対し周知徹底を図っておりますが、当社グループにおいて何らかの事由によりかかる法律に違反する事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

⑰ 犯罪収益移転防止法への未対応リスク

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)は、顧客の本人確認及び記録の保存を法律上の義務とし、顧客管理体制の整備を促すことにより、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネ

一・ロンダリング等の利用防止を目的としております。

当社グループでは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、当社グループ所定の本人確認書類等を顧客から徴収して本人確認を行うとともに反社会的勢力に該当しないことの確認を行い、顧客カードを作成して本人確認記録及び取引記録を保存する等、法令遵守を徹底しております。

しかしながら、当社グループにおいて何らかの事由によりかかる法令に違反する事象が発生した場合、行政処分や当社グループの信頼失墜等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

⑮ 保険業法への未対応リスク

当社の子会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社は日本の少額短期保険会社であり、保険業法及び関連業規制の下、金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。また、保険業法においては、業務範囲の制限、一定の準備金の確保及び最低限のソルベンシー・マージン比率の維持等、少額短期保険会社が遵守すべき事項が定められております。

当社グループでは、スマートプラス少額短期保険株式会社においてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守に関する事項を一元的に管理するとともに、コンプライアンスに関する基本方針・行動規範を定め、役員に対し法令遵守の徹底を図っております。

しかしながら、何らかの事由によりかかる法律に違反する事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

⑯ 内部管理体制について

当社グループは、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を図る多様な施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑰ 人材の確保及び育成について

当社グループの事業においては、今後の事業拡大や新規事業の展開に伴い、エンジニアをはじめ事業運営に不可欠な人材を適時に確保し、それら人材を育成の上有機的に連携させる必要があると考えております。

しかしながら、日本国内における雇用環境によっては人材獲得競争が激化することになり、当社グループの必要とする人材が必要な時期に確保できない場合、エンジニアを含むキャリアや資格保有者等の人材育成が計画通り進まない場合、人材の社外流出が発生した場合、人材の獲得若しくはつなぎ止めのための労務費の増加等が発生した場合等には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑱ 災害・紛争・事故について

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しております。しかしながら、地震、台風、津波、豪雨、洪水等の自然災害、火災、停電、新型コロナウイルス感染症をはじめとする未知の感染症の拡大等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの事業拠点である日本の首都圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、サービスの提供等が止むを得ず一時的に停止する可能性もあり、このような場合、当社グループの信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑳ 金融インフラストラクチャ事業の事業歴が浅いことについて

当社は2013年12月に設立され、2014年11月に株式投資教育アプリ「あすかぶ！」をリリースし、フィンテックソリューションの提供を開始し、また、2016年8月に「株式会社ナウキャスト」を株式交換により完全子会社化し、ビッグデータ解析事業へ参入した事業歴の比較的短い会社であり、とりわけ金融インフラストラクチャ事業は2019年11月より外部パートナー企業への提供を開始しておりますが、提供開始後の経過期間は2年程度と業歴の浅い事業です。このように当社グループが営む事業が伝統的な金融事業そのものとは異なる新規性を有し、技術革新や競合他社との競争等激しい事業環境の変化に晒されていることに加え、当社グループにおけるかかる事業の業績も浅いことから、当該事業の過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の実績のみ

では今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

㉓ 特定経営者への依存について

代表取締役社長CEOである林良太は、創業以来代表取締役を務めております。同氏は、当社グループの経営方針や事業戦略構築、信用力の向上等において重要な役割を果たしております。当社グループは事業拡大に伴い、取締役会等における役員及び幹部社員との情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏が業務を継続することが困難となった場合には、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

㉔ 先行投資と赤字計上について

当社グループが提供する金融インフラストラクチャ事業は、開発費用の支出、エンジニア人員の採用等の先行投資を必要とする事業であり、結果として当社は連結業績において営業赤字を継続して計上しております。今後もより多くの実績拡大を目指して、研究開発及びエンジニア人員等の優秀な人材の採用・育成を行ってまいります。かかる投資に際しては計画的に行うとともに、導入実績の増加、売上高の拡大及び収益性の向上に向けた取組みを行っていく方針であります。しかしながら、想定通りの導入実績の獲得が進まない場合等には、引き続き連結営業赤字の計上が続く等、当社グループの事業及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

㉕ 配当政策について

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。当社の業績、投資計画その他の事情により、今後も配当が実施できず、又は、実施しない可能性があります。

㉖ 訴訟について

当社グループは、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、事業を展開するなかで、当社グループが提供するサービスの不備、情報漏洩等により、何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟の提起がなされる可能性があります。その場合には、当該訴訟に対する防御のために費用と時間を要する可能性があるほか、当社グループの社会的信用が毀損され、また損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

㉗ 知的財産権の管理について

当社グループは、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、当社グループの管理部門及び顧問弁護士への委託等による事前調査を行っております。しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払いやこれらに伴うサービス内容の変更の必要等が発生する可能性があります。また、当社グループが保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社グループが保有する権利の権利化ができない場合もあります。こうした場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

㉘ 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社グループが展開する事業は、新型コロナウイルス感染症により、企業のデジタルトランスフォーメーションの必要性の高まりに伴い需要が増しており、今後も新型コロナウイルス感染症に対する社会的な変化に後押しされる可能性があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大が終息に向かわず、長期間にわたり拡大が続いた場合には、深刻な経済的影響が生じ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次の通りです。なお、当社は、2020年6月5日開催の臨時株主総会により、決算期を11月末から3月末に変更しております。従って、第7期は2019年12月1日から2021年3月31日までの16ヶ月間となっております。そのため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

① 経営成績の状況

第7期連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは新規事業の立上げや既存サービスにおける機能拡充のためのシステム開発を積極的に行い、継続的な事業成長を実現いたしました。

次世代クラウド基幹システムを提供する金融インフラストラクチャ事業では、スマートプラス少額短期保険株式会社が少額短期保険業者としての登録を行い少額短期保険ビジネスを開始したほか、新たに2社に対して金融インフラストラクチャを導入いただいたことで、初期導入収益が増加し、売上高の拡大に寄与いたしました。

オルタナティブデータを提供するビッグデータ解析事業では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、マクロ経済や個別企業の即時性の高い動向変化に注目が集まった結果、伝統的な統計情報等とは異なる、オルタナティブデータへの関心が高まり、当社グループのサービスが数多くのメディアで取り上げられることで、契約件数が伸び、売上高の拡大に寄与いたしました。

一方、フィンテックソリューション事業では、オンライン外貨両替等を英国で提供するオーダーフローシェアビジネスにおいて新型コロナウイルス感染症拡大の影響で海外旅行の需要が著しく減少し、取引高が大幅に減少いたしました。これを受けて、当社グループは2020年11月をもって本ビジネスから撤退しております。

上記の新規事業の立上げや機能拡充を通じた継続的な事業成長を実現するため、人材採用をはじめとした開発及び営業体制の強化等に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,751,375千円、営業損失は633,019千円、経常損失は757,610千円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,012,561千円となりました。

なお、2019年4月1日から2020年3月31日の12ヶ月間と比較して、2020年4月1日から2021年3月31日の12ヶ月間の売上高は減収となっておりますが、2020年3月に大規模なプロジェクトの納品があり、多額の初期導入収益を計上したことによるものです。

セグメントごとの経営成績等については、次のとおりであります。

(i) 金融インフラストラクチャ事業

金融インフラストラクチャ事業では、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウドベースでSaaS型のシステムとして顧客に提供するものであります。これまで証券インフラストラクチャのみを運営しておりましたが、当連結会計年度より、新たに保険インフラストラクチャの展開を開始いたしました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、デジタルトランスフォーメーションが急務となり、当社グループが提供する金融インフラストラクチャへの関心が高まった結果、数多くのお問い合わせをいただき、当連結会計年度においては新たに2社へ導入いたしました。

証券インフラストラクチャビジネスでは、新たに投資一任運用にかかるシステム開発に注力し、ANA X株式会社と提携しアクティブ資産運用サービス「Wealth Wing」をローンチいたしました。

保険インフラストラクチャビジネスでは、スマートプラス少額短期保険株式会社が少額短期保険業者としての登録が完了し、保険インフラストラクチャ「Inspire」を利用した少額短期保険である「母子保険はぐ」の販売を開始しました。更に、「Inspire」の第2号案件として、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社へシステム提供を開始いたしました。

以上の結果、保険インフラストラクチャの立上げ及び証券インフラストラクチャの機能拡充を行ったことでパートナー数が増加し、当連結会計年度の金融インフラストラクチャ事業の売上高は946,776千円、セグメント損失は673,489千円となりました。

(ii) フィンテックソリューション事業

フィンテックソリューション事業では、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援を行っております。

ソリューションビジネスでは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により金融機関におけるデジタルトランスフォーメーションが急務となった結果、ソリューション・モジュールを用いて顧客の要件に迅速に対応する当社グループのサービスへの需要が高まり、数多くの引き合いをいただきました。

オーダーフローシェアビジネスでは、外貨両替また外貨送金のニーズがある個人及び中小企業向けに、自社ウェブサービスを通じてユーザーを集客しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、当該ビジネスを展開する英国での海外旅行の需要が減り取扱高が大幅に減少しました。このため、2020年11月をもって本ビジネスから撤退いたしました。

以上の結果、ソリューションビジネスにおける案件の引き合いが多く収益をけん引するも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で海外旅行の需要が減り、オーダーフローシェアビジネスの売上高が大幅に減少したため、当連結会計年度のフィンテックソリューション事業の売上高は1,237,897千円、セグメント損失は24,622千円となりました。

(iii) ビッグデータ解析事業

ビッグデータ解析事業は、ビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援しており、企業の持つビッグデータを機関投資家や官公庁に提供するデータライセンスビジネスや、企業のデータ利活用を支援するデータ解析支援ビジネスを行っております。

データライセンスビジネスでは、機関投資家向けにオルタナティブデータを提供する「Alterna Data」で、新たに家電POSデータの取扱いを開始したほか、レポートサービスの拡充を行いました。また、即時性の高いマクロデータを提供する「日経CPINow」及び「JCB消費NOW」は、内閣府V-RESASで提供を開始いたしました。新型コロナウイルス感染症が拡大し、急激に変化するマクロ経済や個別企業の動向変化をより早くより正確に把握したいという需要が高まった結果、伝統的な統計情報等より即時性の高いオルタナティブデータとして、当社サービスへの注目が高まりました。特に、「日経CPINow」や「JCB消費NOW」は、数多くのメディアにおいて取り上げられ、新型コロナウイルス感染症拡大の経済への影響を分析することに幅広くご活用いただきました。

以上の結果、データライセンスビジネスの契約件数が大きく伸びたこと等により、当連結会計年度のビッグデータ解析事業の売上高は566,701千円、セグメント利益は91,361千円となりました。

第8期第2四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当第2四半期連結累計期間においては、継続的な事業成長の実現するため、引き続き人材採用や機能拡充を積極的に取り組んでまいりました。

この結果、金融インフラストラクチャ事業におけるパートナー数が増加、ビッグデータ解析事業におけるデータライセンスの契約件数が増加したことにより、初期導入収益及び月額固定収益が拡大し、当第2四半期連結累計期間における売上高は897,016千円、営業損失481,678千円、経常損失488,912千円、親会社株主に帰属する四半期純損失474,257千円となりました。

セグメント別の業績は以下の通りです。

(i) 金融インフラストラクチャ事業

金融インフラストラクチャ事業では、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして顧客に提供するものであります。

証券インフラストラクチャビジネスでは、既存サービスの口座数増加と新たなサービスのローンチに向けた初期開発に注力しました。いずれのサービスも開発中であり、当第2四半期連結累計期間中のローンチはなかったため、「BaaS」上での稼働サービス数は3サービス（前年度期末時点：3社）となっております。

保険インフラストラクチャビジネスでは、新たに株式会社エポス少額短期保険へ導入した結果、「Inspire」上での稼働社数は3社（前年度期末時点：2社）となっております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の金融インフラストラクチャ事業の売上高は205,224千円となりました。セグメント損益については、証券インフラストラクチャビジネス及び保険インフラストラクチャビジネスの拡大のために先行的な投資を行っているフェーズであることから、セグメント損失546,344千円を計上しました。

(ii) フィンテックソリューション事業

フィンテックソリューション事業では、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援を行っております。

ソリューションビジネスでは、株式会社三菱UFJ銀行に当社のソリューションが採用され、同社の「Money Canvas」のシステム構築支援を開始いたしました。

以上の結果、新プロジェクトからの初期導入収益が拡大し、当第2四半期連結累計期間のフィンテックソリューション事業の売上高は355,007千円、セグメント損失4,421千円を計上しました。

(iii) ビッグデータ解析事業

ビッグデータ解析事業は、ビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援しており、企業の持つビッグデータを機関投資家や官公庁に提供するデータライセンスビジネスや、企業のデータ利活用を支援するデータ解析支援ビジネスを行っております。

データライセンスビジネスでは、機関投資家向けにオルタナティブデータを提供する「Alterna Data」において、レポートサービス及びウェブポータルサービスの拡充を行いました。

以上の結果、「Alterna Data」の契約件数が伸長し、当第2四半期連結累計期間のビッグデータ解析事業の売上高は336,783千円、セグメント利益は65,793千円となりました。

② 財政状態の状況

第7期連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

(資産)

当連結会計年度末における総資産合計は12,655,096千円となり、前連結会計年度末に比べて1,627,225千円増加いたしました。

流動資産は12,426,452千円となり、前連結会計年度末に比べて2,456,764千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が1,819,601千円、及び未収入金が230,173千円減少した一方で、証券インフラストラクチャビジネスの規模拡大に伴って証券業における預託金、信用取引資産、並びに短期差入保証金が4,564,228千円増加したこと等によるものであります。固定資産は228,644千円となり、前連結会計年度末に比べて829,369千円減少いたしました。これは主に差入保証金の返還に伴い、長期差入保証金が704,133千円、スマートプラス少額短期保険株式会社を連結範囲に含めたことにより関係会社株式が65,545千円、のれんの減損損失計上により58,624千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は6,169,145千円となり、前連結会計年度末に比べて2,493,804千円増加いたしました。流動負債は5,997,476千円となり、前連結会計年度末に比べて2,731,198千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が116,492千円減少した一方で、証券インフラストラクチャビジネスの規模拡大に伴って証券業における預り金、信用取引負債、並びに受入保証金が2,631,669千円増加したほか、1年内返済予定の転換社債型新株予約権付社債が150,000千円増加したこと等によるものであります。固定負債及び特別法上の準備金は171,668千円となり、前連結会計年度末に比べて237,393千円減少いたしました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債が1年内償還予定になったことにより150,000千円、長期借入金の返済により117,288千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は6,485,951千円となり、前連結会計年度末に比べて866,587千円減少いたしました。これは主に、連結子会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社への第三者割当増資等により資本剰余金が269,726千円増加した一方で、親会社株主に帰属する当期純損失により利益剰余金が1,012,561千円、非支配株主持分が143,322千円減少したこと等によるものであります。

第8期第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産合計は12,800,228千円となり、前連結会計年度末に比べて145,131千円増加いたしました。

流動資産は12,526,804千円となり、前連結会計年度末と比較して100,351千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が651,766千円減少した一方で、証券インフラストラクチャビジネスの規模拡大に伴って証券業における預託金、信用取引資産、並びに短期差入保証金が617,479千円増加したこと等によるものであります。固定資産は、273,424千円となり前連結会計年度末と比較して44,779千円増加いたしました。これは主に、無形固定資産が49,130千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は6,714,922千円となり、前連結会計年度末と比較して545,777千円増加いたしました。

流動負債は6,590,876千円となり、前連結会計年度末に比べて593,400千円増加いたしました。これは主に、1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債が150,000千円減少した一方で、短期借入金が500,000千円、証券インフラストラクチャビジネスの規模拡大に伴って証券業における預り金、信用取引負債、並びに受入保証金が147,514千円増加したこと等によるものであります。固定負債及び特別法上の準備金は124,045千円となり、前連結会計年度末に比べて47,622千円減少いたしました。これは主に、長期借入金の返済により37,500千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は6,085,305千円となり、前連結会計年度末に比べて400,645千円減少いたしました。これは主に、無担保転換社債型新株予約権付社債の新株への転換に伴い、資本金が76,562千円、資本剰余金が76,562千円増加した一方で、親会社株主に帰属する四半期純損失により利益剰余金が474,257千円、非支配株主持分が77,525千円減少したこと等によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第7期連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動によるキャッシュ・フローが1,751,936千円の資金減、投資活動によるキャッシュ・フローが325,269千円の資金減、財務活動によるキャッシュ・フローが172,149千円の資金増となりました。

また、現金及び現金同等物に係る換算差額2,026千円の資金減、連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額87,482千円の資金増を含めた結果、当連結会計年度末の資金残高は、前連結会計年度末に比べ1,819,601千円減少し、4,318,706千円となりました。

なお、当連結会計年度は、決算期変更に伴い、16ヶ月の変則決算となっておりますので、前年同期比については記載しておりません。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は1,751,936千円となりました。この主な増加要因として、証券業における預り金及び受入保証金の増減額の増加2,355,074千円等があった一方で、減少要因として、証券業における預託金の増減額の減少2,800,000千円、証券業における信用取引資産及び信用取引負債の増減額の減少1,384,420千円等があつ

たことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は325,269千円となりました。この主な減少要因として、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出157,374千円、無形固定資産の取得による支出113,621千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は172,149千円となりました。この主な減少要因として、長期借入金の返済による支出126,745千円があった一方で、増加要因として、非支配株主からの払い込みによる収入298,895千円によるものであります。

第8期第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動によるキャッシュ・フローが1,010,584千円の資金減、投資活動によるキャッシュ・フローが106,030千円の資金減、財務活動によるキャッシュ・フローが462,500千円の資金増となりました。

また、現金及び現金同等物に係る換算差額2,348千円の資金増を含めた結果、当第2四半期連結累計期間の資金残高は、前連結会計年度末に比べ651,766千円減少し、3,666,940千円となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は1,010,584千円となりました。この主な減少要因として、税金等調整前四半期純損失523,739千円、証券業における信用取引資産及び信用取引負債の増減額の減少428,861千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は106,030千円となりました。この主な減少要因として、無形固定資産の取得による支出104,613千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は462,500千円となりました。この主な減少要因として、長期借入金の返済による支出37,500千円があった一方で、増加要因として、短期借入金の純増減額の増加500,000千円等によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループが営む事業は、金融サービスの構築・運営を可能にする次世代クラウド基幹システムを提供する金融インフラストラクチャ事業、ウェブサービス等の構築・運営を行うフィンテックソリューション事業、及びオルタナティブデータを提供するビッグデータ解析事業であり、提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社グループでは、受注販売を行っておりますが、受注から売上高計上までの期間が短期であるため、受注実績は記載しておりません。

c 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日) (千円)
金融インフラストラクチャ事業	946,776
フィンテックソリューション事業	1,237,897
ビッグデータ解析事業	566,701
合計	2,751,375

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 決算期変更に伴い、当連結会計年度は16ヶ月の変則決算となっておりますので、前年同期比については記載しておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社インタースペース	178,976	10.5	23,048	0.8
ANA X株式会社	—	—	593,239	21.6

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 決算期変更に伴い、上記記載の販売高は、前連結会計年度は12ヶ月間、当連結会計年度は16ヶ月間となっております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内に合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や将来における発生の可能性等を勘案し合理的に判断しておりますが、判断時には予期し得なかった事象等の発生により、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(固定資産の減損)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

1. 経営成績の分析・評価

第7期連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度は、決算期変更に伴い、16ヶ月の変則決算となっておりますので、前年同期比については記載しておりません。

(売上高)

当連結会計年度において、売上高は2,751,375千円となりました。金融インフラストラクチャ事業は、大規模なプロジェクトの納品があり、多額の初期導入収益を計上いたしました。フィンテックソリューション事業は、ソリューションビジネスにおける案件の引き合いが多く収益をけん引するも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で海外旅行の需要が減り、オーダーフローシェアビジネスの売上高が大幅に減少したため、減収となりました。ビッグデータ解析事業は、データライセンスビジネスの契約件数の伸長により増収となりました。

(営業損失)

当連結会計年度において、販売費及び一般管理費は2,454,361千円となりました。組織の拡大を意図しての人材採用をはじめとした開発及び営業体制の強化に関する費用が増加いたしました。

この結果、営業損失は633,019千円となりました。

(経常損失)

当連結会計年度において、営業外収益が28,897千円、営業外費用が153,487千円発生し、経常損失は757,610千円となりました。

(当期純損失)

当連結会計年度において、特別損失が277,716千円発生し、法人税等合計は98,458千円となりました。

この結果、当期純損失は1,133,784千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,012,561千円となりました。

第8期第2四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

(売上高)

当第2四半期連結累計期間において、売上高は897,016千円となりました。金融インフラストラクチャ事業は、保険インフラストラクチャのパートナー数の増加が寄与し、増収となりました。フィンテックソリューション事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により英国事業から撤退したことにより減収となりましたが、英国事業の影響を除くと、新プロジェクトからの初期導入収益が拡大し、わずかに増収となりました。ビッグデータ解析事業は、「Alterna Data」のサービス拡充により契約件数が伸長したことが寄与し増収となりました。

(営業損失)

当第2四半期連結累計期間において、販売費及び一般管理費は959,236千円となりました。引き続き組織の拡大を意図しての人材採用をはじめとした開発及び営業体制の強化に関する費用が増加いたしました。

この結果、営業損失は481,678千円となりました。

(経常損失)

当第2四半期連結累計期間において、営業外収益が864千円、営業外費用が8,098千円発生し、経常損失は488,912千円となりました。

(四半期純損失)

当第2四半期連結累計期間において、特別利益が26,624千円、特別損失が61,452千円発生し、法人税等合計は29,171千円となりました。

この結果、四半期純損失は552,911千円、親会社株主に帰属する四半期純損失474,257千円となりました。

2. 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載の通りであります。

③ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。当社グループにおける主な資金需要は、人件費等の運転資金及び設備投資資金であります。財政状態等や資金使途を勘案しながら、運転資金は自己資金を基本としつつ、投資資金は自己資金並びに金融機関からの長期借入及びエクイティファイナンスによる外部からの資金調達についても資金需要の額や用途、当該タイミングにおける金利及び資本コストを比較した上で優先順位を検討して実施することを基本としております。

④ 目標とする経営指標

当社グループは、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、金融インフラストラクチャ事業のパートナー数を、目標とする経営指標として位置づけています。

第8期第2四半期連結会計期間末時点のパートナー数は6件で、第7期連結会計年度末比+1件となっております。デジタルトランスフォーメーションの必要性が高まる中で、特に少額短期保険会社や損害保険会社からのオンライン販売用の基幹システムの導入に関する需要が旺盛となったことで、パートナー数が増加したものと分析しております。

金融インフラストラクチャ事業におけるパートナー数

	2018年11月 期末	2019年11月 期末	2021年3月 期末	2022年3月期 第2四半期末
証券インフラストラクチャ	1	2	3	3
保険インフラストラクチャ	0	0	2	3
合計	1	2	5	6

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」をご参照ください。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、これまでインフラストラクチャの安定稼働と業務プロセスの確立を優先し安定的な成長を続けておりました。今後は、様々なニーズに応えられるよう金融インフラストラクチャの機能拡充を図るとともに、大企業向けの事業開発チームを確立し、パートナー数の拡大に取り組んでまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第7期連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度の設備投資等の総額は209,081千円であります。その主なものは、金融インフラストラクチャ事業におけるサービス用ソフトウェアの開発のための投資151,621千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第8期第2四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当第2四半期連結累計期間の設備投資等の総額は79,024千円であります。その主なものは、金融インフラストラクチャ事業におけるサービス用ソフトウェアの開発のための投資62,618千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物 及び構築物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	その他	本社機能	—	91	—	91	12

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員数(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であります。
 4. 本社は賃借物件であり、当連結会計年度における賃借料は92,295千円であります。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				ソフトウェア	その他	合計	
株式会社 F i n a t e x t	本社 (東京都千代田区)	金融インフラストラクチャ事業 フィンテックソリューション事業 ビッグデータ解析事業	ソフトウェア	63,487	—	63,487	46
株式会社スマートプラス	本社 (東京都千代田区)	金融インフラストラクチャ事業	ソフトウェア	—	—	—	22
株式会社ナウキャスト	本社 (東京都千代田区)	ビッグデータ解析事業	ソフトウェア	47	—	47	16

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員数(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であります。

(3) 在外子会社

主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
株式会社 スマート プラス	本社 (東京都千代田 区)	金融インフラ ストラクチャ 事業	ソフトウェ ア	60,000	—	自己資金	2021年4月	2021年10月	(注) 1
				50,000	—	自己資金	2021年7月	2021年12月	(注) 2
				22,500	1,500	自己資金	2021年7月	2021年12月	(注) 3
株式会 社 F i n a t e x t	本社 (東京都千代田 区)	金融インフラ ストラクチャ 事業	ソフトウェ ア	35,000	—	自己資金	2021年5月	2021年12月	(注) 4

- (注) 1. IFA (Independent Financial Advisor) 法人向けのサービス提供のためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
2. 第二種金融商品取引業とみなされる業務向けのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
3. つみたてNISA対応のためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
4. レンディングビジネス開始のためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
5. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	174,000,000
計	174,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	45,954,628	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	45,954,628	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

イ. 第1回新株予約権

決議年月日	2017年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個) ※	992,324 (注)6 [992,324] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 992,324 [992,324] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	70 (注)2
新株予約権の行使期間 ※	2020年2月28日～2027年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 70 資本組入額 35
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、株主総会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。))は、当社普通株式1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整(ただし、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ)、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。))は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込価格の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の普通株式が国内外の金融商品取引所若しくはこれに類するものであって、外国に所在し国際的に認知されているものの上場した後、又は当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された日、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された日、及び当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された日(いずれも、株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会がなされた場合)が到来してから、当該新株予約権の権利行使をすることができる。

- (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は関係会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員いずれかの地位にあることを要する。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権者に法令、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合(刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)、又は新株予約権の付与の目的上当該新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由が生じた場合は、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 当該新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、禁止とする。
- (6) 各新株予約権1個あたりの一部の行使はすることができないものとする。
4. 新株予約権の取得条項
- (1) 新株予約権者が上記(注)3に規定する行使の条件を満たさなくなったことにより、その保有する新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
6. 本新株予約権発行時(2017年2月27日時点)の新株予約権の総数は1,700,000個ですが、本新株予約権者からの申し出により、当該新株予約権者が保有するそれぞれ以下の新株予約権が放棄され、消滅しております。

対象者	放棄した日	放棄され、消滅した新株予約権の数
新株予約権者①	2017年11月17日	392,000個
新株予約権者②	2018年1月31日	157,838個
新株予約権者③	2018年1月31日	157,838個

ロ. 第2回新株予約権(インセンティブ・プランとしての時価発行新株予約権信託)

決議年月日	2017年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注)7
新株予約権の数(個) ※	17,190 [17,190](注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,719,000 [1,719,000](注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	87 (注)3
新株予約権の行使期間 ※	2017年11月30日～2027年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 87 資本組入額 44
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)6

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき170円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であり

ます。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整(ただし、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ)、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。))は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込価格の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - ① 上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする、当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。))
 - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする売買、その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。))
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格となったとき。
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、上記(注)3において定められた払込価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。))
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)3で定められる払込価額を調整して得られる再編後払込価額に、上記(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。またこの場合、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 当社グループの企業価値増大を図ることを目的に、将来の当社グループの役職員等に対するインセンティブ・プランとして、2017年11月27日開催の臨時株主総会並びに臨時普通株主種類株主総会決議に基づき、同日付で公認会計士・税理士 伊藤英佑を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託(第2回新株予約権)」といいます。)を設定しており、当社は本信託(第2回新株予約権)に対して、会社法に基づき2017年11月30日に第2回新株予約権(2017年11月27日臨時株主総会並びに臨時普通株主種類株主総会決議)を発行しております。

本信託(第2回新株予約権)は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、公認会計士・税理士 伊藤英佑に付与した第2回新株予約権17,190個(1個あたり100株相当)を分配するものです。

既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。

第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該第2回新株予約権の発行要領及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託(第2回新株予約権)は2つの契約(A01とA02)により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	林 良太
信託契約日	2017年11月27日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 8,595個 (A02) 8,595個
交付日	(A01) 2020年11月30日又は金融商品取引所に上場後半年が経過する日のいずれか遅い日(但し、当該日が営業日でないときは当該日の翌営業日)の正午 (A02) 2022年11月30日又は金融商品取引所に上場後2年半が経過する日のいずれか遅い日(但し、当該日が営業日でないときは当該日の翌営業日)の正午
信託の目的	(A01)に第2回新株予約権8,595個(1個あたり100株相当) (A02)に第2回新株予約権8,595個(1個あたり100株相当)
受益者適格要件	当社グループの役職員等を受益者候補者とし、当社が指定し、本信託(第2回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。

ハ. 第3回新株予約権

決議年月日	2017年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個) ※	11,505 [11,505](注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,150,500 [1,150,500](注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	87 (注)3
新株予約権の行使期間 ※	2017年11月30日～2027年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 87 資本組入額 44
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)6

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき170円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整(ただし、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ)、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。))は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込価格の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- ① 上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする、当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。))。
 - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする売買、その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。))。
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格となったとき。
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、上記(注)3において定められた払込価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。))
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)3で定められる払込価額を調整して得られる再編後払込価額に、上記(注)6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。またこの場合、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

二. 第4回新株予約権

決議年月日	2018年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個) ※	3,156 [3,156] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 315,600 [315,600] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	87 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	2018年2月28日～2028年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 87 資本組入額 44
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき170円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整(ただし、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ)、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込価格の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - ① 上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする、当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)
 - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする売買、その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格となったとき。
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、上記(注)3において定められた払込価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)3で定められる払込価額を調整して得られる再編後払込価額に、上記(注)6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。またこの場合、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2016年8月17日発行)	
決議年月日	2016年8月4日
新株予約権の数(個) ※	1 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,430,625 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	61,712,524 (注)3
新株予約権の行使期間 ※	(注)4、5、6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 61,712,524 資本組入額 31
新株予約権の行使の条件 ※	(注)8
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)9
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。但し、本新株予約権の行使までに本社債が償還済みの場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は150百万円とする。
新株予約権付社債の残高(百万円) ※	150 (注)1

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、社債要項に基づき2021年8月6日付で新株予約権が行使されたため、提出日の前月末現在(2021年10月31日)においては、該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権付社債の額面150百万円につき新株予約権1個が割当てられております。

2. 新株予約権付社債の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権付社債の発行日後、当社が株式分割又は無償割当てする場合、若しくは調整前払込金額を下回る価額をもって新株予約権を発行する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。ただし、調整前後の払込金額の差額が1円未満にとどまるときは、払込金額の調整はおこなわない。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込価格の調整を行うことができるものとする。

4. 償還期日

以下のいずれか早い日を償還期日とする。

- (1) 当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場することが承認された日
- (2) 当社の支配権の異動を伴う当社株式の譲渡の承認、募集株式若しくは新株予約権の発行等若しくは組織再編行為（（注）5において定義する）について、当社取締役会の決議がなされた日
- (3) 本新株予約権者の保有する当社株式の譲渡（(2)の場合を除く）について、当社取締役会の決議がなされた日
- (4) 2023年12月31日

5. 組織再編行為

当社が合併により消滅すること、吸収分割会社若しくは新設分割会社となり、かつ吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が当社債に係る債務を承継する吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること。

6. 新株予約権の行使期間

償還期日（（注）4参照）から2023年12月31日までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも本新株予約権を行使することができる。但し、組織再編行為（注5参照）をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合（（注）9に定めるところにより、承継会社の新株予約権を交付し、承継会社が当社債についての社債に係る債務を承継する場合に限り、当社の支配権の移動を伴う組織再編行為（注5参照）を除く）は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には、行使を停止する期間（当該期間は1ヶ月を超えないものとする。）その他必要な事項を、当該機関開始日の1ヶ月前までに公告又は本社債権者に対し書面により通知する。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。またこの場合、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日の翌日から行使期間（表中「新株予約権の行使期間」を参照）の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- ① 上記（注）3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする、当社普通株式の発行等が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で発行等が行われた場合、又は発行会社若しくは発行会社の取締役が、新株予約権者による本新株予約権の行使を妨げることを目的として、当該発行等の時点における株式価値よりも低いと認められる価格で発行等が行われた場合を除く。）。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記（注）3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする売買、その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合、又は発行会社若しくは発行会社の取締役が、新株予約権者による本新株予約権の行使を妨げることを目的として、当該取引時点における株式価値よりも低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記（注）3において定められた払込価額を下回る価格となったとき。
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が国内外の金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日として第三者評価機関等によりDCF法、類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、上記（注）3において定められた払込価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、第三者評価機関等と協議の上、当社取締役会の決議により、本項への該当を判断するものとする。）

9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(1) 当社は、組織再編行為（（注）5参照。但し、当社の支配権の移動を伴うものは除く。以下、本項において同じ）を当社の株主総会で決議（株主総会の承認を要しない場合には、当社取締役会決議）する場合、以下①乃至③に定める各会社（以下、「承継会社」と総称する。）は、当該組織再編行為の効力発生日において、残存する本社債権者に対して、本新株予約権に代わり新たに次に定める新株予約権が交付されるよう最善の努力をし、かつ承継会社に当社債に係る債務を承継させる最善の努力をしなければならない。

- ① 吸収合併又は新設合併の場合
吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の新株予約権
- ② 吸収分割又は新設分割の場合
吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の新株予約権
- ③ 株式交換又は株式移転の場合

株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社の新株予約権

- (2)本項(1)により新たに交付する新株予約権（以下、「新規交付新株予約権」という。）の条件は、以下のとおりとする。
- ①新規交付新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ②新規交付新株予約権の目的である株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
 - ④新規交付新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
当該財産の内容は、組織再編行為によって承継された本社債とし、その価額は当該本社債の払込金額と同額とする。但し、本新株予約権の行使までに本社債が償還済みの場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は150,000,000円とする。
 - ⑤新規交付新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と、組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥新規交付新株予約権の取得の事由
新規交付新株予約権の取得の事由は定めない。
 - ⑦前①乃至⑥に定める条件のほか、新規交付新株予約権の条件については、新たな新株予約権付社債の経済的価値が、組織再編行為の効力発生時点における本新株予約権付社債の経済的価値と実質的に同一になるよう、これを定めるものとする。
- (3)本項(1)により新規交付新株予約権を交付する場合、組織再編行為の効力発生日において本新株予約権は消滅し、新規交付新株予約権を組織再編行為により承継会社に承継される本社債に対して、新たな新株予約権付社債とするものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年5月2日 (注) 1	普通株式 47	普通株式 672	11,280	31,280	—	15,000
2016年8月16日 (注) 2	普通株式 26,133,408	普通株式 26,134,080	—	31,280	—	15,000
2016年8月17日 (注) 3	普通株式 3,360,000 A種優先株式 1,866,816	普通株式 29,494,080 A種優先株式 1,866,816	—	31,280	322,560	337,560
2017年5月31日 (注) 4	B種優先株式 5,000,000	普通株式 29,494,080 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000	712,500	743,780	712,500	1,050,060
2017年7月6日 (注) 5	—	普通株式 29,494,080 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000	△643,780	100,000	643,780	1,693,840
2018年6月15日 (注) 6	普通株式 △1,193,439	普通株式 28,300,641 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000	—	100,000	—	1,693,840
2018年7月27日 (注) 7	C種優先株式 8,356,546	普通株式 28,300,641 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000 C種優先株式 8,356,546	3,000,000	3,100,000	3,000,000	4,693,840
2018年9月30日 (注) 8	—	普通株式 28,300,641 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000 C種優先株式 8,356,546	△3,000,000	100,000	3,000,000	7,693,840
2021年7月28日 (注) 9	普通株式 15,223,362 A種優先株式 △1,866,816 B種優先株式 △5,000,000 C種優先株式 △8,356,546	普通株式 43,524,003	—	100,000	—	7,693,840
2021年8月6日 (注) 10	普通株式 2,430,625	普通株式 45,954,628	76,562	176,562	76,562	7,770,402

(注) 1. 有償第三者割当

普通株式 発行価格 240,000円

資本組入額 240,000円

主な割当先 当社従業員

2. 株式分割(1:38,890)によるものです。

3. 2016年8月4日開催の臨時株主総会決議に基づき、株式交換(普通株式、A種優先株式ともに交換比率は168:1)により株式会社ナウキャストを完全子会社化したものです。

4. 有償第三者割当

B種優先株式 発行価格 285円

資本組入額 142.5円

割当先 ジャフコSV5 共有投資事業有限責任組合

ジャフコSV5 スター投資事業有限責任組合

5. 2017年5月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、資本金額を減少させ、資本準備金に振り替えたものであります。なお、資本金の減資割合は86.6%となっております。

6. 2018年5月28日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を行ったものです。

7. 有償第三者割当

C種優先株式 発行価格 718円

資本組入額 359円

割当先 KDDI株式会社

ジャフコSV5 共有投資事業有限責任組合

ジャフコSV5 スター投資事業有限責任組合

株式会社SMBC信託銀行

8. 2018年7月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、資本金額を減少させ、資本準備金に振り替えたものであります。なお、資本金の減資割合は96.8%となっております。

9. 大和証券株式会社からの要請に基づき、2021年7月28日開催の臨時取締役会決議により、A種、B種及びC種優先株式の全部を取得し、これと引換えにA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に対し普通株式を交付したものです。また、取得したA種、B種及びC種優先株式の全部を、2021年7月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、消却を行っております。

10. UTEC3号投資事業有限責任組合に対し、2016年8月17日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債要項に基づき、2021年8月6日付で新株予約権が行使されたものです。

(4) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	4	—	—	18	22	—
所有株式数(単元)	—	—	—	94,669	—	—	364,869	459,538	828
所有株式数の割合(%)	—	—	—	20.6	—	—	79.4	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,953,800	459,538	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 828	—	—
発行済株式総数	45,954,628	—	—
総株主の議決権	—	459,538	—

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号によるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000 C種優先株式 8,356,546 (注)	—

(注) 主幹事証券からの要請に基づき、2021年7月28日開催の臨時取締役会決議により、A種、B種及びC種優先株式の全部を取得し、これと引換えにA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に対し普通株式を交付しております。また、取得したA種、B種及びC種優先株式の全部を、2021年7月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、同日付で消却を行っております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000 C種優先株式 8,356,546 (注)	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2021年7月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、同日付で消却を行っております。

3 【配当政策】

当社グループは株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案した上で、中長期的には安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。しかしながら、現時点で当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のために創業以来必要な内部留保の確保を優先しております。内部留保資金については、当社グループの諸事業の事業資金、及び新規事業等に必要な成長投資に利用することにより、企業価値向上に努める考えであります。現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

当社は、配当を行う場合には、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、株主重視の基本方針に基づき、継続企業としての収益の拡大と企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速化を進めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社グループを取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備に当たり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

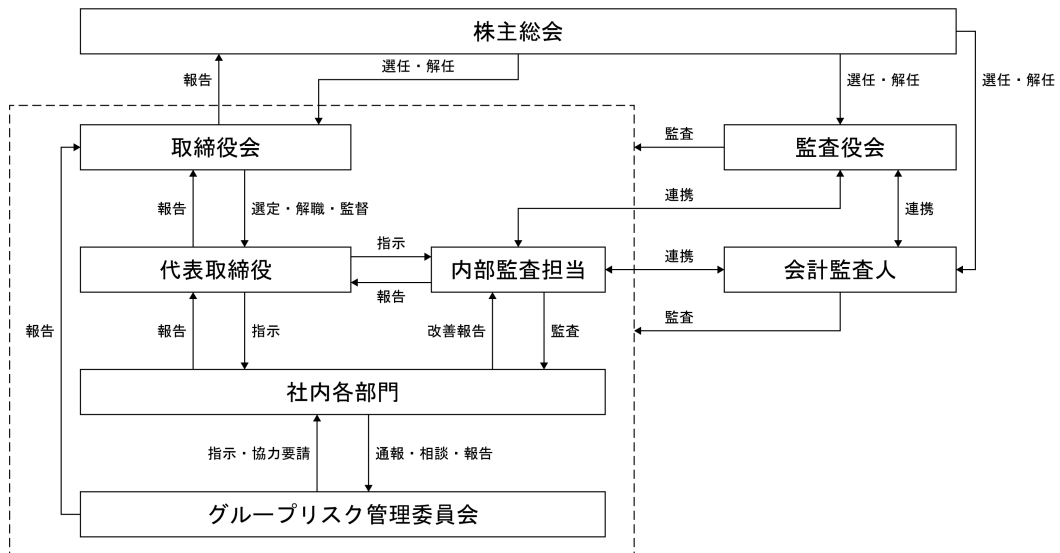
1 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

A) 企業統治の体制の概要

当社は会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、内部監査担当を選任しております。取締役会が迅速かつ適正に重要業務の執行の決定と個々の取締役の職務執行の監督を行い、全員が社外監査役で構成される監査役会は公正かつ独立の立場から監査しております。

当社は、この体制が当社の持続的発展、持続的な株主価値の向上に有効であると考えております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下の通りであります。



a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長を議長として、取締役4名で構成され、うち1名は社外取締役であります。毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、相互に取締役としての職務執行を監督し、経営判断の原則に基づき迅速に意思決定を行っています。当該取締役会には監査役3名も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反しないかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長：代表取締役社長CEO 林良太

構成員：取締役CFO 伊藤祐一郎、取締役 戸田真史、社外取締役 山内英貴

出席者：常勤監査役 佐藤守、社外監査役 野村亮輔、社外監査役 片岡久依

b) 監査役会

当社は監査役会を設置しております。監査役会は、常勤監査役を議長として、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監督し、取締役の職務執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を実施しております。また、内部監査担当の報告を聴取し、代表取締役とも原則として毎月1回意見交換を行っており、常時重要項目の協議を行っています。

本書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議長：常勤監査役 佐藤守

構成員：社外監査役 野村亮輔、社外監査役 片岡久依

c) 内部監査

当社は独立した内部監査部署を設置しておりませんが、代表取締役が任命する内部監査担当3名が当社及び子会社の業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。株式会社スマートプラス及びスマートプラス少額短期保険株式会社においては、同社内に専任の内部監査部を設置し、内部監査担当のうち2名がそれぞれの子会社の内部監査を実施しております。当社及び子会社の内部監査担当は内部監査以外の業務を行っておらず、自己監査としない体制としております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

d) グループリスク管理委員会

事業活動を行うに当たり発生しうるリスクを回避・防止するための管理体制の整備、発生したリスクへの対応策を実施するために、常勤取締役、常勤監査役、国内子会社代表取締役、システム管理者、経営管理担当及び内部監査担当を構成員とするグループリスク管理委員会を設置しています。同委員会は、当社グループが認識すべきコンプライアンス及びリスク管理上の問題を整理し対策を協議する場として、毎月1回開催しております。

本書提出日現在における委員長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

委員長：代表取締役社長CEO 林良太

構成員：取締役CFO 伊藤祐一郎、取締役 戸田真史、常勤監査役 佐藤守、

子会社代表取締役5名、システム管理者2名、経営管理担当及び内部監査担当2名

e) 会計監査人

当社は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

f) 経営会議

グループ横断的に事業活動を推進するため、常勤取締役、常勤監査役、国内子会社代表取締役、現場責任者、経理担当、内部監査担当を構成員とする経営会議を実施しています。同会議は当社グループ横断的な経営課題や事業活動推進のための方策等を協議する場として、毎月1回開催しております。

本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長：代表取締役社長CEO 林良太

構成員：取締役CFO 伊藤祐一郎、取締役 戸田真史、常勤監査役 佐藤守、

子会社代表取締役5名、現場責任者5名、経理担当3名、内部監査担当1名

B) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役3名、社外取締役1名、監査役3名で構成される取締役会及び監査役3名で構成される監査役会を設置する監査役会設置会社であります。監査役会の構成員である3名全員が社外監査役であり、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

なお、機関ごとの構成員は次のとおりであります。(◎は議長を表す。)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	グループリスク管理委員会
代表取締役	林 良太	◎		◎
取締役	戸田 真史	○		○
取締役	伊藤 祐一郎	○		○
取締役 (社外取締役)	山内 英貴	○		
常勤監査役 (社外監査役)	佐藤 守	○	◎	○
監査役 (社外監査役)	野村 亮輔	○	○	
監査役 (社外監査役)	片岡 久依	○	○	

2 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを構築するとともに運用の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

a) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「金融を‘サービス’として再発明する」というミッションのもと、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社を目指します。

これらを実現するため、的確かつ迅速な意思決定及び機動的な執行を行うことを経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備・運用し、業務を適切に分掌し、その改善・充実を図っていくとともに、当社グループの取締役及び使用人に対して、コンプライアンスに係る教育、啓蒙、指導に注力する方針です。

また、反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否いたします。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理ルールに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し保存します。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものといたします。

- c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- グループリスクマネジメント規程に従い、それぞれの会社及び部門がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応はグループリスク管理委員会が行い、その事務局は当社の管理部門が行うものとします。新たに生じたリスクについては速やかに代表取締役が対応し、責任者となる取締役を定めます。
- d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
- イ. 職務権限・意思決定ルールの策定
 - ロ. 常勤取締役、常勤監査役、国内子会社代表取締役、現場責任者、経理担当、内部監査担当を構成員とする経営会議の設置
 - ハ. 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標、月次・四半期・通期業績管理の実施
 - ニ. 取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施
- e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社グループの取締役、部門長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限・責任を有します。内部監査担当は各部門の内部統制運用状況について内部監査を実施し、その結果を取締役、監査役及び各部門責任者に報告し、各部門責任者は必要に応じて内部統制の改善策を実施します。
- f) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性を保つ体制
- 監査役の求め又は指示により、必要に応じて、その職務の執行を補助する人員を配置します。この場合、当該人員は監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保します。また、当該人員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重します。
- g) 当社グループの取締役及び使用人の監査役・監査役会への報告体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、監査役・監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行なうとともに、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役・監査役会に報告します。
- 監査役・監査役会に対して報告を行った取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。
- h) 監査役は職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針
- 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- i) 監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。また、監査役は定期的に、監査法人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うことで監査の効率性及び実効性を確保します。
- b. リスク管理体制の整備状況
- 当社は、各部門からの情報収集をもとに、グループリスク管理委員会等を通じてリスク情報を共有することにより、リスクの顕在化の未然防止に努めております。また、不祥事を未然に防止するために内部通報制度を設け、社内及び社外に内部通報窓口を設置することで、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

c. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮する環境を整備することを目的とするものであります。

d. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

e. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を持って行い、かつ累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

f. 剰余金の配当等の決定機関

当社の剰余金の配当等の決定機関は株主総会であります。また、剰余金の配当等を機動的に実施するため、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款に定めております。

g. 自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款で定めております。

h. 取締役及び監査役の実任免除

会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役(監査役であった者を含む。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

これらは、取締役及び監査役が、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことを目的とするものであります。

i. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社グループの取締役、監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。なお、贈賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

j. 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員 の 状 況】

① 役員一 覧

男性7名 女性一名(役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	林 良太	1985年12月14日	2008年3月 東京大学経済学部卒業 2009年9月 Deutsche Bank AG London入行 2012年12月 株式会社GCIアセット・マネジメント入 社 2013年12月 株式会社Finatext(現 株式会社 Finatextホールディングス)創 業 代表取締役(現任) 2016年2月 株式会社Technological 取 締役(現任) 2016年8月 株式会社ナウキャスト 代表取締役 2016年9月 Finatext Taiwan Ltd. 取締役 2016年12月 Finatext UK Ltd. 取締役(現任) 2017年2月 Finatext Malaysia Sdn.Bhd. 取締役 2017年3月 株式会社スマートプラス 取締役(現任) 2017年8月 株式会社LightStream Research 取締役 2018年12月 株式会社Finatext代表取締役 2019年2月 株式会社Finatext取締役(現任) 2019年2月 株式会社ナウキャスト 取締役(現任) 2019年4月 スマートプラス少額短期保険株式会 社 取締役(現任) 2019年8月 株式会社K-ZONE 取締役(現任)	(注)3	18,287,630
取締役CFO	伊藤 祐一郎	1986年5月13日	2010年3月 東京大学経済学部卒業 2010年4月 UBS証券株式会社入社 2016年8月 株式会社Finatext(現 株式会社 Finatextホールディングス)入 社 2016年8月 株式会社ナウキャスト 取締役(現任) 2016年9月 株式会社Finatext(現 株式会 社 Finatextホールディングス) 取締役(現任) 2016年12月 Finatext UK Ltd. 取締役(現任) 2017年3月 株式会社スマートプラス 取締役(現任) 2017年8月 株式会社LightStream Research 取締役 2018年12月 株式会社Finatext取締役(現任) 2019年4月 スマートプラス少額短期保険株式会 社 取締役(現任)	(注)3	583,350
取締役	戸田 真史	1986年1月27日	2008年3月 東京大学経済学部卒業 2010年3月 東京大学大学院経済学研究科金融システ ム専攻 修士課程修了 2013年12月 株式会社Finatext(現 株式会 社 Finatextホールディングス)創 業 取締役(現任) 2014年3月 東京大学大学院経済学研究科金融システ ム専攻 博士課程修了 2014年4月 株式会社GCIアセット・マネジメント 入 社 2016年8月 株式会社ナウキャスト 取締役(現任) 2018年12月 株式会社Finatext取締役(現任) 2020年2月 株式会社スマートプラス 取締役(現任)	(注)3	700,020
取締役	山内 英貴	1963年5月12日	1986年3月 東京大学経済学部卒業 1986年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みず ほ銀行)入行 2000年4月 グローバル・サイバー・インベストメン ト(現株式会社GCIアセット・マネジメン ト)設 立 代表取締役CEO(現任) 2001年4月 フォレックス・キャピタル・マーケッ ツ ・ジャパン (旧FXCMジャパン証券)設立 代表取締役 2005年6月 株式会社GCIキャピタル設立 代表取締 役 (現任) 2007年4月 東京大学経済学部非常勤講師(現任) 2016年9月 当社取締役(現任) 2017年12月 一般社団法人京都ラボ設立 代表理事 (現任) 2018年6月 一般社団法人投資顧問業協会 理事 2020年5月 株式会社Digika 取締役(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	佐藤 守	1957年7月17日	1981年3月 1981年4月 1991年1月 2002年9月 2008年7月 2010年5月 2011年11月 2012年12月 2017年1月 2018年4月 2019年7月 2019年12月 2020年2月	専修大学経済学部卒業 バンカース・トラスト銀行入行 シティトラスト信託銀行株式会社入行 同 C F O CFJ合同会社 C F O シティカードジャパン株式会社・シティ バンク銀行株式会社 常勤監査役 シティバンク銀行株式会社・シティカー ドジャパン株式会社・ シティグルー プ・サービス・ジャパン株式会社 常勤 監査役 シティカードジャパン株式会社・シティ バンク銀行株式会社 常勤監査役 シティバンク銀行株式会社・シティグル ープ証券会社 常勤監査役 シティグループ証券株式会社 常勤監査 役 当社 常勤監査役(現任) スマートプラス少額短期保険株式会社 監査役(現任) 株式会社F i n a t e x t 監査役(現 任)	(注) 4	—
監査役	野村 亮輔	1972年5月5日	1997年3月 2005年11月 2006年4月 2007年9月 2007年9月 2009年9月 2009年9月 2013年10月 2016年1月 2017年9月 2018年6月 2020年2月 2021年3月	東京大学法学部卒業 旧司法試験合格 最高裁判所司法研修所入所 弁護士登録(東京弁護士会) 宮澤潤法律事務所入所 弘中総合法律事務所入所 株式会社ECナビ(現株式会社カルタホー ルディングス)監査役 きっかわ法律事務所入所 弁護士法人赤れんが法律事務所入所 株式会社レトリバ 監査役(現任) エジソン法律事務所入所(現任) 当社監査役(現任) 株式会社サンヨーホーム 監査役(現 任)	(注) 4	—
監査役	片岡 久依	1959年1月29日	1981年3月 1981年4月 1987年9月 2012年7月 2015年7月 2020年10月 2020年10月 2020年12月 2021年2月 2021年4月	慶應義塾大学経済学部卒業 東陶機器株式会社(現TOTO株式会社)入社 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任 監査法人トーマツ)入所 同 千葉事務所長 同 横浜事務所長 片岡久依公認会計士事務所 所長(現任) 株式会社東京大学エッジキャピタルパー トナーズ ベンチャーパートナー(現任) 株式会社ROMS 監査役(現任) 当社監査役(現任) スタートバーン株式会社 監査役(現 任)	(注) 4	—
計						19,571,000

- (注) 1. 取締役山内英貴は、社外取締役であります。
2. 監査役佐藤守、野村亮輔及び片岡久依は、社外監査役であります。
3. 取締役林良太、伊藤祐一郎、戸田真史、山内英貴の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役佐藤守、野村亮輔及び片岡久依の任期は2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社は社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、取締役会に対する牽制や経営監視の強化を図っております。

社外取締役である山内英貴氏は、長年にわたりアセットマネジメントビジネスの経営に携わり、グローバルな金融分野における豊富な経験を有しており、当社の経営に対する有益な助言・提言をいただいております。なお、同氏が代表取締役を務める株式会社GCIキャピタルが当社の普通株式1,430,625株を保有しており、且つ当社子会社株式会社スマートプラスと取引関係を有しており、また、同氏が代表理事を務める一般社団法人京都ラボと当社子会社株式会社Technological及び株式会社ナウキャストにおいて、それぞれ取引関係を有しておりますが、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。これら以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役佐藤守氏は、長年にわたりグローバル金融機関において財務・会計・監査に携わり、企業金融や監査における豊富な知識と経験を有しており、経営全般の監督及び適正な監査をいただいております。なお、当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役野村亮輔氏は、10年以上の企業法務経験に基づく豊富な知識と経験を有しており、経営全般の監督及び適正な監査をいただいております。なお、当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役片岡久依氏は、長年にわたり有限責任監査法人トーマツにおいて様々な業種における監査に携わり、会計や監査における豊富な知識と経験を有しており、経営全般の監督及び適正な監査をいただいております。また、同氏が所属する株式会社東京大学エッジキャピタルが運用するファンドであるUTEK 3号投資事業有限責任組合が当社の普通株式5,794,658株を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めていないものの、東京証券取引所の定める独立性基準の充足状況を勘案し、一般株主と利益相反が生じる恐れのない人物であると判断した社外取締役1名、社外監査役3名の計4名を、独立役員として選定しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打ち合わせを行い、相互連携を図っております。

また、内部監査担当者と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、三様監査を定期的実施しております。会計監査人が実施する監査実施報告に内部監査担当者及び監査役が同席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。これらの情報交換や意見交換の内容については、取締役会又は監査役会を通じて、社外取締役又は社外監査役に適宜報告を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 内部監査及び監査役監査の状況

a. 監査役監査の状況

a) 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の合計3名で構成され、いずれも社外監査役であります。

なお、社外監査役野村亮輔は弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役片岡久依は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

原則として月1回開催される監査役会にて、監査結果の共有、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を行っております。監査役会は、監査方針及び監査計画(重点監査項目、監査対象、監査の方法、実施期間、その他必要事項)を立案し、監査役会において決議の上で策定します。監査役の職務の分担は、監査役間での協議を踏まえ、監査役会の決議を経て決定します。監査役会は、決議された監査方針及び監査計画について、代表取締役様に説明しております。

監査役は、監査役会で策定した監査の方針・業務の分担に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、業務に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対してその説明を求めています。

b) 監査役及び監査役会の活動状況

当社は、2020年2月17日付で監査役会を設置しております。最近事業年度において、監査役はすべての監査役会に出席しております。また、常勤監査役は、重要な会議として、取締役会のほか経営会議及びグループリスク管理委員会へ出席し、重要書類の閲覧、役員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信することにより情報共有に努めております。

当事業年度において、当社は監査役会を合計8回開催しており、個々の監査役の出席状況は次の通りです。

区分	氏名	監査役会への出席状況
常勤監査役	佐藤 守	全8回中8回
社外監査役	野村 亮輔	全8回中8回
社外監査役	片岡 久依	全8回中8回

b. 内部監査の状況

当社の内部監査は専任の内部監査担当(3名)が行っており、代表取締役の直下組織とすることにより、他の業務執行部門からの独立性を確保し、監査結果を代表取締役及び監査役会等に報告しております。

内部監査は、当社の経営目標の達成と安定的事業運営に寄与するために、当社グループで整備・運用されている内部統制の有効性を検証・評価し、改善が必要な事項について指摘し且つ改善に向けた助言を行うことを目的としております。各事業年度に内部監査計画を作成し、代表取締役による承認を得た上で当社及び当社子会社の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対して改善等のための指摘及び改善状況の確認を行います。内部監査担当は、監査役及び会計監査人との連携を保ち、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性を高めております。なお、当社子会社の株式会社スマートプラスは第一種金融商品取引業者であるため、スマートプラス少額短期保険株式会社は少額短期保険業者であるため専任の内部監査部を設置しており、当該内部監査部が各社の業務監査を実施しております。当該内部監査部の監査内容は、適時当社の内部監査担当に共有されております。

② 会計監査の状況

a. 監査法人

PwCあらた有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2019年11月期以降

c. 業務を執行した公認会計士名

業務執行社員 遠藤英昭

d. 監査業務に係る主な補助者の構成

公認会計士3名、その他10名

e. 監査法人の選定理由

株式上場を目指すにあたって4社程度の監査法人と面談を行い、当該監査法人が金融機関の監査実績を豊富に有していること、グローバルネットワークの強みを有していること、及び経験豊富な公認会計士を多数有し万全の体制を備えていることを勘案し、当該監査法人を選定いたしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考として、会計監査人から報告を受けた監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制等とその実績・実体を比較検証するとともに監査報告書の内容の充実度等を総合的に評価しております。監査法人の監査は適正に行われており、監査報告書の内容も適正であると評価しました。

③ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	29,170	—	33,050	—
連結子会社	6,900	6,400	8,897	11,302
計	36,070	6,400	41,947	11,302

(注) 連結子会社における非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に係る保証業務及びシステムリスク管理態勢に係る外部評価であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(PwCグループ)に属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模・特性・監査日数等を勘案して、監査法人から提示された見積案をもとに監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその他算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬については、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の職務内容、実績、成果等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬については、同じく株主総会で定められた報酬限度内において、監査役会での協議により決定しております。

当連結会計年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2018年2月26日開催の取締役会決議により決定しております。

当社の役員が最近事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	38,400	38,400	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	11,000	11,000	—	—	—	3

- (注) 1. 取締役(社外取締役を含む)の報酬限度額は、2018年2月26日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。
 2. 監査役(社外監査役を含む)の報酬限度額は、2019年6月28日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。
 3. 上記には無報酬の社外取締役1名は含めておりません。

3 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

4 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については、次の通りです。

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しておりませんので、該当事項はありません。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	最近事業年度		最近事業年度の前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	51,575	1	50,000
非上場株式以外の株式	2	129	2	123

区分	最近事業年度		
	受取配当金の合計額 (千円)	売却損益の合計額 (千円)	評価損益の合計額 (千円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	4	—	—

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2018年12月1日から2019年11月30日まで)及び当連結会計年度(2019年12月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2018年12月1日から2019年11月30日まで)及び当事業年度(2019年12月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構の公表する会計基準等にかかる情報を取得するとともに、監査法人及び各種団体の主催する研修等への参加等により、専門知識の研鑽に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,138,307	4,318,706
受取手形及び売掛金	233,640	218,227
証券業における預託金	2,300,000	5,100,000
証券業における信用取引資産	582,031	2,243,046
証券業における短期差入保証金	※6 300,000	※6 403,213
未収入金	257,721	27,547
未収還付法人税等	56,616	—
その他	101,370	115,710
流動資産合計	9,969,687	12,426,452
固定資産		
有形固定資産	※1 22,724	※1 1,347
無形固定資産		
のれん	58,624	—
ソフトウェア	59,869	61,392
ソフトウェア仮勘定	—	16,008
その他	—	274
無形固定資産合計	118,493	77,674
投資その他の資産		
投資有価証券	50,123	51,704
関係会社株式	※3 65,545	—
繰延税金資産	4,557	5,647
長期差入保証金	793,117	88,983
その他	3,450	※2 3,285
投資その他の資産合計	916,793	149,621
固定資産合計	1,058,013	228,644
繰延資産		
創立費	70	—
開発費	107	—
繰延資産合計	178	—
資産合計	11,027,879	12,655,096

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	108,784	22,005
証券業における預り金	960,929	1,746,699
証券業における信用取引負債	※6 582,031	※6 858,626
証券業における受入保証金	1,069,495	2,638,800
1年内返済予定の長期借入金	85,450	75,000
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	—	150,000
未払法人税等	133,217	16,724
本社移転損失引当金	6,736	—
資産除去債務	10,700	—
その他	308,934	489,620
流動負債合計	3,266,278	5,997,476
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	150,000	—
長期借入金	255,288	138,000
その他	671	16,100
固定負債合計	405,959	154,100
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※4 3,102	※4 16,473
その他の責任準備金	—	※5 1,094
特別法上の準備金合計	3,102	17,568
負債合計	3,675,340	6,169,145
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	8,415,925	8,685,651
利益剰余金	△2,022,175	△3,032,823
株主資本合計	6,493,750	5,752,828
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△37	182
為替換算調整勘定	△16,382	1,055
その他の包括利益累計額合計	△16,419	1,237
新株予約権	8,540	8,540
非支配株主持分	866,666	723,343
純資産合計	7,352,538	6,485,951
負債純資産合計	11,027,879	12,655,096

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(2021年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,666,940
受取手形及び売掛金	299,134
証券業における預託金	5,150,000
証券業における信用取引資産	2,682,643
証券業における短期差入保証金	531,096
未収入金	69,276
その他	127,712
流動資産合計	12,526,804
固定資産	
有形固定資産	1,265
無形固定資産	126,805
投資その他の資産	145,353
固定資産合計	273,424
資産合計	12,800,228

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(2021年9月30日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	21,142
証券業における預り金	1,785,246
証券業における信用取引負債	869,360
証券業における受入保証金	2,737,033
短期借入金	500,000
1年内返済予定の長期借入金	75,000
未払法人税等	27,821
その他	575,272
流動負債合計	6,590,876
固定負債	
長期借入金	100,500
固定負債合計	100,500
特別法上の準備金	
金融商品取引責任準備金	16,473
その他の責任準備金	7,072
特別法上の準備金合計	23,545
負債合計	6,714,922
純資産の部	
株主資本	
資本金	176,562
資本剰余金	8,762,214
利益剰余金	△3,507,081
株主資本合計	5,431,696
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	174
為替換算調整勘定	2,201
その他の包括利益累計額合計	2,375
新株予約権	5,414
非支配株主持分	645,818
純資産合計	6,085,305
負債純資産合計	12,800,228

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月 1 日 至 2021年 3 月31日)
売上高	1,707,470	2,751,375
売上原価	※2 422,966	930,034
売上総利益	1,284,504	1,821,341
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,006,077	※1 2,454,361
営業損失(△)	△721,572	△633,019
営業外収益		
受取利息	329	146
受取配当金	23	4
還付加算金	792	541
受取返還金	2,021	9,395
資産除去債務戻入益	—	10,700
その他	1,619	8,110
営業外収益合計	4,785	28,897
営業外費用		
支払利息	10,304	9,445
為替差損	9,230	12,834
株式交付費	4,891	1,089
持分法による投資損失	24,454	—
貸倒引当金繰入額	—	123,080
その他	1,043	7,037
営業外費用合計	49,924	153,487
経常損失(△)	△766,711	△757,610
特別損失		
固定資産除却損	—	2,541
減損損失	※3 816,994	※3 196,614
関係会社株式売却損	—	62,368
本社移転損失引当金繰入	12,311	—
金融商品取引責任準備金繰入	2,905	13,370
その他	—	2,820
特別損失合計	832,211	277,716
税金等調整前当期純損失(△)	△1,598,923	△1,035,326
法人税、住民税及び事業税	135,739	99,549
法人税等調整額	7,644	△1,090
法人税等合計	143,383	98,458
当期純損失(△)	△1,742,307	△1,133,784
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△175,503	△121,223
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1,566,803	△1,012,561

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月 1 日 至 2021年 3 月31日)
当期純損失 (△)	△1,742,307	△1,133,784
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	219
為替換算調整勘定	△11,448	23,982
その他の包括利益合計	△11,439	24,201
包括利益	△1,753,746	△1,109,583
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,575,583	△995,169
非支配株主に係る包括利益	△178,163	△114,413

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年9月30日)

売上高	897,016
売上原価	419,458
売上総利益	477,558
販売費及び一般管理費	※ 959,236
営業損失(△)	△481,678
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	1
その他	857
営業外収益合計	864
営業外費用	
支払利息	2,564
為替差損	2,843
株式交付費	525
その他	2,165
営業外費用合計	8,098
経常損失(△)	△488,912
特別利益	
債務免除益	22,290
その他	4,334
特別利益合計	26,624
特別損失	
減損損失	61,452
特別損失合計	61,452
税金等調整前四半期純損失(△)	△523,739
法人税、住民税及び事業税	25,612
法人税等調整額	3,558
法人税等合計	29,171
四半期純損失(△)	△552,911
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△78,653
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△474,257

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年9月30日)

四半期純損失(△)	△552,911
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△7
為替換算調整勘定	2,273
その他の包括利益合計	2,265
四半期包括利益	△550,645
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△473,120
非支配株主に係る四半期包括利益	△77,525

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	7,623,894	△455,371	7,268,522
当期変動額				
連結子会社の増資による持分の増減	—	792,030	—	792,030
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	△1,566,803	△1,566,803
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	792,030	△1,566,803	△774,772
当期末残高	100,000	8,415,925	△2,022,175	6,493,750

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△45	△7,593	△7,639	8,540	454,824	7,724,248
当期変動額						
連結子会社の増資による持分の増減	—	—	—	—	—	792,030
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△1,566,803
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	△8,788	△8,779	—	411,842	403,062
当期変動額合計	8	△8,788	△8,779	—	411,842	△371,709
当期末残高	△37	△16,382	△16,419	8,540	866,666	7,352,538

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	8,415,925	△2,022,175	6,493,750
当期変動額				
連結子会社の増資による持分の増減	—	269,726	—	269,726
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	—	1,913	1,913
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	△1,012,561	△1,012,561
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	269,726	△1,010,648	△740,921
当期末残高	100,000	8,685,651	△3,032,823	5,752,828

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△37	△16,382	△16,419	8,540	866,666	7,352,538
当期変動額						
連結子会社の増資による持分の増減	—	—	—	—	—	269,726
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	—	—	—	—	1,913
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△1,012,561
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	219	17,437	17,657	—	△143,322	△125,665
当期変動額合計	219	17,437	17,657	—	△143,322	△866,587
当期末残高	182	1,055	1,237	8,540	723,343	6,485,951

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月 1 日 至 2021年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,598,923	△1,035,326
減価償却費	110,833	65,661
減損損失	816,994	196,614
のれん償却額	49,853	16,456
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	62,368
貸倒引当金繰入額	—	123,080
受取利息及び受取配当金	△352	△150
支払利息	10,304	9,445
売上債権の増減額 (△は増加)	△14,870	8,799
仕入債務の増減額 (△は減少)	△6,896	△22,712
未収入金の増減額 (△は増加)	△253,783	231,611
証券業における預託金の増減額 (△は増加)	△1,800,000	△2,800,000
証券業における信用取引資産及び信用取引負債 の増減額	—	△1,384,420
証券業における短期差入保証金の増減額 (△は 増加)	△200,000	△103,213
証券業におけるトレーディング商品の増減額	△1,124	△36,028
証券業における預り金及び受入保証金の増減額 (△は減少)	1,622,282	2,355,074
保険業における供託金の増減額 (△は増加)	—	△10,000
金融商品責任準備金の増減額 (△は減少)	2,905	13,370
その他	△630,774	719,171
小計	△1,893,551	△1,590,195
利息及び配当金の受取額	328	147
利息の支払額	△5,984	△3,453
法人税等の支払額	△112,849	△215,050
法人税等の還付額	4,037	56,616
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,008,018	△1,751,936

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△10,002	△57,459
無形固定資産の取得による支出	△190,667	△113,621
投資有価証券の取得による支出	△90,000	—
敷金及び保証金の戻入による収入	—	3,186
敷金及び保証金の差入による支出	△41,660	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△157,374
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	18,950	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△313,379	△325,269
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△28,097	△126,745
非支配株主からの払込みによる収入	1,339,606	298,895
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,311,508	172,149
現金及び現金同等物に係る換算差額	△18,035	△2,026
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,027,926	△1,907,083
現金及び現金同等物の期首残高	7,166,233	6,138,307
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	87,482
現金及び現金同等物の期末残高	※ 6,138,307	※ 4,318,706

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△523,739
減価償却費	10,356
減損損失	61,452
受取利息及び受取配当金	△7
支払利息	2,564
売上債権の増減額(△は増加)	△80,183
仕入債務の増減額(△は減少)	△859
未収入金の増減額(△は増加)	△41,627
証券業における預託金の増減額(△は増加)	△50,000
証券業における信用取引資産及び信用取引負債の増減額	△428,861
証券業における短期差入保証金の増減額(△は増加)	△127,883
証券業におけるトレーディング商品の増減額	△30,978
証券業における預り金及び受入保証金の増減額(△は減少)	136,780
保険業における保険契約準備金の増減額(△は減少)	5,977
その他	79,879
小計	△987,130
利息及び配当金の受取額	7
利息の支払額	△1,060
法人税等の支払額	△22,400
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,010,584
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,411
無形固定資産の取得による支出	△104,613
その他	△6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△106,030
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	500,000
長期借入金の返済による支出	△37,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	462,500
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,348
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△651,766
現金及び現金同等物の期首残高	4,318,706
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,666,940

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

11社

連結子会社の名称

株式会社F i n a t e x t

株式会社K－Z O N E

株式会社ノウキャスト

株式会社スマートプラス

株式会社T e q n o l o g i c a l

株式会社L i g h t S t r e a m R e s e a r c h

Finatext UK Ltd.

Travel FX Ltd.

Mortgage FX Ltd.

富訊金融科技股份有限公司

Teqno logical Asia Co., Ltd

上記のうち、株式会社F i n a t e x tについては新たに新設分割及び取得したため、また株式会社K－Z O N Eについては株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数

1社

スマートプラス少額短期準備株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

1社

スマートプラス少額短期準備株式会社

(2) スマートプラス少額短期準備株式会社の決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、11月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下のとおりであります。

11月 10社

9月 1社

連結子会社であるTeqno logical Asia Co., Ltdの決算日は9月30日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、11月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① トレーディング商品に属する有価証券の評価基準及び評価方法

時価法で計上しております。

② トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)で計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法で計上しております。

③ たな卸資産

主として個別法で計上しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 4～20年

器具備品 5～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

① 本社移転損失引当金

本社の移転に伴って発生すると見込まれる損失額を計上しております。

② 特別法上の準備金

特別法上の準備金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

受注制作ソフトウェアに係る収益については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは直接作業時間をもとに算定しております。)、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法及び償却期間については個別案件ごとに判断し、10年以内の合理的な年数で均等償却しています。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

株式会社F i n a t e x t

株式会社K—Z O N E

株式会社ノウキャスト

株式会社スマートプラス

スマートプラス少額短期保険株式会社

株式会社T e q n o l o g i c a l

Teqlogical Asia Co., Ltd

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社L i g h t S t r e a m R e s e a r c h、Travel FX Ltd.、Mortgage FX Ltd.、富訊金融科技股份有限公司は、保有株式を売却したため、連結の範囲から除いております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありましたFinatext UK Ltd.は、会社清算手続き開始に伴い、連結の範囲から除いております。

なお、当社の連結子会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社は、2020年8月7日付でスマートプラス少額短期準備株式会社より商号変更しております。

2 連結決算日の変更に関する事項

当連結会計年度より、当社及び連結子会社の決算期を11月30日から3月31日に変更し、連結決算日を11月30日から3月31日に変更しております。この変更は、2020年における当社の少額短期保険持株会社化に伴い、保険業法の定めに従って連結会計年度を毎年4月1日から翌年3月末日までとしたためであります。これに伴い、決算期変更の変則期間である当連結会計年度は2019年12月1日から2021年3月31日の16ヶ月決算となります。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下のとおりであります。

3月 6社

9月 1社

連結子会社であるTeqlogical Asia Co., Ltdの決算日は9月30日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① トレーディング商品に属する有価証券の評価基準及び評価方法

時価法で計上しております。

② トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)で計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法で計上しております。

③ たな卸資産

主として個別法による原価法で計上しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 4～20年

器具备品 5～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 本社移転損失引当金

本社の移転に伴って発生すると見込まれる損失額を計上しております。

③ 特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

その他の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

受注制作ソフトウェアに係る収益については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは直接作業時間をもとに算定しております。)、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法及び償却期間については個別案件ごとに判断し、10年以内の合理的な年数で均等償却しています。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものは、次のとおりです。

非上場株式

・投資有価証券 51,574千円

当社が保有する上記の非上場株式について、実質価額が取得原価と比べて50%以上下落したものについては、「著しく下落した」ものとして、回復可能性が十分な根拠により裏付けされる場合を除き減損処理を行っております。

また、投資有価証券の評価にあたり、時価のない有価証券の実質価額の見積りについては、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示した上で、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の期末から適用する予定です。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の期末から適用する予定です。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務を取引価格に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するについて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌連結会計年度の利益剰余金の期首残高及び純損益に与える重要な影響はないと見込まれます。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当連結財務諸表の作成時において「時価算定会計基準」等の適用により、翌連結会計年度の利益剰余金の期首残高及び純損益に与える重要な影響はないと見込まれます。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務を取引価格に配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するについて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌連結会計年度の利益剰余金の期首残高及び純損益に与える重要な影響はないと見込まれます。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において「時価算定会計基準」等の適用により、翌連結会計年度の利益剰余金の期首残高及び純損益に与える重要な影響はないと見込まれます。

(表示方法の変更)

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	26,022千円	27,334千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含まれております。

※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資その他の資産	一千円	1,391千円

※3 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	65,545千円	一千円

※4 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業者等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

※5 その他の責任準備金

保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

※6 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
証券業における短期差入保証金	300,000千円	403,213千円
計	300,000千円	403,213千円

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保資産に対応する債務		
信用取引借入金	289,848千円	30,725千円
計	289,848千円	30,725千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	380,339千円	555,328千円
広告宣伝費	369,277 "	350,516 "
業務委託費及び支払報酬料	313,410 "	449,904 "
通信費	294,721 "	342,185 "

※2 売上原価及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)
研究開発費	1,980千円	一千円

※3 減損損失

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失(千円)
事業用資産	東京都千代田区	器具及び備品	511
		ソフトウェア	424,074
		ソフトウェア仮勘定	17,428
		長期前払費用	20,314
		のれん	354,665
合計			816,994

当社グループは、原則として、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である会社単位を資産グループとしてグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては回収可能価額をゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失(千円)
事業用資産	東京都千代田区	建物付属設備	29,525
		器具及び備品	19,434
		ソフトウェア	67,986
		ソフトウェア仮勘定	37,500
		のれん	42,168
合計			196,614

当社グループは、原則として、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である会社単位を資産グループとしてグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	8	219
組替調整額	—	—
税効果調整前	8	219
税効果額	—	—
その他有価証券評価差額金	8	219
為替換算調整勘定		
当期発生額	△11,448	5,736
組替調整額	—	18,245
税効果調整前	△11,448	23,982
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△11,448	23,982
その他の包括利益合計	△11,439	24,201

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,300,641	—	—	28,300,641
A種優先株式(株)	1,866,816	—	—	1,866,816
B種優先株式(株)	5,000,000	—	—	5,000,000
C種優先株式(株)	8,356,546	—	—	8,356,546

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	5,414
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2016年8月17日発行)	普通株式	2,430,625	—	—	2,430,625	3,125
合計			2,430,625	—	—	2,430,625	8,540

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,300,641	—	—	28,300,641
A種優先株式(株)	1,866,816	—	—	1,866,816
B種優先株式(株)	5,000,000	—	—	5,000,000
C種優先株式(株)	8,356,546	—	—	8,356,546

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	5,414
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2016年8月17日発行)	普通株式	2,430,625	—	—	2,430,625
合計			2,430,625	—	—	2,430,625
						8,540

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	6,138,307千円	4,318,706千円
現金及び現金同等物	6,138,307千円	4,318,706千円

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(千円)

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	83,977	48,986
1年超	76,979	—
合計	160,956	48,986

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

① 金融商品取引業

国内証券子会社は、従来型の株式取引委託手数料は無料とし、現物取引においてはお客様から注文を受けた際に、東証の価格とダークプールの価格のうち、有利な方を瞬時に選択して発注するサービス(SMART取引)を提供しております。信用取引のサービスも当連結会計年度に開始しております。

お客様からの買い付け資金・信用取引の保証金をお預かりすることにより預り金や受入保証金が生じております。さらに、法令に基づきお預かりしている資金相当額を保全するために信託財産として預託する必要がありますため、預託金が生じております。また、信用取引を行う際には、母店証券会社に保証金を預託するための差入保証金、並びに取引残高相当額の証券業における信用取引資産・信用取引負債が生じます。

② 金融商品取引業以外

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資及び銀行借入によって調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であり、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融商品取引業

証券業における預託金及び短期差入保証金については信用リスクに晒されておりますが、証券業における預託金は信託先との契約に基づき、証券業における短期差入保証金については母店証券会社にてそれぞれの財産が保全されているため、信用リスクは極めて低くなっております。

トレーディング商品についてはマーケットリスク、未収入金及び証券業における信用取引資産については顧客又は取引先に対する信用リスクに晒されております。

② 金融商品取引業以外

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、子会社の買収資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 金融商品取引業

国内証券子会社である株式会社スマートプラスのリスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、自己資本規制比率及びその算定の基となるリスク相当額の限度枠を計算し、業務全般のインシデント管理を行っております。

リスク相当額の限度枠は、株式会社スマートプラスの取締役会承認事項として予め設定し、日々算出されるリスク相当額を限度枠内に収めて運営する事により管理しております。なお、リスク相当額の算定は、金融庁告示「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準を定める件」に従っております。

i. 信用リスクの管理

信用取引に係る与信限度額、立替発生の防止及び発生の処理等に関する管理は、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。また、信用取引に伴うリスク量を含む取引先リスク相当額及び自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、毎営業日に経理部が算定しております。

ii. 市場リスクの管理

顧客分別金信託及び営業投資有価証券の運用・管理方針は、社内規程で定め、個別の投資は投資額に応じて社内規定に基づき実施しております。また、これらの市場リスク相当額を含む自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、経理部が算定しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスクの管理

支払準備の確保、支払期日の管理方法等資金調達に係る管理方法は経理規程等により定めております。また資金繰りの状況は、経理部が管理し、的確な把握を行っております。

② 金融商品取引業以外

i. 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念が見込まれる場合にはグループリスク管理委員会へ報告した上で、対応策を講じております。連結子会社についても、各社の与信管理規程に従って、同様の管理を行っております。

ii. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,138,307	6,138,307	—
(2) 受取手形及び売掛金	233,640	233,640	—
(3) 証券業における預託金	2,300,000	2,300,000	—
(4) 証券業における信用取引資産	582,031	582,031	—
(5) 証券業における短期差入保証金	300,000	300,000	—
(6) 未収入金	257,721	257,721	—
(7) 投資有価証券	123	123	—
(8) 長期差入保証金	793,117	793,755	637
資産計	10,604,941	10,605,579	637
(1) 支払手形及び買掛金	108,784	108,784	—
(2) 未払法人税等	133,217	133,217	—
(3) 証券業における預り金	960,929	960,929	—
(4) 証券業における信用取引負債	582,031	582,031	—
(5) 証券業における受入保証金	1,069,495	1,069,495	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	85,450	85,450	—
(7) 転換社債型新株予約権付社債	150,000	149,808	△191
(8) 長期借入金	255,288	251,794	△3,493
負債計	3,345,196	3,341,511	△3,684

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 証券業における預託金、(4) 証券業における信用取引資産、(5) 証券業における短期差入保証金、(6) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 投資有価証券

株式の時価は、取引所の価格によっております。

- (8) 長期差入保証金
将来のキャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値によって算定しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 証券業における預り金、(4) 証券業における信用取引負債、
(5) 証券業における受入保証金、(6) 1年内返済予定の長期借入金
これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 転換社債型新株予約権付社債
転換社債型新株予約権付社債の時価は、連結会計年度末の当社株式の株価(以下、期末株価)が転換価額を上回った場合は、期末株価に新株予約権の行使による交付株式数を乗じて算出しております。なお、期末株価が転換価額を上回らない場合には、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定することとしております。
- (8) 長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、時価が帳簿価格と近似していると考えられることから、当該帳簿価格によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(千円)

区分	前連結会計年度 (2019年11月30日)
非上場株式(※1)	50,000
関係会社株式(※1)	65,545

(※1) 非上場株式及び非連結子会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,138,307	—	—	—
受取手形及び売掛金	233,640	—	—	—
証券業における預託金	2,300,000	—	—	—
証券業における信用取引資産	582,031	—	—	—
合計	9,253,979	—	—	—

(注4) 転換社債型新株予約権付社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	—	—	150,000	—	—	—
長期借入金	85,450	86,306	87,232	81,750	—	—
合計	85,450	86,306	237,232	81,750	—	—

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

① 金融商品取引業

国内証券子会社は、従来型の株式取引委託手数料は無料とし、現物取引においてはお客様から注文を受けた際に、東証の価格とダークプールの価格のうち、有利な方を瞬時に選択して発注するサービス(SMART取引)を提供しております。

お客様からの買い付け資金・信用取引の保証金をお預かりすることにより預り金や受入保証金が生じております。さらに、法令に基づきお預かりしている資金相当額を保全するために信託財産として預託する必要があるため、預託金が生じております。また、信用取引を行う際には、母店証券会社に保証金を預託するための差入保証金、並びに取引残高相当額の証券業における信用取引資産・信用取引負債が生じます。

② 金融商品取引業以外

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資及び銀行借入によって調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であり、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融商品取引業

証券業における預託金及び短期差入保証金については信用リスクに晒されておりますが、証券業における預託金は信託先との契約に基づき、証券業における短期差入保証金については母店証券会社にてそれぞれの財産が保全されているため、信用リスクは極めて低くなっております。

トレーディング商品についてはマーケットリスク、未収入金及び証券業における信用取引資産については顧客又は取引先に対する信用リスクに晒されております。

② 金融商品取引業以外

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、子会社の買収資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 証券業

国内証券子会社である株式会社スマートプラスのリスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、自己資本規制比率及びその算定の基となるリスク相当額の限度枠を計算し、業務全般のインシデント管理を行っております。

リスク相当額の限度枠は、株式会社スマートプラスの取締役会承認事項として予め設定し、日々算出されるリスク相当額を限度枠内に収めて運営する事により管理しております。なお、リスク相当額の算定は、金融庁告示「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準を定める件」に従っております。

i. 信用リスクの管理

信用取引に係る与信限度額、立替発生の防止及び発生の処理等に関する管理は、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。また、信用取引に伴うリスク量を含む取引先リスク相当額及び自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、毎営業日に経理部が算定しております。

ii. 市場リスクの管理

顧客分別信託及び営業投資有価証券の運用・管理方針は、社内規程で定め、個別の投資は投資額に応じて社内規定に基づき実施しております。また、これらの市場リスク相当額を含む自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、経理部が算定しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスクの管理

支払準備の確保、支払期日の管理方法等資金調達に係る管理方法は経理規程等により定めております。また資金繰りの状況は、経理部が管理し、的確な把握を行っております。

② 少額短期保険業

少額短期保険業を営む子会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社は、「リスク管理規程」を整備し、リスクの特定、評価、コントロール及びモニタリング並びに経営への報告を行うことにより、リスク管理を実施しております。また、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

i. 市場リスクの管理

有価証券等の市場リスクを有する資産について、保有限度額及び損失限度を設定し、運用資産残高や含み損益の状況等のモニタリングを行っております。

ii. 信用リスクの管理

与信先ごとの信用格付けに基づいた与信限度額を設定するとともに、大口与信先へのリスクの集中を回避するために総与信残高管理を行っております。また、個別案件の与信審査や問題債権等のモニタリングを行っております。

iii. 流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③ その他

i. 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念が見込まれる場合にはグループリスク管理委員会へ報告した上で、対応策を講じております。連結子会社についても、各社の与信管理規程に従って、同様の管理を行っております。

ii. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,318,706	4,318,706	—
(2) 受取手形及び売掛金	218,227	218,227	—
(3) 証券業における預託金	5,100,000	5,100,000	—
(4) 証券業における信用取引資産	2,243,046	2,243,046	—
(5) 証券業における短期差入保証金	403,213	403,213	—
(6) 未収入金	27,547	27,547	—
(7) 投資有価証券	129	129	—
(8) 長期差入保証金	88,983	88,983	—
資産計	12,399,854	12,399,854	—
(1) 支払手形及び買掛金	22,005	22,005	—
(2) 未払法人税等	16,724	16,724	—
(3) 証券業における預り金	1,746,699	1,746,699	—
(4) 証券業における信用取引負債	858,626	858,626	—
(5) 証券業における受入保証金	2,638,800	2,638,800	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	75,000	75,000	—
(7) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	150,000	150,000	—
(8) 長期借入金	138,000	137,258	△741
負債計	5,645,856	5,645,115	△741

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 証券業における預託金、(4) 証券業における信用取引資産、(5) 証券業における短期差入保証金、(6) 未収入金、(8) 長期差入保証金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 証券業における預り金、(4) 証券業における信用取引負債、(5) 証券業における受入保証金、(6) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、時価が帳簿価格と近似していると考えられることから、当該帳簿価格によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(千円)

区分	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式(※1)	51,575

(※1) 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,318,706	—	—	—
受取手形及び売掛金	218,227	—	—	—
証券業における預託金	5,100,000	—	—	—
証券業における信用取引資産	2,243,046	—	—	—
合計	11,879,980	—	—	—

(注4) 転換社債型新株予約権付社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	150,000	—	—	—	—	—
長期借入金	75,000	100,500	37,500	—	—	—
合計	225,000	100,500	37,500	—	—	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(2019年11月30日)

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	123	166	△42
小計	123	166	△42

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額50,000千円)及び非連結子会社株式(連結貸借対照表計上額65,545千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	129	176	△46
合計	129	176	△46

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額51,575千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社株式は、当連結会計年度において非上場であり、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)に規定する「単位当たりの本源的価値」は無いため、株式報酬費用としての費用計上額はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 992,324
付与日	2017年2月27日
権利確定条件	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年2月28日～2027年2月27日

(注) 1. 権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
- (4) 本新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	992,324
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	992,324
権利確定後(株)	—
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	70
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(株)	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千万円

② 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者1名 (注)1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,719,000
付与日	2017年11月30日
権利確定条件	(注)2、(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年11月30日～2027年11月30日

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,150,500
付与日	2017年11月30日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年11月30日～2027年11月30日

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 315,600
付与日	2018年2月28日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年2月28日～2028年2月28日

- (注) 1. 本新株予約権は、伊藤英佑氏を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。
2. 受託者は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
3. 権利確定条件は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると思われる価格で行われる場合を除く。)
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,719,000	1,150,500
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	1,719,000	1,150,500
権利確定後(株)	—	—
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第4回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	315,600
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	315,600
権利確定後(株)	—
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	87	87	87
行使時平均株価(円)	—	—	—

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社株式は、当連結会計年度において非上場であり、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)に規定する「単位当たりの本源的価値」は無いため、株式報酬費用としての費用計上額はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 992,324
付与日	2017年2月27日
権利確定条件	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年2月28日～2027年2月27日

(注) 1. 権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
- (4) 本新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	992,324
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	992,324
権利確定後(株)	—
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	70
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(株)	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

③ 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千万円

④ 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者1名 (注)1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,719,000
付与日	2017年11月30日
権利確定条件	(注)2、(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年11月30日～2027年11月30日

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,150,500
付与日	2017年11月30日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年11月30日～2027年11月30日

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 315,600
付与日	2018年2月28日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年2月28日～2028年2月28日

- (注) 1. 本新株予約権は、伊藤英佑氏を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。
2. 受託者は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
3. 権利確定条件は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると思われる価格で行われる場合を除く。)
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,719,000	1,150,500
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	1,719,000	1,150,500
権利確定後(株)	—	—
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第4回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	315,600
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	315,600
権利確定後(株)	—
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	87	87	87
行使時平均株価(円)	—	—	—

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	528,287 千円
減価償却超過額	482,907 "
繰延資産償却超過額	30,259 "
未払費用	9,997 "
未払金	8,423 "
為替差損益	6,169 "
資産除去債務	3,594 "
本社移転損失引当金	2,726 "
未収収益	200 "
繰延税金資産小計	1,072,565 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△528,287 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△537,085 "
評価性引当額	△1,065,372 "
繰延税金資産合計	7,192 千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,635 千円
繰延税金負債合計	2,635 "
繰延税金資産の純額	4,557 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	528,287	528,287
評価性引当額	—	—	—	—	—	△528,287	△528,287
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失のため、注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	1,087,366 千円
減価償却超過額	436,598 "
繰延資産償却超過額	19,762 "
未払費用	36,632 "
未払金	1,049 "
資産除去債務	6,180 "
金融商品責任準備金	16,473 "
その他の責任準備金	243 "
繰延税金資産小計	1,604,307 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△1,087,366 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△511,292 "
評価性引当額	△1,598,659 "
繰延税金資産合計	5,647 千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	— 千円
繰延税金資産の純額	5,647 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	1,098	1,086,267	1,087,366
評価性引当額	—	—	—	—	△1,098	△1,086,267	△1,087,366
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失のため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 共通支配下の取引(新設分割)

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：フィンテックソリューション事業

事業の内容：モバイル投資教育アプリの開発・運営を通じた送客業務

リテール向けフィンテックソリューションの開発・運營業務等

② 企業結合日

2018年12月3日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社F i n a t e x tを承継会社とする新設分割

④ 結合後企業の名称

株式会社F i n a t e x t

⑤ その他取引の概要に関する事項

本会社分割は、分割の効力発生日において、新設会社の株式のすべてを当社に配当する分割型の新設分割であり、持株会社設立を目的として実施したものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法並びに報告セグメントの属する製品及びサービスの内容

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内外において、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウドベースでSaaS型のシステムとしてお客様に提供する「金融インフラストラクチャ事業」、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援を行う「フィンテックソリューション事業」、ビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援する「ビッグデータ解析事業」を展開しております。したがって、当社グループは、「金融インフラストラクチャ事業」、「フィンテックソリューション事業」、「ビッグデータ解析事業」の3つを報告セグメントとしております。各報告セグメントに属するサービスの種類は、下記の通りであります。

金融インフラストラクチャ事業	現在は金融インフラストラクチャを証券ビジネス及び保険ビジネス向けに提供しております。証券領域においては、第一種金融商品取引業者である株式会社スマートプラスが証券インフラストラクチャ「BaaS」の運営及びパートナー企業への提供を行っており、現在は、「BaaS」上で当社グループのサービスである「Stream」に加え、株式会社クレディセゾンとパートナーとする「セゾンポケット」が運営されております。保険領域においては、株式会社F i n a t e x tが保険インフラストラクチャ「Inspire」の運営及びパートナー企業への提供を行っており、現在は、連結子会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社にサービスを提供しております。
フィンテックソリューション事業	主にデジタルトランスフォーメーションの支援を行う「ソリューションビジネス」、潜在層ユーザーにアクセスしたい金融機関の販促活動を支援する「マーケティングビジネス」、顕在層ユーザーにアクセスしたい金融機関に対してオーダーを提供する「オーダーフロージャビジネス」で構成され、日本、イギリス及び台湾で事業を展開しております。
ビッグデータ解析事業	主にビッグデータを保有する企業のデータを解析し、その解析結果をライセンスとして外部に販売する「データライセンスビジネス」と金融機関等が保有するデータをマーケティングやサービス改善、業務効率性向上等へ活用することを支援する「データ解析支援ビジネス」を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額に関する情報

(千円)

	報告セグメント				調整額	連結損益計算書計上額
	金融インフラ ストラクチャ 事業	フィンテック ソリューション 事業	ビッグデータ 解析事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	216,808	1,227,446	259,824	1,704,079	3,391	1,707,470
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	216,808	1,227,446	259,824	1,704,079	3,391	1,707,470
セグメント利益又は損失(△)	△655,535	1,861	8,385	△645,289	△76,283	△721,572
その他の項目						
減価償却費	75,691	16,243	512	92,447	18,385	110,833

- (注) 1 外部顧客への売上高の調整額3,391千円は、非連結子会社からの経営指導料等であります。
- 2 セグメント利益又は損失(△)の調整額△76,283千円は、非連結子会社からの経営指導料3,391千円、報告セグメントに配分していない全社費用の金額△29,821千円とのれんの償却額△49,853千円が含まれております。
- 3 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。
- 4 セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。
- 5 減価償却費の調整額18,385千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。

当連結会計年度(自 2019年12月 1日 至 2021年 3月31日)

1 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法並びに報告セグメントの属する製品及びサービスの内容

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内外において、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウドベースでSaaS型のシステムとしてお客様に提供する「金融インフラストラクチャ事業」、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援を行う「フィンテックソリューション事業」、及びビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援する「ビッグデータ解析事業」を展開しております。したがって、当社グループは、「金融インフラストラクチャ事業」、「フィンテックソリューション事業」、「ビッグデータ解析事業」の3つを報告セグメントとしております。各報告セグメントに属するサービスの種類は、下記の通りであります。

金融インフラストラクチャ事業	現在は金融インフラストラクチャを証券ビジネス及び保険ビジネス向けに提供しております。証券領域においては、第一種金融商品取引業者である株式会社スマートプラスが証券インフラストラクチャ「BaaS」の運営及びパートナー企業への提供を行っており、現在は、「BaaS」上で当社グループのサービスである「Stream」に加え、株式会社クレディセゾンを仲介パートナーとする「セゾンポケット」やANA X株式会社を広告パートナーとする「Wealth Wing」が運営されております。保険領域においては、株式会社Finatextが保険インフラストラクチャ「Inspire」の運営及びパートナー企業への提供を行っており、現在は、連結子会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社にサービスを提供しております。
フィンテックソリューション事業	主にデジタルトランスフォーメーションの支援を行う「ソリューションビジネス」、潜在層ユーザーにアクセスしたい金融機関の販促活動を支援する「マーケティングビジネス」で構成されております。
ビッグデータ解析事業	主にビッグデータを保有する企業のデータを解析し、その解析結果をライセンスとして外部に販売する「データライセンスビジネス」と金融機関等が保有するデータをマーケティングやサービス改善、業務効率性向上等へ活用することを支援する「データ解析支援ビジネス」を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額に関する情報

(千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結損益計 算書計上額
	金融インフラ ストラクチャ 事業	フィンテック ソリューション 事業	ビッグデータ 解析事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	946,776	1,237,897	566,701	2,751,375	—	2,751,375
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	946,776	1,237,897	566,701	2,751,375	—	2,751,375
セグメント利益又は損失(△)	△673,489	△24,622	91,361	△606,750	△26,269	△633,019
その他の項目						
減価償却費	14,701	15,356	446	30,503	35,157	65,661

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額△26,269千円は、報告セグメントに配分していない全社費用の金額△26,269千円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

4 減価償却費の調整額35,157千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(千円)

	初期導入収益	月額固定収益	従量課金収益	合計
外部顧客への売上高	642,896	488,771	575,803	1,707,470

	主なサービス内容
初期導入収益	金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャ「BaaS」及び保険インフラストラクチャ「Inspire」やフィンテックソリューション事業の「ソリューションビジネス」における新規導入にかかる開発、ビッグデータ解析事業の「データ解析支援ビジネス」における一時収益を計上しております。
月額固定収益	金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャ「BaaS」及び保険インフラストラクチャ「Inspire」のインフラ利用料、フィンテックソリューション事業の「ソリューションビジネス」におけるサービス運営費及びビッグデータ解析事業の「データライセンスビジネス」から生じるライセンス料を計上しております。
従量課金収益	金融インフラストラクチャ事業の証券ビジネス及び保険ビジネス、フィンテックソリューション事業の「マーケティングビジネス」及び「オーダーフローシェアビジネス」から生じる、取引量に連動する収益を計上しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(千円)

日本	欧州	その他	合計
1,300,419	398,535	8,516	1,707,470

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(千円)

日本	欧州	その他	合計
15,592	2,515	4,616	22,724

3 主要な顧客ごとの情報

(千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社インタースペース	178,976	フィンテックソリューション事業

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(千円)

	初期導入収益	月額固定収益	従量課金収益	合計
外部顧客への売上高	1,150,126	1,099,486	501,761	2,751,375

	主なサービス内容
初期導入収益	金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャ「BaaS」及び保険インフラストラクチャ「Inspire」やフィンテックソリューション事業の「ソリューションビジネス」における新規導入にかかる開発、ビッグデータ解析事業の「データ解析支援ビジネス」における一時収益を計上しております。
月額固定収益	金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャ「BaaS」及び保険インフラストラクチャ「Inspire」のインフラ利用料、フィンテックソリューション事業の「ソリューションビジネス」におけるサービス運営費及びビッグデータ解析事業の「データライセンスビジネス」から生じるライセンス料を計上しております。
従量課金収益	金融インフラストラクチャ事業の証券ビジネス及び保険ビジネス、フィンテックソリューション事業の「マーケティングビジネス」から生じる、取引量に連動する収益を計上しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(千円)

日本	欧州	その他	合計
2,070,891	599,600	80,883	2,751,375

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(千円)

日本	欧州	その他	合計
91	—	1,255	1,347

3 主要な顧客ごとの情報

(千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ANA X株式会社	593,239	金融インフラストラクチャ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	金融インフラ ストラクチャ 事業	フィンテック ソリューション 事業	ビッグデータ 解析事業			
減損損失	△462,329	—	—	—	—	△462,329

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	金融インフラ ストラクチャ 事業	フィンテック ソリューション 事業	ビッグデータ 解析事業			
減損損失	△115,866	△11,132	—	—	△27,446	△154,446

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

のれん償却額49,853千円、減損損失354,665千円、未償却残高58,624千円は、報告セグメントに配分しておりません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

のれん償却額16,456千円、減損損失42,168千円は、報告セグメントに配分しておりません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	△37.02円	△62.58円
1株当たり当期純損失金額(△)	△55.36円	△35.78円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△1,566,803	△1,012,561
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△1,566,803	△1,012,561
普通株式の期中平均株式数(株)	28,300,641	28,300,641
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第一回新株予約権 (普通株式992千株) 第二回新株予約権 (普通株式1,719千株) 第三回新株予約権 (普通株式1,150千株) 第四回新株予約権 (普通株式315千株) 転換社債型新株予約権 (普通株式2,430千株)	第一回新株予約権 (普通株式992千株) 第二回新株予約権 (普通株式1,719千株) 第三回新株予約権 (普通株式1,150千株) 第四回新株予約権 (普通株式315千株) 転換社債型新株予約権 (普通株式2,430千株)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度の普通株式の数には、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の数を除いて算定しております。

項目	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	7,352,538	6,485,951
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,400,212	8,256,889
(うちA種優先株式)(千円)	(100,005)	(100,005)
(うちB種優先株式)(千円)	(1,425,000)	(1,425,000)
(うちC種優先株式)(千円)	(6,000,000)	(6,000,000)
(うち新株予約権)(千円)	(8,540)	(8,540)
(うち非支配株主持分)(千円)	(866,666)	(723,343)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△1,047,674	△1,770,938
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	28,300,641	28,300,641

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2021年7月28日付で定款第13条の6の規定に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式について、2021年7月28日開催の取締役会決議により、2021年7月28日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 1,866,816株

B種優先株式 5,000,000株

C種優先株式 8,356,546株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 15,223,362株

(3) 交付後の発行済普通株式数

普通株式 43,524,003株

(新株予約権の行使)

株主からの新株予約権行使に基づき、2021年8月6日付で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株への転換が行われました。

新株予約権の行使状況

(1) 交付した普通株式数

普通株式 2,430,625株

(2) 交付後の発行済普通株式数

普通株式 45,954,628株

(3) 行使された新株予約権の個数

個数 1個

(4) 行使された新株予約権及び社債の総額

153,125千円

(5) 資本金増加額

76,562千円

(6) 資本準備金増加額

76,562千円

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当第2四半期連結累計期間の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
給与手当	203,182千円
広告宣伝費	207,000 〃

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	3,666,940千円
現金及び現金同等物	3,666,940千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

(新株予約権の行使)

株主からの新株予約権行使に基づき、2021年8月6日付で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株への転換が行われました。この結果資本金が76,562千円、資本準備金が76,562千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が176,562千円、資本剰余金が8,762,214千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	金融インフラ ストラクチャ 事業	フィンテックソ リユーション 事業	ビッグデータ 解析事業	計		
売上高						
証券インフラストラクチャ ビジネス	116,831	—	—	116,831	—	116,831
保険インフラストラクチャ ビジネス	86,771	—	—	86,771	—	86,771
マーケティングビジネス	—	90,915	—	90,915	—	90,915
ソリューションビジネス	—	264,092	—	264,092	—	264,092
データライセンスビジネス	—	—	312,283	312,283	—	312,283
データ解析支援ビジネス	—	—	24,500	24,500	—	24,500
顧客との契約から生じる収益	203,603	355,007	336,783	895,394	—	895,394
その他の収益	1,621	—	—	1,621	—	1,621
外部顧客への売上高	205,224	355,007	336,783	897,016	—	897,016
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	205,224	355,007	336,783	897,016	—	897,016
セグメント利益又は損失(△)	△546,344	△4,421	65,793	△484,972	3,293	△481,678

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額3,293千円は、報告セグメントに配分していない全社収益の金額3,293千円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであり
ます。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△13円77銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△474,257
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△474,257
普通株式の期中平均株式数(株)	34,451,643
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は
非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載
しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】(2021年3月31日現在)

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社Fina textホールデ ィングス	第1回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	2016年8月 17日	150,000	150,000 (150,000)	3.00	無し	(注2)
合計	—	—	150,000	150,000 (150,000)	—	—	—

- (注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
2. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

発行すべき 株式の内容	新株予約権 の発行価額 (千円)	株式の 発行価格(円)	発行価額の 総額(千円)	新株予約権の 行使により発 行した株式の 発行価額の総 額(千円)	新株予約権の 付与割合(%)	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 譲渡に関する 事項
普通株式	3,125	61.7125224	150,000	—	100	自償還期 至2023年 12月31日	本社債と分 離して譲渡 することが できない

- (注) 3. 本社債の元金は、以下のいずれか早い日に償還します。

- ① 当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場することが承認された日
- ② 当社の支配権の異動を伴う当社株式の譲渡の承認、募集株式若しくは新株予約家の発行等若しくは組織再編行為について取締役会の決議がなされた日
- ③ 本新株予約権者の保有する当社株式の譲渡(②の場合を除く。)について取締役会の決議がなされた日
- ④ 2023年12月31日

連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
150,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
一年以内に返済予定の長期借入金	85,450	75,000	0.78%	—
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く)	255,288	138,000	0.82%	2022年4月～ 2023年7月
合計	340,738	213,000	0.81%	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	100,500	37,500	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規程により記載を省略しております。

(2) **【その他】**

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年11月30日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	789,836	1,155,604
前払費用	1,778	870
未取還付法人税等	56,616	—
未収入金	※1 72,699	※1 108,819
その他の流動資産	※1 6,212	※1 3,910
流動資産合計	927,142	1,269,205
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	9,467	—
器具備品（純額）	3,548	91
有形固定資産合計	13,015	91
投資その他の資産		
投資有価証券	50,123	51,704
関係会社株式	5,851,714	5,748,961
長期差入保証金	785,957	83,977
関係会社長期貸付金	326,591	—
長期貸付金	—	1,424
繰延税金資産	617	—
貸倒引当金	△315,057	△1,391
投資その他の資産合計	6,699,946	5,884,675
固定資産合計	6,712,962	5,884,767
資産合計	7,640,105	7,153,973
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	75,000	75,000
1年内返済予定の転換社債型新株予約権付社債	—	150,000
未払金	※1 42,285	※1 51,548
未払費用	14,794	21,264
未払法人税等	605	403
預り金	645	1,001
本社移転損失引当金	6,736	—
資産除去債務	10,700	—
その他	—	3,915
流動負債合計	150,766	303,133
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	150,000	—
長期借入金	206,250	112,500
資産除去債務	—	16,100
固定負債合計	356,250	128,600
負債合計	507,016	431,733

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年11月30日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	7,693,840	7,693,840
資本剰余金合計	7,693,840	7,693,840
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△669,254	△1,080,322
利益剰余金合計	△669,254	△1,080,322
株主資本合計	7,124,585	6,713,517
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△37	182
評価・換算差額等合計	△37	182
新株予約権	8,540	8,540
純資産合計	7,133,088	6,722,240
負債純資産合計	7,640,105	7,153,973

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当事業年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)
売上高	※1 149,358	※1 337,706
売上原価	—	—
売上総利益	149,358	337,706
販売費及び一般管理費	※2 175,788	※2 363,976
営業損失(△)	△26,430	△26,269
営業外収益		
受取利息	23	949
受取配当金	23	4
還付加算金	753	482
資産除去債務戻入益	—	10,700
関係会社清算益	315	—
受取返還金	1,208	—
その他	10	430
営業外収益合計	2,335	12,566
営業外費用		
支払利息	2,219	2,431
社債利息	4,499	5,991
為替差損	8,312	2,968
その他	—	233
営業外費用合計	15,031	11,625
経常損失(△)	△39,126	△25,328
特別損失		
減損損失	—	48,959
関係会社株式評価損	547,745	79,372
関係会社株式売却損	—	9,878
貸倒引当金繰入額	315,057	224,650
貸倒損失	2,770	20,419
本社移転損失引当金繰入	6,736	—
特別損失合計	872,309	383,280
税引前当期純損失(△)	△911,435	△408,609
法人税、住民税及び事業税	60,573	1,840
法人税等還付税額	△58,082	—
法人税等調整額	8,049	617
法人税等合計	10,539	2,458
当期純損失(△)	△921,975	△411,067

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	7,693,840	7,693,840
当期変動額			
当期純損失(△)	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	100,000	7,693,840	7,693,840

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
	繰越利益剰余金		
当期首残高	252,720	252,720	8,046,560
当期変動額			
当期純損失(△)	△921,975	△921,975	△921,975
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	△921,975	△921,975	△921,975
当期末残高	△669,254	△669,254	7,124,585

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△45	△45	8,540	8,055,055
当期変動額				
当期純損失(△)	—	—	—	△921,975
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	8	8	—	8
当期変動額合計	8	8	—	△921,967
当期末残高	△37	△37	8,540	7,133,088

当事業年度(自 2019年12月 1 日 至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	7,693,840	7,693,840
当期変動額			
当期純損失(△)	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	100,000	7,693,840	7,693,840

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
	繰越利益剰余金		
当期首残高	△669,254	△669,254	7,124,585
当期変動額			
当期純損失(△)	△411,067	△411,067	△411,067
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	△411,067	△411,067	△411,067
当期末残高	△1,080,322	△1,080,322	6,713,517

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△37	△37	8,540	7,133,088
当期変動額				
当期純損失(△)	—	—	—	△411,067
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	219	219	—	219
当期変動額合計	219	219	—	△410,848
当期末残高	182	182	8,540	6,722,240

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 4年

器具備品 4年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 本社移転損失引当金

本社の移転に伴って発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 4年

器具備品 4年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 5,748,961千円

関係会社株式の評価について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。回復可能性は、売上予測及び事業計画等、決算日までに入手し得る情報に基づき、最善の見積りを行っております。将来の市場動向、事業活動の状況及びその他前提条件に大きな変化が発生した場合、この見積りに影響を及ぼし、株式の減損処理が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

連結財務諸表の「注記事項(未適用の会計基準等)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

当事業年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年11月30日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	56,363千円	112,728千円
短期金銭債務	845 "	840 "

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当事業年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	149,358千円	337,706千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当事業年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	32,500千円	49,400千円
給与手当	16,984 "	61,049 "
地代家賃	40,958 "	92,295 "
業務委託/支払報酬費	38,904 "	75,141 "
減価償却費	18,028 "	35,157 "

おおよその割合

販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

前事業年度(2019年11月30日)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は次の通りです。

(単位：千円)

区分	2019年11月30日
子会社株式	5,851,714

当事業年度(2021年3月31日)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は次の通りです。

(単位：千円)

区分	2021年3月31日
子会社株式	5,748,961

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	105,827千円
関係会社株式評価損	120,725 "
未払金	7,661 "
為替差損益	6,169 "
未払費用	6,143 "
資産除去債務	3,594 "
未収収益	3,334 "
減価償却超過額	3,253 "
本社移転損失引当金	2,262 "
繰延税金資産小計	258,972千円
評価性引当額	△255,719 "
繰延税金資産合計	3,253千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,635千円
繰延税金負債合計	2,635 "
繰延税金資産の純額	617千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	467千円
関係会社株式評価損	39,475 "
未払金	1,049 "
未払費用	12,208 "
資産除去債務	5,406 "
未払利息	3,456 "
減価償却超過額	15,539 "
繰越欠損金	310,846 "
繰延税金資産小計	388,449千円
評価性引当額	△388,449 "
繰延税金資産合計	— 千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	— "
繰延税金資産の純額	— 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2021年7月28日付で定款第13条の6の規定に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式について、2021年7月28日開催の取締役会決議により、2021年7月28日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 1,866,816株

B種優先株式 5,000,000株

C種優先株式 8,356,546株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 15,223,362株

(3) 交付後の発行済普通株式数

普通株式 43,524,003株

(新株予約権の行使)

株主からの新株予約権行使に基づき、2021年8月6日付で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株への転換が行われました。

新株予約権の行使状況

(1) 交付した普通株式数

普通株式 2,430,625株

(2) 交付後の発行済普通株式数

普通株式 45,954,628株

(3) 行使された新株予約権の個数

個数 1個

(4) 行使された新株予約権及び社債の総額

153,125千円

(5) 資本金増加額

76,562千円

(6) 資本準備金増加額

76,562千円

④ 【附属明細表】(2021年3月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	26,680	43,930	56,205 (29,525)	14,404	△14,404	20,067	—
器具備品	6,160	28,973	23,144 (19,434)	11,989	△11,897	11,048	91
有形固定資産計	32,840	72,903	79,349	26,394	△26,302	31,115	91

(注) 当期減少額の(内書)は減損損失による減少であります。また、当期末減価償却累計額又は償却累計額は、減損損失累計額を含んでおります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	315,057	1,391	315,057	—	1,391
本社移転損失引当金	6,736	—	6,736	—	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2021年3月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 広告掲載URL https://hd.finatext.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年7月28日	—	—	—	auフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役 勝木 朋彦	東京都中央区日本橋一丁目19番1号 日本橋ダイビルディング 17階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △6,406,685 普通株式 6,406,685	— (注) 5	移動年月日現在の当社定款第13条の6に基づく普通株式の交付と引き換えに行う取得請求権の行使、取得後の自己株式は同日付で消却(注) 6、7
2021年7月28日	—	—	—	UTEK 3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 東京大学エッジキャピタル パートナーズ 代表取締役社長 郷治 友孝	東京都文京区本郷七丁目3番1号 東京大学南研究棟 3階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △933,408 普通株式 933,408	— (注) 5	移動年月日現在の当社定款第13条の6に基づく普通株式の交付と引き換えに行う取得請求権の行使、取得後の自己株式は同日付で消却(注) 6、7
2021年7月28日	—	—	—	株式会社日本経済新聞社 代表取締役社長 長谷部 剛	東京都大手町一丁目3番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △933,408 普通株式 933,408	— (注) 5	移動年月日現在の当社定款第13条の6に基づく普通株式の交付と引き換えに行う取得請求権の行使、取得後の自己株式は同日付で消却(注) 6、7
2021年7月28日	—	—	—	ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 代表取締役 豊貴 伸一	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △4,000,000 普通株式 4,000,000	— (注) 5	移動年月日現在の当社定款第13条の6に基づく普通株式の交付と引き換えに行う取得請求権の行使、取得後の自己株式は同日付で消却(注) 6、7
2021年7月28日	—	—	—	ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 代表取締役 豊貴 伸一	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △1,003,482 普通株式 1,003,482	— (注) 5	移動年月日現在の当社定款第13条の6に基づく普通株式の交付と引き換えに行う取得請求権の行使、取得後の自己株式は同日付で消却(注) 6、7
2021年7月28日	—	—	—	ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 代表取締役 豊貴 伸一	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △1,000,000 普通株式 1,000,000	— (注) 5	移動年月日現在の当社定款第13条の6に基づく普通株式の交付と引き換えに行う取得請求権の行使、取得後の自己株式は同日付で消却(注) 6、7

2021年 7月28日	—	—	—	ジャフコSV5 スター投資事 業有限責任組 合 無限責任組 員 ジャフコ グ ループ株式会 社 代表取締役 豊貴 伸一	東京都港 区虎ノ門 一丁目23 番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	C種優先株式 △250,000 普通株式 250,000	— (注) 5	移動年月日現在の 当社定款第13条の 6に基づく普通株 式の交付と引き換 えに行う取得請求 権の行使、取得後 の自己株式は同日 付で消却(注) 6、 7
2021年 7月28日	—	—	—	株式会社SMBC 信託銀行 特 定運用金外信 託口12100440 代表取締役 荻野 浩三	東京都千 代田区丸 の内一丁 目3番2 号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	C種優先株式 △696,379 普通株式 696,379	— (注) 5	移動年月日現在の 当社定款第13条の 6に基づく普通株 式の交付と引き換 えに行う取得請求 権の行使、取得後 の自己株式は同日 付で消却(注) 6、 7
2021年 8月6日	—	—	—	Utec 3号投資 事業有限責任 組合 無限責任組 員 株式会社 東京大学エッ ジキャピタル パートナーズ 代表取締役社 長 郷治 友孝	東京都文 京区本郷 七丁目3 番1号 東京大学 南研究棟 3階	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	2,430,625	150,000,000 (61.7125224) (注) 8	新株予約権の権利 行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2019年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとされており、
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- DCF法(ディスカウントキャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は普通株式と比較して残余財産の分配等の点で権利内容が異なっており、それぞれの発行価格は当社の株式が証券取引所に上場する場合に種類株式1株につき普通株式1株を交付することを前提として、その権利内容を踏まえてDCF法(ディスカウントキャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。優先株式1株の発行時の価格は、A種優先株式53.57円、B種優先株式285円、C種優先株式718円であります。

6. 2021年7月28日の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年7月28日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。加えて、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてについて、2021年7月28日付で消却しております。また、当社は、2021年8月6日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
7. 取得請求権の行使にあたって、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
8. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
林 良太 (注) 1、2、6	東京都千代田区	19,109,330 (821,700)	38.12 (1.64)
auフィナンシャルホールディング ス株式会社 (注) 1	東京都中央区日本橋一丁目19番1号 日本橋 ダイヤビルディング17階	6,406,685	12.78
UTECC3号投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都文京区本郷七丁目3番1号 東京大学 南研究棟3階	5,794,658	11.56
ジャフコSV5共有投資事業有限責 任組合 (注) 1	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	5,003,482	9.98
伊藤 祐一郎 (注) 3、6	東京都港区	1,797,874 (1,214,524)	3.59 (2.42)
伊藤 英佑 (注) 4	東京都世田谷区	1,719,000 (1,719,000)	3.43 (3.43)
株式会社GCIキャピタル (注) 1	東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常盤 橋タワー9階	1,430,625	2.85
ジャフコSV5スター投資事業有限 責任組合 (注) 1	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	1,250,000	2.49
渡辺 努 (注) 1	東京都町田市	1,198,800	2.39
戸田 真史 (注) 1、3、6	東京都世田谷区	1,122,220 (422,200)	2.24 (0.84)
株式会社日本経済新聞社 (注) 1	東京都千代田区大手町一丁目3番7号	933,408	1.86
株式会社SMBC信託銀行 特定運用 金外信託口12100440 (注) 1、 8	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	696,379	1.39
保田 容之介 (注) 9	神奈川県大和市	622,240	1.24
渡辺 広太	東京都江東区	500,000	1.00
西村 清彦	東京都品川区	469,503	0.94
F i n a t e x t 従業員持株会	東京都千代田区九段北三丁目2番11号 住友 不動産九段北ビル4階	463,467	0.92
石橋 淳志 (注) 9	東京都台東区	427,790	0.85
齋藤 祐輝 (注) 9	東京都港区	427,790	0.85
高橋 充 (注) 9	東京都板橋区	350,010	0.70
今井 聡 (注) 9	東京都西東京市	201,600	0.40
辻中 仁士 (注) 5	東京都江東区	84,000	0.17
染原 友博	東京都武蔵野市	67,200	0.13
赤井 厚雄 (注) 6、7	東京都渋谷区	55,991	0.11
計	—	50,132,052 (4,177,424)	100.00 (8.33)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 時価発行新株予約権信託の受託者であります。
5. 特別利害関係者等 (当社子会社の代表取締役)
6. 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
7. 特別利害関係者等 (当社子会社の監査役)

8. 未来創生投資事業有限責任組合が委託した信託財産であり、未来創生投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び運営者はスパークス・グループ株式会社であります。また、議決権行使に関する指図権者兼未来創生投資事業有限責任組合に係る投資一任業者は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社であります。
9. 当社子会社の従業員
10. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2021年11月9日

株式会社F i n a t e x tホールディングス
取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 直 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社F i n a t e x tホールディングスの2018年12月1日から2019年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F i n a t e x tホールディングス及び連結子会社の2019年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月9日

株式会社F i n a t e x tホールディングス
取 締 役 会 御 中

P w Cあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 直 子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社F i n a t e x tホールディングスの2019年12月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F i n a t e x tホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月9日

株式会社F i n a t e x tホールディングス
取 締 役 会 御 中

P w Cあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 直 子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社F i n a t e x tホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社F i n a t e x tホールディングス及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月9日

株式会社 F i n a t e x t ホールディングス
取 締 役 会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 直 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F i n a t e x t ホールディングスの2018年12月1日から2019年11月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F i n a t e x t ホールディングスの2019年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月9日

株式会社F i n a t e x tホールディングス
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤英昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森直子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社F i n a t e x tホールディングスの2019年12月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F i n a t e x tホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。



FINATEX

HOLDINGS